

今近年に於ける製絲狀況を擧ぐれば左の如し

- 一 製造釜數
 - 器械絲釜數
 - 内 五十未滿 一箇所
 - 百以上 四箇所
 - 計 百未滿 二箇所
 - 七箇所
 - 座繰絲釜數
 - 内 十未滿 百五十二箇所
 - 百六十七箇
- 二 製絲數量及價額

名稱	器械		座繰	
	數量	價額	數量	價額
生絲	七、九七五	六九六、〇一九	二、一三一	一三二、八四七
製斗	一三〇	一、〇一〇	一三一	二、二〇九
生皮	一、九九六	二八、五八〇	一四八	一、六四九
其他	三八九	一、〇九八	八八	二二〇
計	一〇、四九〇	七二六、七〇七	二、六七二	一三六、九二五

三 製絲工場の主なるものを表示すれば左の如し

名稱	所在地	持主名	創立年月	動力	釜數
鈴木製絲場	猪苗代町	鈴木覺左衛門	明治二十一年七月	蒸汽	一〇〇

名稱	所在地	持主名	創立年月	動力	釜數
鈴木組合喜多方製絲場	喜多方町	鈴木孫三郎	同 二十九年七月	電氣	一〇二
同 第二工場	同	同	同 四十五年七月	同	一一〇
小林製絲場	山都村	小林喜八	同 三十六年四月	蒸汽	五〇
川桁製絲場	長瀬村	小楡山宗多	同 二十九年七月	同	五〇
五十嵐製絲場	喜多方町	五十嵐小右衛門	大正四年七月	同	一三二
都澤製絲場	月輪村	佐藤倉吉	明治四十四年三月	同	五〇

第二目 織物業

本郡に於ける織物は絹及木綿の二種にして木綿は古來各家之を營まざるもの殆どなく以て自家用とせしか近年は多く賣品を求めて使用することとなり自家用に製織するは農家の一部に野働き用の褌袴野袴地として織出すに止まり工場を設け機織を營業となしつゝあるは今は僅に鹽川町の深田工場あるのみ而して當地方に於ける絹織物の創始は小荒井村^{今の喜多方町}の宇内市兵衛にして實に文政年間在り市兵衛は元染物を業とし傍ら木綿織を營めり後ち世の流行につれ蟲の巢織をも製出せしか領主松平容頌大に蠶絲業を奨励せらるゝに當り製絹に着眼し自ら機業地なる川俣に赴き同地の川谷喜市に就きて絹織を學ぶこと數年にして歸郷し直に製絹を開始せしも未だ至らざる所あり爲に川谷夫妻を招き家族をして傳習せしめ之より専心製絹に従事せしを始めとし爾來精勵漸く盛大に至らんとし不幸明治戊辰の戦亂に遇ひ工場機器は兵燹に罹りて烏有に歸せり後市兵衛の子市平再興を圖らんとし其資を得ず後養子猪松に至り明治二年より再び製絹に着手し同三年西京より清助といへる職工を招き各種の織方

を學ひ之より綾絹、絹、綾、斜子織等の製織に努め後柳田幸助近江の人に就き海氣織を學ひ其後川俣地方より講師を聘し以て斯業の改良發達を圖れりされど其生産額僅少にして見るに足らざりき明治二十年川俣の機業家安齋謙吉といふ者當地に來るあり市平之に就きて大幅羽二重越前の織方を學ひ之か製織を創む時に高久孝吉喜多方町川俣より伊藤徳吉なるものを招き輕目絹の製織を開始せるありと雖も未だ廣く行はるゝに至らざりき元來蠶絲業の夙に開け自然製絹業の發達すへき資質を具備せることゝて時運の進歩は斯業の發達を促し明治二十六年に至り高久孝吉宇内市平豊島雄之助等首唱となり製絹の改良發達を目的とせる耶麻郡絹織同盟會なるものを起せり次て同二十七八年の前後に在りて日下縣知事は専ら製絹業の獎勵に勉められ二十七年に絹織授業師として伊藤徳吉・五十嵐徳松の二人を本郡に派遣せられしを以て就きて傳習を受くるもの多く之より次第に發達し其產出額を増加せり其後二十八年一月に至り製絲及製絹を兼ねる製絹合資會社起り三十三年に至り五十嵐合名會社及山都機業合名會社に於ても製絹を開始するありて漸次發展し羽二重の如きは川俣・福井をも凌駕せんの勢を呈し三十五六年は六萬三千餘圓の產額を見るに至りしか四十年の製絲暴落の結果製絲工場の廢休と共に是等の製絹工場も中止するに至り現時は僅に二三の賃織機業家あるのみ

第三目 漆器業

本郡に於ける漆器は喜多方町を以て其產地とす而して其製造の起原に就ては舊史の徵すへきもの稀にして其詳細を知る由なしと雖も其濫觴は今を去ること二百二三十年の昔廬名時代に在り其頃入田

付村に盛に行はれ五六十軒も之を營むるものありしか天明の饑饉後大に衰へ稻村・平林・塚原村等へ移轉せしもの多かりしと天正年間蒲生氏郷の會津の主となるや澁地首に吉川和泉助を始め組子四十六人を江州より召連れ來り之を各地に派して傳習せしめ大に之か保護獎勵に努められし結果漸次發達し寛永十九年保科正之城主たるに及んで漆器奉行澁地首堅地首等の士職を設け専ら其業を督勵せしむると共に一方に於ては漆樹の栽培を奨勵して堅く其伐採を禁し大に斯業の發達を圖られたる爲め元祿十四年に於ける今の喜多方地方の塗箒數は小荒井三十一本清次袋十二本塚原十七本高吉八本太郎九三本にて合計六十九本なりき其後享保の末には其販路も廣まり好評を博するに至りしにも拘らず木地の價格高まり一時斯業の發達を妨げし觀ありしか寶曆の頃時の領主盛に諸工業の獎勵に努められたる結果斯業亦著しく進歩し高目村の如きも寶曆より明和の頃まで六十六戸の内三十餘戸も漆器を生業とせしか其後次第に衰へたり降て明治戊辰役後は一頓挫を來し古來領主の保護したる漆樹は濫伐せられ練磨を積みたる職工は四方に離散する等實に見る影もなき有様に陥りぬ是に於てか時の民政局は情を察し之か救済の策を講せられたる結果漸く回復に向ひ加ふるに累代の縣知事は孜孜として斯業の改良上進を圖られ特に明治三十三年には日本美術員六角紫水を派し實地の講習をなさしめられしかは一層其技術發達し産額年々増加し大に世の稱讚を得るに至れり

喜多方地方は古來専ら日用の椀類及木鉢等所謂丸物の產地として名高く塚原椀の名あり近來に至ては盆膳等の板物を始め貴重の蒔繪物等まで盛に製造し其技術意匠も追々聲價を博するに至れり

喜多方塗の特色及缺點を擧ぐれば左の如し

(一) 特色

- イ 品質の堅牢なること 塗下地に古來豆粕より搾取せる澁汁を用る且素地を修理するに主に玄米粉を漆液に混して用ふると良好なる内國産の漆液を使用するを以て髹塗堅牢なり
- ロ 價格の低廉なること 用材の四方森林に多數なると職工生活の程度最低なるにより賃錢頗る廉なる爲め他産に比して非常に低廉なり
- ハ 塗方の特殊なること 古來花塗と稱して塗立にして而も其光澤他の數回塗りて研磨したるにも劣らざる外觀を呈して他に比類なし

(二) 缺點

- イ 狂差瘠縮を生ずること 榛地の乾燥不十分なる爲めに生ずるものなるも此等は機械挽榛地を用ふれば此憂なし
- ロ 美術的ならざること 當地方産は古來實用向を主としたれば美術製作には力を用ゐず堅牢を専らとしたりされは馬鹿塗と稱せられたり
- ハ 意匠力に乏しきこと 近來まては古來のまゝにて更に進歩の狀なしされども青年の結合より成れる漆器研修會の起れるありて斯業の研究に腐心しあれば今後は此缺點を除去することを得ん

今左に最近の製造戸口及製産額を掲ぐ

製造戸數 八十五戸

職 工

五百四十一人 内 男 三百七十五人 女 百六十六人

産 額

家具及裝飾品

四千五百圓

飲 食 器

十一萬六千九百九十圓

其 他

三千二百五十圓

合 計

十二萬四千七百四十圓

尙丸物の原料たる木地は多く一ノ木及檜原・吾妻地内より産するものなるか其挽方に手挽と器械との二あり器械挽に使用する様地製造器は先年鈴木治三郎姥堂・川上吉作喜多等苦心の末發明せしものにして營業者に大なる裨益を與へ現時は器械を使用するもの多く手挽は甚だ稀少なりされど此手挽の木地挽に就きては古き歴史を有すれば左に略述すへし

木地挽 會津もと木地挽少かりしを天正十八年蒲生家の會津に封せられし時近江國慈教寺の勸により同國君畑より木地頭佐藤和泉同新助と木地挽五人と其他慈教寺の三男了性を連れ來り了性を若松木戸千軒道當時黒川本光寺の住職とし木地挽は七日町に屋敷地を與へ置き會津郡慶山村にて始めて木地を挽きそれより處々に移り佐藤和泉の子孫は其後一ノ戸山川入にて挽出し木不足になり檜原山雄子澤に引移り木の不足を告ぐるや又高森へ引移る此の如く樹木盡くれは他山に移り常に山林に就て小屋をかけ常住の居宅を構へす其居を移せり之を飛といひしと而して此等木地挽の居住する地を木地小屋といひたり是れ今に各地に木地小屋の地名存する所以なり

第四目 製酒業

本郡に於ける製酒業は其起原を詳にせずとも雖も豊なる米穀の産地なるを以て自然古くより酒類醸造の業開けしならん享保年間會津藩の家老田中三郎兵衛職を以て經世の道を講し専ら力を殖産興業の事に盡さるゝ時藩主の命により酒造倉庫を設立して「御酒藏」と稱し杜氏を攝津國灘地方より備聘し從來の「醪持酒」を改良し清酒を醸造せしめたり是れ會津清酒の濫觴にして地方の需要を充たすと共に遠く關東地方にまで輸出を企てられき爾後之を民間の業に委ね藩は販路の擴張に努め當業者は酒造改良に心を傾け各地を視察し或は灘地方の醸造家に就きて醸造法を學ぶ等之か研究に努めたり明治十一年酒造税法の改正せらるゝや從來習慣として夏季には多く「醪持酒」として貯へ置きしを改め清酒と爲さるへからざるに至り各自苦心研究の結果醸造法を改良し以て支障を見ざるに至る其後益々醸造法改良の必要を感じ酒造組合の設置あり或は人を派し醸造法並に販路を調査し或は技手を聘して醸造法の傳習を受くる等其改良に努力したる結果今日の品位に進み他の稱揚を受くるに至れり特に喜多方地方は其原料たる米は善良にして最も酒造に適する美質を有すると共に水質亦佳良なる爲め清酒は濃厚にして甘味芳香多きは他に誇る所なり今大正六年の醸造家及産額を左に示す

品名	戸数	数量	量	價	額
清酒	二四	一四	一四、〇四一		三六一、六四〇
焼酎	一四	四五〇			四、〇五〇

第五目 製茶業

一 茶樹の栽培 本郡の製茶業は舊記の微すへきものなく其詳細を知るに由なしと雖も茶樹は今より凡百餘年前享保文化の頃に在りて既に各地に栽培せるものゝ如し時に百年前後の年數を經し茶樹あるを見ても之を知るへしされど其數の僅少なるは固より論を俟たず弘化嘉永年間に時の代官に於て茶樹栽培茶の實は宇治及越後村松等より求むを奨励せられ其後明治の初年に於ても民政局にて奨励あり十年頃最も盛大を極めしか十四年茶樹に病害を生じ枯槁するもの多く十五年に至り大に製茶の聲價を貶し茶樹栽培の收益穀作桑樹等に及はず且つ枯損多かりしとにより新に栽培するものなく其後漸次茶樹を掘起し桑樹を仕立つるもの多きを加へ近年は茶園大に減少せり

二 製茶の發達 茶樹は文化年代より栽培せらるると雖も當時一定の製法なく簡單なる鍋煎或は日乾等の粗製にて世の需用に適せず多くは自家用に供せるのみ弘化年間斯道に通せる大澤金齋なるもの當地に來れるを以て小田付代官所にて之を召抱へ扶持米二人を給し製茶に従事せしむ是れ當地方製茶の濫觴とも云ふべく其後近江國信樂より信樂喜平なるもの來る是れ又製茶に巧なりしかは代官所にては大澤と同様之を抱へ共に製茶に従はしめ専ら斯業を督勵せられしと共に一方に於ては茶樹の栽培を奨励せらる又安政の度より上三宮代官所にては赤谷金右衛門小田付を抱へ又吏員上田源造を宇治に遣はし傳習を受けしめ以て製茶を督勵せられ山中善彌小荒井を賣店とす斯の如く官に於て大に斯業の發達を圖られしを以て追々傳播せりされども猶未だ其製造法全きを得ず其産額も僅少なりき其後宇治

に至り或は當地に來りし人に就き其法を傳へ以て斯技の練磨を圖りし結果慶應年代に至りては著しく進歩し玉露をも製し得るに至れり

玉露は慶應元年赤谷金右衛門新潟に行き宇治の茶師眞田九平に就きて其製法を學ひて歸り小田付・小荒井に各一箇所つゝの茶園を選ひ耕耘培養に意を用ひ同四年に至り始めて製造せしに良品を得たるを以て藩に献上せしに藩主其功を賞され持高給田御通年割を命せらるゝ等官の獎勵怠りなく當業者は其改良に努めし結果明治十四五年の頃に至りては其製法稍精巧を極め第二回内國勸業博覽會に出品し優等の賞に預りしもの多かりきされども同十五年頃より茶樹の枯損夥しく爾來茶樹の栽培をなすもの尠なく斯業漸々衰へ曾て盛なる際には横濱及其他の地方にも輸出せし製茶が現時は漸く地方需用の一部を充たすのみ

今大正四年の製造家及製茶額を擧ぐれば左の如し

製造戸數
製茶額

十四戸
五百貫

第六目 鋸製造

鋸は喜多方町を以て主産地とす其創始は岡部善次にして元若松に在りては刃物製造を業とせしか文化年中當地に來り塗師又は大工桶工等の用ふる刃物類の製造に従事せしも當時此地方には鋸の製造は勿論之を修理する者もなきより土地の必要に迫まれ曾て若松に在るとき鋸製の技を學ひありしを以

て安政の頃より鋸製造を開始せり是れ喜多方町に於ける鋸製の始めとす夫より漸次發達し製造戸數も増加し十戸程になりしことありしも今は減少して僅に三戸のみ

第八節 水産業

本郡の地たる南に猪苗代湖及日橋川東北に檜原三湖あり其他沼河川溪流少なからされは淡水魚の蕃殖稍多しされは此等の沿岸には漁業に従事するもの尠からす今主なる漁場及魚類、漁獲數量等を擧ぐれば左の如し

- 一 漁場
 - 猪苗代湖 檜原三湖 日橋川 長瀬川 大鹽川 田付川 一ノ戸川 奥川 濁川 姥堂川の沿岸
- 二 魚の種類
 - 鮭 鱒 鯉 鮒 鮎 鰻 鰻 川ザイ 鯨 鯰 嘉魚 鰻 ボヤ 鱈 蝦等
- 三 漁獲數量

年 別	鮭		鱒		鮒		鰻		其 他		計	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
明治三十五年	二八〇	三三	八〇	五	六	一	三	七	三	九	九	九
同 四十年	四二六	三三	三九二	四	六	一	三	七	三	九	九	九
大正元年	六九三	八八	五七	五	六	一	三	七	三	九	九	九
同 四年	三三二	三三	一〇〇〇	二	六	一	三	七	三	九	九	九

養鯉 會津の地もと鯉魚なし保科正之入國以後田中玄宰三郎兵衛封内魚肉極めて乏しきを憂ひ河魚を繁殖せしめて之か缺を補はんと良種の鯉魚を江戸に求め土民をして之を養殖せしめたり會津地方に鯉魚ある實に玄宰の賜なり爾來本郡も各地に池を設け或は稻田を利用して養鯉を行ふもの多きに至れり

猪苗代湖の水産 猪苗代湖は面積七方里を有する大湖にして他湖に比して水産の多からざるは注入する諸川の内長瀬川の水源酢川は硫黄山より發出し硫氣湖水に浸入するにより游魚爲に疲瘦し産卵の障害をなす少なからず且沿岸概ね岩崖水底砂積にして荇藻を生せず食餌の少なきか故なりと云ふ但し鮒、鮠、水鱒、川ザイ、蝦の水産あり鮒魚の味最も美なる近江琵琶湖の産に譲らすと云ふ湖北の沿岸は砂土相混し蘆葦荇藻稍、生茂し諸魚多く棲息す鮒魚の獵額最も多きにより加藤嘉明の時寛永四年五月始めて湖北各村に課し鮒魚若干尾或は代金を以て税納せしめしより連続して松平容保の慶應四年に至る當時金曲生洲維六間横三間御用生洲といふありしも明治六年後は田圃となれり西南の平潟及南岸の舟津濱は概ね岩崖水底砂積多きも注入する流川あるにより鮠魚亦多し藩政の時天保二年松平容敬鯉、鱒、鰻、鰻、鰻、鰻、鰻を翁島村の長濱に放流す爾來蕃殖して各村の漁夫その餘澤を受く鯉は冬季水渇し瀕岸淺渚となり風波の漂寄する所となる時に之を掬ひ捕りしか安積疏水の爲め水閘設置以來湖岸水常に満ち鯉岸に寄着することなく採拾するに縁なきに至る寛永中湖西靜湯濱に風災を避くる爲め植付たる松林二町歩餘あり逐年繁茂し西風起り松實湖水に落るに際し諸魚集り來りて之を喰む漁夫其時を待て漁獲せしか近年松樹多く枯損し落實稀疎なるに由り諸魚來集することなく一の漁場を失ふといふ近年は一般魚類減少

し昔年に比し獵額大に減少するに至れり是に於てか水産養成の必要あり當局者は疾くに之を憂ひ農商務省は明治十九年より同二十四年迄湖畔月輪村關都に人工孵化場を設け虹鱒及其他の魚類を放流したり虹鱒は米國産のジマス「レールボート」なり此魚は北米合衆國太平洋沿岸の河川に産するものにして我國に移殖せしは明治十年なり當時のカリホルニヤ州水産局委員より我農商務省へ送付し來れり是れ此魚の米國より外國に移殖されたる嚆矢にして其後米國中央政府は太平洋沿岸の地に移殖し亞て世界各國に移殖せらるゝに至れり日本に輸入せられたる卵は一萬粒なりしか其半數は途中にて斃死し残り五千粒を孵化したるも未だ何等の設備なく且つ養殖に就きての経験に乏しき爲め非常の苦心をなし漸く完全に孵化したるもの千尾餘なりしか再三飼養場を變したる爲め其部度鯉魚を出し明治十三年には僅に三尾の雄、五尾の雌魚より二萬粒の卵を採取し之を孵化し猪苗代湖及日光中禪寺湖に放ちたるものなり されども好成績を得ざりき是に於て本縣水産試験場に於ては淡水魚中最も地方に適切と認むる魚種を選ひ之を蕃殖せしめ利用厚生

福島縣水産試験場川桁養殖試験部

- 一 所在地 長瀬村大字川桁字元幸野
- 一 使用面積 一千百坪
- 内 養 魚 池 八百七十一坪
- 事務所敷地 百三十二坪
- 寒天製造敷地 九十七坪
- 一 沿革

- 1 明治三十七年十月水産試験場川桁分場として設立し寒天製造試験を行ふ
- 2 明治四十年十二月一日より同分場に於て鱒養殖豫備試験を行ひ成績良好なりしを以て以後引

放流年別	十和田湖産							四別川産		丸沼産		琵琶湖産		支笏湖産		猪苗代湖産		計
	尾	尾	尾	尾	尾	尾	尾	尾	尾	尾	尾	尾	尾	尾	尾	尾		
明治四十一年																		1,500,000
同 四十二年																		1,500,000
同 四十三年																		1,000,000
同 四十四年																		1,000,000
大正元年																		1,000,000
同 二年																		1,000,000
同 三年																		1,000,000
同 四年																		1,000,000
同 五年																		1,000,000
同 六年																		1,000,000

右移殖放流の結果は移殖開始後兩三年より少数漁獲せられ年々六七百尾の漁獲を見るに至れり其後本湖は殆んど放棄せられたる觀ありしか明治四十年鱒の蕃殖試験を行ひ良好なる結果を納めたるを以て四十一年以降本縣水産試験場は再び鱒類移殖を計畫し年一百万内外の卵子を孵化放流しつゝあり其種類及數量左の左し

放流年別	魚卵運送			計	孵化中 斃死率	放流地
	鮭	鱒	イワナ			
明治十九年	400,000	80,000	80,000	1,200,000	一〇	長瀬川 菱沼川 小黒川
同 二十年	300,000	30,000	80,000	1,400,000	一〇	原川 舟津川
同 二十一年	300,000	90,000	90,000	1,200,000	一〇	同
同 二十二年	300,000	30,000	90,000	1,200,000	一五	長瀬川 菱沼川 原川
同 二十三年	100,000	100,000	100,000	2,000,000	一五	長瀬川 菱沼川 舟津川
同 二十四年	100,000	100,000	100,000	1,000,000	一五	不明
同 二十五年	100,000	530,000	270,000	900,000	一五	長瀬川 菱沼川 秋元湖
計	1,000,000	530,000	270,000	9,000,000		

次に農商務省に於て放流せられし尾數を示さん
 當部に於ては猪苗代湖に魚類蕃殖を圖るを主なる目的となし其鱒池中養殖、同採卵孵化、育養試験及淡水産生物の研究試験、猪苗代湖水産關係調査をなす
 猪苗代湖鱒類蕃殖に關しては明治十八年十月農商務省にて月輪村大字關都字瀧ノ澤に孵化場を設置せられ連續して明治二十五年に及び中止せられたり

- 3 明治四十四年度を以て寒天製造試験を中止す
 - 4 同四十五年四月より川桁分場を川桁養殖試験部と改稱す
- 一 事業

續き實施す

遮断して生成せるものにして之を堰塞湖といふ是等の湖沼は皆水産上有用なる地位に在り今後益、魚族の繁殖を圖らんと本縣水産試験場に於て明治四十二年二月中三湖に於ける魚族の盛衰を調査されたり他日水産養殖上の研究材料として左に其一斑を示さん

噴火以前に在りては凡て溪間の小流たるに過ぎざりしを以て該地方の魚類は概ね一定しヤマベ、イワナ、ハイ、カジカ、ボヤ等に過ぎざりしものなり

然るに噴火後四年目即ち明治二十五年の頃に至り三湖共に夥しくボヤの繁殖せしを認め續いてフナ又大に繁殖せり然るに近頃前二種は稍、衰運に向ひ茲にアカハラ、イワナ、似鯉方言カの類漸次繁殖の氣運に向ひて現今産出する魚類を漁獲の多量なるものより順に列擧すれば凡そ左の如し

アカハラ、フナ、似鯉、ボヤ、イワナ 以上多量のもの
鯉、カジカ、ゴリカジカ、ドゼウ、ヤマベ、蝦 以上少量のもの

是等の魚族は三湖共通のものなれども其漁場と魚類との關係を示せば凡そ左の如くなるへし

一 秋元湖 一般に置針又は釣を行ふ

小倉川 水量多くして春夏の交アカハラ夥しく秋季イワナ、マスの浜上すること三湖中第一位す多く筈及笈等にて漁獲す

中津川 前と同様なれども水量前者に比して少なく魚の産出量も少なし

一 小野川湖 同湖も秋元湖の如く四時置針釣魚をなす

中澤川 イワナ、マス、アカハラの浜上多し

本湖に於ては農商務省にて鯉兒放流後多少鱒の漁獲ありたれども年額甚だ僅少なりしか本縣水産試験場にて放流開始以後漸次増加するの風あり然れども湖岸線長大にして漁獲物散逸し其數量を捕捉するに難し水産試験場に於ては民間傳へらるゝ所を基として大正二年以降の秋季産卵の爲め沿岸各川に浜上せるものを捕獲せし數量を調査せしに左の如し

種 別	大正二年秋	大正三年秋	大正四年秋	大正五年秋	大正六年秋
町ヶ小屋川	二、〇〇〇尾	一五〇〇尾	二五〇〇尾	三〇〇〇尾	三五〇〇尾
濱路川	一五〇〇尾	一五〇〇尾	二〇〇〇尾	二五〇〇尾	三〇〇〇尾
横澤川	一五〇〇尾	一五〇〇尾	一五〇〇尾	二〇〇〇尾	二五〇〇尾
菅川	三〇〇〇尾	二五〇〇尾	三〇〇〇尾	三五〇〇尾	三五〇〇尾
舟津川	三、〇〇〇尾	二、〇〇〇尾	二、〇〇〇尾	四、〇〇〇尾	三、五〇〇尾
常夏川	三〇〇〇尾	三五〇〇尾	三五〇〇尾	四〇〇〇尾	四、〇〇〇尾
原川	五〇〇〇尾	五五〇〇尾	六五〇〇尾	八〇〇〇尾	八五〇〇尾
長瀬川	一、五〇〇尾	一、五〇〇尾	二、〇〇〇尾	二、五〇〇尾	三、五〇〇尾
小黒川	三〇〇〇尾	二五〇〇尾	三〇〇〇尾	三五〇〇尾	三五〇〇尾
小黒川	一〇〇〇尾	二〇〇〇尾	一五〇〇尾	一〇〇〇尾	一〇〇〇尾
其他ノ小溝	二、五〇〇尾	二、〇〇〇尾	二、五〇〇尾	三、〇〇〇尾	二、五〇〇尾
合 計	九、三〇〇〇尾	七、八五〇〇尾	九、〇五〇〇尾	一、二、五〇〇〇尾	一、二、六五〇〇尾

尙從來秋季以外に漁獲なかりしも近來に至り延繩及地曳網を以て五、六月頃漁せるに至り多少の蕃殖を來せるものゝ如し

檜原三湖の水産調 檜原・小野川・秋元の三湖は磐梯火山破裂の際其噴出物の堆積によりて流水を

大冷水川・小冷水川 二川共に中澤川と大差なし

吐出 小野川湖の西南方將に河流とならんとする附近の總稱なり此邊一體に小島多く水淺きを以て養立(魴)を作り置きカワザイ、フナ、マルタの類を漁獲す

一 中瀬 檜原湖より流出せる河の小野川湖に入るまでを稱して中瀬といふ五月頃投網を以てアカハラ、ボヤ等を漁獲し又流の緩なる所には魴を作りて似鯉、ハヤ等を捕獲す中瀬及吐出は最もよき漁場なり

一 曾原湖 中瀬の東に在る溜水なり一定の出水口なく降雨の際氾濫して中瀬に注ぐ此沼に鮒多し

一 檜原湖 前二湖の如く一體に置針釣魚をなす湖の北部檜原本村附近には魚類稍多し

黒澤川・澁澤川 二者僅に秋季鮒類の浜上を見ることあり

大澤川 鮒、ハヤを産す

道前川 マス、イワナ、ハイの浜上あり

金山川 水質宜からず魚類多からず

早稻澤川 マス、ハヤの類稍、漁獲量あり

前述の如く是等三湖は共に溪流の堰塞により生成せしものなるを以て水中に樹木多く到底網を下す能はず唯網を用ふるは河流等に投網するあるのみ従つて其漁獲法も亦多少迂遠たるを免れず今其魚類と漁獲法とに就きて示せば左の如し

イワナ、マスは春秋置針にて漁獲し夏秋の交、川に浜上せるものを築若くはヤス、釣等にて捕ふ其他魴に入るものあり大さは普通三百匁内外なりとす

似鯉は主に夏期川の瀬に築を設け又は投網を以て捕ふ其他湖中淺き場所に設けたる魴に入るもの少からず普通二百匁内外にして最大のもの七八百匁なり

フナは略ほ前者に同し

アカハラは多く五六月の頃川の瀬に小石を平均して産卵場を作り與へ之に集合するを待て投網にて捕ふ大さは普通五六匁より二三十匁のもの多し

猶置針魴にて捕ふマルタは百匁以上のものあり

ボヤは主に筥にて捕ふ

ドゼウは前に同し

カジカは前に同し

エビは笹の葉の類を束ねて水中に浸し之に集合するを待ちて抄網にて捕ふ
置針は冬季結水期間の外常に之を行ひ殆ど凡ての魚類之によりて得らる

是等三湖の沿岸に住するものにして漁業を主とするものは全岸僅に二三に過ぎす而かも漁獲物少なく且つ冬期結水期間は溪流僅に雜魚を得るのみ一家糊口に窮するの有様なり是に於てか湖水の經營をなすの必要を感す

然らば如何なる魚類を以て同湖に繁殖を圖るべきかと云ふに尙詳細なる調査を遂けたる後に非され

は決定し難きも前魚族の盛衰地形等より推考するに必ずや鮭鱒屬魚類殊に姫鱒の如きものたらざる可からず而して之か孵化場を設置すべき良好なる場所は小野川湖の東北隅小冷水川の川口より約五町上流に當る字百戸澤と稱する處なり同所には孵化育養に適當なる湧水多量に噴出せり二月十七日之を檢せしに水清冽にして水溫攝氏七度半水中の藻類は酸素の含有量豊富なるを示せり而して當時湖水表面及諸河の水溫は攝氏一度内外なりしなり

第九節 商業

本郡の商業は地勢の關係上地方的需給の範圍に止まれるを以て未だ隆盛なりといふを得ざるも各地方の要路に當れる喜多方猪苗代・鹽川の三町及山都熊倉村松等は本郡の商業地たり之に次て稍盛なるは大寺・北山(漆)とす其他各村とも二三の飲食店、雜貨店等なき所殆んどなきに至れり今商買戸口を擧ぐれば左の如し

大正四年末調

町	村	名	戸	數	人	員
喜多方	松山	喜多方町	七六七	二、五八一	八二	六四
上三宮	納宮	上三宮村	六一	八二	四九	四八
加納	納村	加納村	二二	四九	一七二	二二
北關	岩月	北關村	二六	一八	二二	二二
外	二箇村組合	外二箇村組合	五〇	二二	九	九

町	村	名	戸	數	人	員
熊倉	川村	熊倉村	一六五	一八〇	二四六	六六
鹽川	一箇村組合	鹽川一箇村組合	二四四	七五七	一五七	三四〇
堂島	德島	堂島村	二五	六八	五二	一一四
慶徳	形村	慶徳村	二二	八六	二二	三五五
响形	梯村	响形村	二七	三六	一一	一六七
磐梯	島村	磐梯村	五	一一二	四	一六七
翁島	里村	翁島村	八	一五八	二一	三二
千里	里村	千里村	一〇	六七	一八二	五七
月輪	長瀬	月輪村	三二	一四	二二	六六
外	猪苗代	外猪苗代	一五七	三〇	一八二	五七
外	吾妻	外吾妻	五二	二二	二二	三五五
外	山都	外山都	二二	二二	二二	三五五
外	相川	外相川	一一	一一	一一	一六七
外	新郷	外新郷	四	四	四	一六七
外	奥川	外奥川	二一	二一	二一	一六七
計	川村	計川村	一、八二四	五、七八九	一、八二四	五、七八九

各地市日の沿革 本郡の商業は古くより行はれたりと雖も現時の如く年中店を開き賣買するにあらずして毎月二回乃至六回の市日を定め近郷の諸村及他郡の商賈群集して交易せしものにして維新近くまで行はれたりされども其初市正月の初めの市日及詰市十二月の終りの市日は今日に至るも猶其日を違はず行はれ甚た繁昌せり今各地に於ける市日の由來を左に記す

中田付岩月村の内 昔内町外町とありて兩所に毎月二七四九の日十二度の市日ありて繁昌せしか天正十年外町の二七の市六度を小田付と小荒井二村共今の喜多方町に分ち其後は内町の四九の市のみを立てしに漸漸に衰微し一年に七月十四日及十二月二十九日の兩日のみ行はるゝに至りしも之も遂に廢せり小荒井喜多方町の内 蘆名盛氏の命により永祿七年四月二日市祭を施行してより毎月二七の六齋及七月八月の六日を市日としたりしか其後度々小田付と爭論し加藤嘉明の時より毎月二日十二日二十七日

及七月六日を市日とし相續て維新近くに至れり

山郡小荒井村市日

二日 六日 十二日 十六日 二十二日 二十六日

右當郷毎月の市日如斯相立候然而七月八月兩月六日之市日如前々可立之者也

慶長十二年十月二十五日

町野左近助繁仍
岡半兵衛尉重政

小荒井村 肝煎 百姓中

小荒井村市日之定之事

二日 上町 十二日 八月六日 中町 二十二日 七月六日 下町

右之市日三所に立申上は面々の市日の所に見世打可申事此外内見世外見世共に一切脇にて打間敷事此旨相背申者於有之は可爲曲事候仍而如件

慶長十三年七月二十四日

武藤三郎左衛門
七里 孫左衛門

檢斷 肝煎 百姓衆

山郡小荒井村市日之覺

二日 十二日 二十七日 六日 已上

右毎月之市日如斯相定候但六日之市日は七月一ヶ月可相立者也

寛永六年十月二十五日

志水 權右衛門
桑原 四郎兵衛
守岡 主馬 佐

小荒井村

肝煎 百姓 中

此外何時頃行はれしか毎年三月二日は難市とて現時に至るも止ます

小田付^{喜多方町の内} 天正十年に地頭佐瀬大和守、臺小田付、古屋敷、南條等に散在せる民居を知行所九十三

箇村の人夫を以て一箇筋に纏め町割をなし小田付村と名付け同十一年より中田付の市日に移せり此時中田付村より一箇の大石を贈る市神石と崇稱し鎮守總社^{今の出雲神社}の境内に置けり又市の祝とて左の品々を蘆名氏に獻せり

太刀一振 鷹二聯 馬一匹 黄金三枚

今度町割相究り市祭有之由千秋萬歳目出度儀候少分之儀に候得共爲祝儀米二石遣候幾久繁昌之印迄候謹言

戊歲六月二十日

大 盛 勘 介

肝煎中 百姓中

山郡小田付村市日之定

七日 十七日 二十二日 六日 以上

右毎月之市日如此相立候但六日之市日は八月一ヶ月可相立者也
寛永七年正月十五日

志水 權右衛門
桑原 四郎兵衛
守岡 主馬 佐

小田付村 肝煎 百姓中

小荒井の部に於て述へし如く市日に就きて小荒井と度々争ひしか寛永七年以後は七日十七日二十二日六日を市日として永續せり

熊倉 慶長六年始て立てらる此時蒲生家より與へられし文書左の如し
山郡之内熊倉村市場に相立候月に六齋五十に市可相立者也仍而如件

慶長六年十一月二十六日

満田 出雲守 任長

高備 中守 貞成

蒲生 忠兵衛 郷雄

町野 主水 佐重就

熊倉村 檢斷 物江土佐との

其後慶安三年より市日を月三度に改めしか何時の頃にか廢せり享保二十年三月市日を出願し又貞享二年六月米市再興を願出て又寛政元年二月市相立てたき旨出願せりと以て興廢ありしを知るへし一月十五日は初市として今に行はる

鹽川 慶長十三年より驛所となり元祿十二年九月、月六齋の市相立度旨出願享保年中駒市を立てられしか同十三年二月村費多きを以て其補として市立て度旨出願に及ひしかは駒市は濱崎に移さる同二十年三月新に市相立てたき旨出願す寶曆十一年十二月義倉取行に付毎月一六の日市相立てたき旨出願せり慶長十三年に官より與へられし文書左の如し

當町より檜原通駄賃順路之事鹽川領御藏入に被仰付之條かな川通其外脇道一切相止鹽川通上下駄賃可相通之旨

御意候若狽之族在之は可爲曲事之旨御掟に候條此旨道筋之肝煎百姓等に堅く可被申聞之旨に候爲其如此に候恐々謹言

慶長十三年八月二十八日

岡 半 兵 衛
町野 左 近 助

毎年歲暮大の月は晦日小の月は二十九日人多く集りて諸物を賣買す之を詰市と稱し繁昌せり
木曾^{山都付}_{の内} 享保二年十月より中買場として月に三八の日を以て米鹽等の中買をなせり

猪苗代 古來毎月三八の日を以て市日として永く行はれたり而して上十五日の三齋は本町下十五日の三齋は新町に市立てり

上述の如く各地に夫々市日ありて繁昌せしも安政の頃に至りては漸次衰頽せしものと見ゆ今小田付に於て善後策として立てたる方法を左に擧ぐ以て一斑を知るへし

安政四五年頃には小荒井は茶園賣青物賣種物賣砂糖賣杯都合二十人位小田付は凡て七八人位の商人

のみとなりしを以て安政五年四月小田付村の老百姓等相談し左の方法を立て實行せしに其結果良好なりしと

村内組々(十人)より一人つゝ何品に不拘持出商ふ事

若し出兼ぬる者は過料と致二百文を出す事

過料金二百文にて他人を雇ひ出す事

(此法によれば毎市必ず二十人は出づることゝなる)

市祭及米引

市祭は至徳元年葦名直盛府城を築きしより始まり領内各所にて行はる即ち毎年正月其市日の初日を初市に稱し郷頭、檢斷の前に假屋を構へ市神を祭りて祈年し其後米引とて郷頭の屋上より米俵を街上に投し全村の若者裸體のまゝ上下に分れて之を引き争ふ上の方勝ては其年の米價高くなる下の方勝ては米價安しと稱へき此日遠近より商賈群集して諸物を商ふ本郡各地の初市日は左の如し

小荒井 十二日

小田付 十七日

鹽川 十五日

熊倉 十五日

猪苗代 十一日

米引は明治四五年頃まで行はれしも其後は官より禁止せらる

第十節 昔時の生業及土産

一 生業一斑

川東組 酸川は硫黄の氣を帯ひ此水の灌く所は米穀の味薄しされど小田・酸川野・白木城等は其土地桑に宜しく養蠶の利封内に甲たり湖邊の村里は網罟の利も少なしとせす又良馬を産す

川西組

此組の諸村は薪樵に便よく網罟の利あれ共多くは瘠地にて米穀味美ならず

鹽川組

赤枝落合・入倉・上下西連五箇村は山中に在る故俗に山郷と稱へ田畝少なく薪材を伐出して生計の資とす赤枝及上下西連の三箇村は竹に宜し封内大竹稀なり此地の産他に超絶せり鹽川・下遠田は魚網の利あり又上下遠田は多く菜圃を開き紅花、地膚、藍の類を種ゑて鬻出す

小沼組

此組は東北は山に連り西南は平衍の地に續き田圃少からず辻・宮目・中目・金森上利根は平野に住する故俗に里郷と稱す中にも關屋・樟・大鹽上下川前・雄國新田等は山間に在り雪早く寒強く暑氣弱く農隙に薪を伐り炭を焼き獨活、蕨を採り或は箆籠籠等を作り生計を資く

小田付組

此組は水田列布し米穀の實り悪からず山中の村々は田畝少なければ専ら薪を樵り炭を燒きて生業とす小田付村は毎月三度の市日ありて遠近より相集り商賈を業とし山村は常に熊野猪・羚羊等多く作毛を害するにより鳥銃を放て之をおとす農隙に菌菜をとり箆籠箕箸等の雜器を製し餘産とす

小荒井組

四方曠平にて土地肥饒水田其中に開け米穀豊かなり小荒井は毎月市立ち遠近より人多く集り店を開て商賈を業とす村松・塚原・清次袋の三箇村は専ら漆器を塗て生計とす

五目組

村里多くは山麓に基布し薪樵の便よく田圃少からず日中・水澤・野邊澤・黒川・金屋・熱鹽等は凍雪を踏て深山より薪材を伐り雪消えて後溪流に下し府下に運送す日中流木と稱し士民の薪とす山岩尾・日中・水澤・野邊澤・黒川・百木・田中等は獨活、蕨を採り熊、羚羊をかり炭山灰を焼き紙を漉き搗栗、乾柿を製す又山岩尾・野邊澤・五目の端村・大平・黒岩等にてランノレ、サンマイバリと云ふ木にて雪舟を造りブナといふ木にてコスキを作り府下に出して生産の資とす

慶徳組 東は平地に續き西に山連り村落半は山に倚り半は平野に在り中間に濁川流れ養水薪樵の便よく田畠多し其土油菜、大豆、藍、木綿に宜し農隙に筵を織りて生産を資く萬力鎧召赤星大澤大木田原等にては藺笠を製して鬻出す山崎真木にてユクリ船とて幅二尺許長三間許の漁舟を浮へ長三四間の竹竿に綱をつけ一艘に二人つゝ乗り二艘相對して綱をひたし川下に下りて鮭をとる俗に之を鮭乗と稱ふ

木曾組 山間に開ける民居にして深溪狹隘の地に散居し平衍の地少なく耕耘の便悪しければ多く堤を築き溪水を貯へ田地の養水とす田畠多く五穀乏しからず網罟の利あり

二 土産 昔時郡内に於ける名高き土産を擧ぐれば左の如し

絲 小田は昔蠶を飼ふこと最も多し中にも績殊に勝れ四方より多く來り求む酸川野・白木城も小田に次ぎ蠶養すること多かりき

水晶 酸川野大原新田の北二十町水晶山より多くの石英を産す

蘿蔔 五十軒の産味辛く他産に勝れり

鉄 昔鹽川に丸屋藤右衛門とて數代の鐵工あり其製造宜しとて求むるもの多かりき

牛蒡 遠田の産香氣ありて味美なり

蘭蓆 稻村及上田にて之を織り専ら生計とするものあり其餘隣村よりも多く鬻出す總て北方表といふ

椀 塚原にて専ら漆器を塗ることを業とし四方に賣出す近村にも生産とするものあれども此村最

も多く製し出すゆゑ塚原椀と稱す

竹 宇津野の端村坊平に東西一町餘の竹林あり大竹を産す

砥石 日中の檜澤山より出す故檜澤砥と稱す膚礪く最も鋭鎌を研くに宜し又熱鹽の山中よりも出す

早百合 日中の山中に多し花淡紫紅極めて愛玩すへし白花あれども至て稀なり都て近村にも多く

あれども此村及山岩尾に最も多し加藤氏の時白花のものを求めしことあり

杉 一ノ戸村の山中に産するもの密葉繁茂し大抵赤杉なり木理歪みなく其材の美なること封内第一とし多くの器物を製造し甚た民用を利す又伐し後葉を生し自ら茂林をなし村西の山中の杉山は不時の用に備へて猥りに剪伐することを許さざりき

紫箕 極入の村西高森山より出つ

舞茸 極入の村北山中より出つ

蕨 木地小屋の諸山より産す氣味殊に勝れたり鹽漬とし毎年江戸へ獻せりと

芹 月輪村字都澤に在り古昔嵯峨平城二帝に上る

尙昔時本郡に於ける名物を擧ぐれば左の如し

沼尻の硫黄 沼尻の湯あか 湖水の鮒 長濱の黒濱石

小平潟の松露 磐梯の氷雪 大寺の大根 戸ノ口ぢんさい

鹽川の火打 北方の荒物 北方の疊表 北方の紅花

- 大鹽の鹽
- 針生しめじ
- 黒森の炭
- 岩尾の早百合
- 日中の木葉石
- むき胡桃
- 水
- 油
- 日中の研石
- 飯豊山の氷雪

第十一節 勸業功勞者

勸業上に功勞ある者にして其筋より表彰せられたる主なるもの、表彰文を左に示す

喜多方町 小荒井小四郎

資性剛直夙に製絲の改良に志し率先器械製絲場を設け私費を以て工女を富岡其他の製絲場に派し或は横濱市場へ直取引の道を開く等刻苦經營遂に家産を傾くるに至るも屈せず之れか發達に盡瘁し今や耶麻郡器械製絲の産額殆ど四十萬圓の多きに達したるは其力與りて多しとす仍て本縣勸業褒賞規程に依り銀盃一個を賞與す

明治三十三年五月十日

福島縣知事正五位勳四等 山田 春 三

松山村 佐藤喜十郎

資性温厚夙に志を酒造改良に傾け私費を以て山形兵庫其他の各縣を巡廻して之を研究し其得る所を地方に傳へ當業者に裨益を與ふる尠からず洵に實業に精勵したるものとす仍て本縣勸業褒賞規程に依り木盃を賞與す

明治三十三年五月十日

福島縣知事正五位勳四等 山田 春 三

銀 杯

福島縣耶麻郡堂島村 前田耕作

多年力を農蠶の改良發達に盡し殊に水利組合を設けて灌漑を便にし自ら耕地を整理して其普及に努め又製絲工場を創設し更に數多の工場を合同せしめて業務の擴張統一を圖りたる等其功績稱揚すへし仍て茲に之を賞す

審査長正五位勳五等 岡田 鴻 三 郎

右群馬縣主催一府十四縣聯合共進會審査長の薦告を領し茲に之を授與す

明治四十三年十一月十日

農商務大臣正三位勳一等 男爵 大 浦 兼 武

有功章贈與證狀

綠白綬有功章

前田耕作

夙に心を興農殖産に傾け力を公益に竭し模範桑園を開き蠶種の製造を創め教師を聘し傳習所を置き養蠶の改善を企て北方組を起して生絲の共同販賣を經り地方の蠶業をして今日の發達を見るに至らしめ水利組合を設けて灌漑の便を圖り馬鈴薯の栽培を勸めて補食糧の生産に資し苗代の改良に耕地の整理に馬耕の普及に堆肥の製造に又克く指導周濟する所あり勵精多年斯業の振作を襄成し其功尠からずとす仍て茲に大日本農會の有功章を贈與し以て其名譽を表彰す

大正二年九月七日

大日本農會總裁大勳位功二級 貞 愛 親 王

表 彰 狀

福島縣 冠木吉郎治

酒造業を經營すること多年夙に醸造法の改良を唱道し率先範を同業者に垂れ以て斯業の開發に資する所少からざるのみならず常に酒造組合の重要事務に當り善く其職責を盡し功勞顯著なりとす仍て本會規則に依り木杯壹組を授與し茲に之を表彰す

大正三年十月二十日

第一回奥羽聯合清酒品評會長

宮城縣知事從四位勳三等

俵

孫

一

表 彰 狀

耶麻郡喜多方町 梅本兵四郎

夙に漆器業の改良發達に意を注ぎ其販路の擴張に盡力し又多年會津喜多方漆器同業組合長の職に在りて熱誠斯業の發達に励めたる功勞尠からず仍て銀杯壹個を授與し之を表彰す

大正四年十一月十日

福島縣知事正五位勳四等

堀

口

助

治

第十六章 交 通

第一節 明治以前の交通

本郡は會津の北部に位し東北西の三面は山岳を以て圍まれ且つ自然に猪苗代喜多方山三郷の三方に區畫せられ爲に交通機關は古來不完全を極めたり加ふるに封建時代には山河の險を嚴存して人爲的に關所を設けて交通の自由を束縛したれば自ら地方の利源も開發せられざりき本郡より他地方に通

する道路は左の如し

一 本 道

二本松道

會津三箇所 脇道の内

猪苗代より都澤關脇を経て楊枝に至り楊枝峠耶麻安 積郡界を越えて東す之を坪下口と云ふ

福島道

猪苗代より酸川野・木地小屋を経て土湯峠耶麻信 夫郡界を越えて北す之を酸川野口と云ふ

米澤道

熊倉より大鹽楡原を経て楡原峠奥羽の 國界を越えて北す之を楡原口と云ふ

二 徑 路

(會津十五所徑路の内)

二本松道

一は酸川野より石筵峠を越え安積郡石筵村を経て二本松に通す

三 間 道

米澤道

一は極入村より羽前國岩倉を経て米澤に通す

一は一ノ戸村より羽前國岩倉を経て米澤に通す

一は野邊澤村より羽前國廣川野を経て米澤に通す

一は日中村より羽前國鹽地平を経て米澤に通す

一は入田付村より羽前國鹽地平日中村より來れ るものと合すを経て米澤に通す

上記の内本道の基點は總て會津藩の城下なりし若松に起り一は猪苗代街道と稱し蠶養より八田村・大

寺村を経て猪苗代町に至り一は七日町より上高野・濱崎・鹽川を経て熊倉村に至る是れ米澤街道なり共

に本郡を通ずる主要道路と知るへし今日に至りても尙ほ當時の舊態を存するありて如何に交通の不便なりしかを偲はしむ況んや徑路間道に至つては峻坂險路多く通行頗る困難を極めたりしなり

四 水上交通

日橋川揚川の兩河は昔時幾回か開鑿に従事したるも多くは失敗に終りしものゝ如し後に掲ぐる文書に見ゆる如く愈々廻米船を鹽川に備ふるに至りしは貞享年間よりにて從來若松に送りし租米を維新當時まで廻米船により水路鹽川より下り本郡館原村姥石に至りて一旦陸上をなし更に船又は陸路馬背によりて陣ヶ峯を越え津川に運へるあり津川より水路新潟又は大阪まで送り

猪苗代湖上漕運の始まりしは明確に知り難きも寛文十一年五月猪苗代湖上通船の法を定めたる記録の見ゆるあれは此頃より行はれしか明和五年九月には五百石積の大船を造りて湖上に浮へたる由なり河沼郡稻荷原村に集めたる租穀を戸ノ口に運ひ此より福良舟津壺下の三濱に運ひたる由なり猪苗代地方の租米は入江金曲三城潟より湖南秋山に運ひ陸路江戸に運搬せり左に廻米に關する文書を擧ぐ

御廻米運送

- 一 御廻米御船拾七艘 長九間程 幅九尺位

鹽川村御廻米問屋

栗村數右衛門預り

右者百二十年以前貞享元年數右衛門五代以前の祖鹽川より津川までの川路相開き御廻米運漕仕候處其後利田山、西海枝山崩れ難所に相成津川までの運漕不相成當時西海枝姥石館原まで御廻米運送仕候因茲御廻米爲御用御紋付の高提灯御渡被下置候事

右文化頃の書上による

維新前廻米の運賃を左に掲ぐ年により時節により増減したるなり

自若松 至江戸 米一駄の運賃 八百六十六匁

自若松 至新潟 米一駄の運賃 四百五十六匁

新潟より大阪までの船賃米百石につき十七八石より二十二三石の間なりき

五 本郡内に在りし關所

壺下口 壺下の北端二本松街道に在り此より楊枝峠を越えて安達郡に達す木戸門あり左右の山を切て道となし西は湖水を要害とす番成を置き往來を察せしめき

楊枝村 蒲生氏會津を領せし時壺下中山兩村の間山中人家なく往來の者困難せしにより慶長二年壺下村の東二十六町倉手の麓に此村を開き鐵砲二挺を預け置き五十石の年貢を免し出陣上洛の毎度必ず百姓二人を足輕に仕立連行きしとぞ

酸川野口 酸川野の村中に在り是より土湯峠を越えて信夫郡に達す木戸門を設け南は酸川を要害とし北は山麓に續く番成を置き往來を察せしむ

檜原口 檜原村の北端 今は檜原湖中に没すに在り之より檜原峠を越えて米澤に達す木戸門を設け左は山に傍ひ右は數町の椋木林ありて要害とす番成を置き往來を察せしむ

入田付 此邊は天正年中伊達氏籌場を構へて鹽川村へ飛脚の合圖をなし黒川の變を窺はしめしと云ふ

關所番人(慶應三年の調査)

酸川野口 山内駒之助 壺下口 安積岡次郎
入田付口 三浦友八 檜原口 穴澤新吾

六 本郡内に在りし驛所 維新前驛所に傳馬を備へ負擔の量賃金の額を一定し公用に充てしむ本郡内に在りし驛所を次に列擧す

關脇 二本松街道なり淀條目の制札あり

猪苗代本町 南の端は若松に行く裏街道にして二本松と福島との通りあり驛役は本町と新町にて十五日代りに勤む町中に淀條目の制札あり

壺下 二本松街道なり淀條目の制札あり

都澤 同前

酸川野 福島街道なり制札あり

鹽川澤 米澤街道なり制札あり慶長十三年までは米澤街道は金川通なりしをやめて鹽川通を開きたる由なれば同年より驛となりたるなり

大鹽 米澤街道なり制札あり

檜原 同前

熊倉 同前

大寺 猪苗代街道

外に小田付・小荒井・慶徳・木曾・小沼・木地小屋等も驛所に編入し制札もありたる由なれども傳馬を供する場合少かりしと云ふ

七 會津驛の繼行程 (本郡内を通する道路)

中山口行程

自大町札辻 至大寺 二里七町三十間

自大寺 至猪苗代 三里五十間

自猪苗代 至都澤 一里二十町四十間

自都澤 至壺下 一里二十間

自壺下 至楊枝 二十六町五十間

自楊枝 至中山 一里一町但楊枝より峠境まで五町五十間

總里程九里

酸川野口行程

自大町札辻 至猪苗代 五里八町二十間

自猪苗代 至酸川野 一里二十六町五十二間

自酸川野 至木地小屋 二十町

自木地小屋 至大原 二十四町五十間

自大原 至土湯峠 二里十四町十間

總里程十里二十二町十二間
米澤街道檜原口行程

自大町札辻 至鹽 川 二里三十一町四十間

自鹽 川 至熊 倉 一里二十八町

自熊 倉 至大 鹽 一里十二町

自大 鹽 至檜 原 二里九町

總里程八里八町四十間

附 自檜 原 至綱 木 二里二十九町

自綱 木 至關 一里十九町

自關 至米 澤 二里八町

總里程十五里二町四十間(若松より米澤まで)

入田付口行程

自大町札辻 至鹽 川 二里三十一町四十間

自鹽 川 至小田付 一里二十七町

自小田付 至入田付 一里十八町

總里程六里四町四十間(但し入田付より大峠なる國界まで三里)
左に驛に關する文書及掟を載す

一驛役の事により蒲生氏の時壺下と都澤と爭論せし時の文書

坪下都澤駄賃馬付下之儀に付て申分聞届け候所詮都澤御倉入之事に候間一ヶ月を半月宛坪下と申談越後代之如く付下可仕者也

十一月二十七日

岡 半 兵 衛 尉
町 野 左 近 助

都澤村 肝煎百姓中

今度竹村通に付坪下村宮古澤村出入御座候間惣方相談を以相定申候上十五日にやうしへ參候村送之儀やうし村にて持候事不成候は、十六日に宮古澤村へおとさせ可申候又晦日にやうし村へ參候村送もちはたし候事不成候は、坪下にて一日に請取可申候但あいのを鳥番之儀は夜あけ次第に相定申候此上はたかに申事仕間敷候爲其たかひに一筆を取あひ申候爲後日仍如件

慶長二年五月四日

坪 下 村

七 郎 左 衛 門
百 勘 三 郎
姓 中

宮古澤村 與左衛門殿

助兵衛殿 百姓中

一鹽川村驛所となりし時の文書

當町より檜原通駄賃順路之事鹽川領御藏入に被仰付之條かな川通其外脇道一切相止鹽川通上下駄賃可相通之旨

御意候若猥之族在之は可爲曲事之旨御掟に候條此旨道筋之肝煎百姓等に堅可被申聞之旨に候爲其如此に候 恐々謹言

慶長十三年八月二十八日

岡 半 兵 衛
町 野 左 近 助

驛に關する掟

往還筋驛々并渡場之儀に付而は度々

御觸面茂有之厚御世話も有之候處御領内驛風取締之儀に付文化二丑年改而被 仰渡有之驛々間屋共へも締筋之儀厚申聞置候趣も有之候處間茂無之内相弛猶又文政六未年同様御世話も有之候間屹度風俗可相嗜筈之處無其儀風俗取亂候形相聞甚以不相濟義に付右驛筋之義に付此度於 公義改而嚴重之御觸面有之於御領内茂猶更嚴重之御取締被 仰付候間自今以後うかと相心得居り後悔致候義等有之候而は無詮事に候間彌以 公義御觸面之趣相守人馬繼立速に取計凡而旅人へ對し聊不法不埒之筋無之様馬士船守人足共へ厚申諭取締方屹度行届候様可致候若自然旅人に對し少之越度を取難澁申懸酒手等ねたり取候體之義於相顯候は御所當被 仰付問屋迄茂御答筋可被 仰付候條等閑に不相心得風儀著敷相改候様可取計候事

一 東筋江戸道中人馬繼立方之儀一日十三人十三足之御定に有之貫目數之義も御規定有之候間當町問

屋場を始赤津津川へ三ヶ所へ役人出役之上武士荷筒數駄賃帳へ爲引合目方の輕重に不拘掛改致紛敷荷は切解不正或は御定に越候重目之分は掟之通取計且賣荷之義は自他拜共に小切手渡爲取計候筈に候間拔荷或は紛敷荷物重荷等之義兼而心を付見當次第改所へ可申出候事

一 旅人宿着候は、旅籠屋深切に致世話往來之者御領内へ入候得者致安心心強旅行致候様物に心を配り懇懃に可取扱候事

一 旅人及乞食に至迄御領内往來致候内於途中煩ひ付或は於旅籠屋疾病之憂有之致難澁候體之義有之候節 公義御觸面并

御代々被 仰出之趣彌堅相守憐愍を加へ早速醫師をかけ服藥爲致所役人共方へ申出定宿等有之者は右宿へも申遣厚介抱可致勞費を厭ひ身遣れ致外宿へ送遣候様之儀有之候は、御吟味之上屹度御所當可被 仰付候事

一 於旅籠屋宿料取候儀は賄方致候品之高下及費之次第に可寄義には候得共通一篇之旅人と心得宿料を増取候様之義抔有之候而は甚以不相濟義に候間厚心を盡し聊粗略に不致淳直之風俗引及候様可致候事

御定 旅籠

一、上百六十文

一、中百三十文

一、下百文

一 旅人之内不法成義有之候は、其次第所役人方へ申出若所役人掛合に而不相及節は其所に留置可訴出候事

一旅人之内間屋に不羅馬士共へ直相對致し荷物運送致候者も有之哉に相聞右體之義有之候は、驛方へ訴出直相對致候馬士屹度御答可被 仰付候事

御 定 貫 目

本馬乗下

一二十貫目

但 三四貫目迄用捨

輕尻乗下

一五貫目

但 二三貫目迄用捨

駄賃本馬

一三十六貫目

但 三四貫目迄用捨
以上四十貫目迄

駄賃輕尻

一二十貫目

但 二三貫目迄用捨
以上二十三貫目迄

此外に重貫目有之候得は造替爲致尤是迄は諸荷物へ當り右貫目より相増候得は人足半人増或一人増と相記繼立に相成候へ共以來決而不相成候事

一長棒駕籠

但人足六人持

一 挺

一切棒引戸駕籠

但人足四人持極手輕引戸に而障泥戸駕籠同様に候得は三人持

一 挺

一四ツ手駕籠障泥戸駕籠

但人足二人持

一 挺

右之外人足歩持之義は一人持五貫目其外五百目一步と相改八貫目有之候得者一人六分と相成候右貫數に越候荷物は繼立申間敷候事
右條々屹度相守不可違犯者也

天保十三年十月

會 津 道 中 奉 行

以上の記事により驛制の大要及我國一般の宿驛に起りし情弊も推知せらるへし

維新前の交通に就きては上に述べたる如く其不便實に甚たしく今日より想像も及はざるものありき荷物の運搬には僅に馬を用ふるに過ぎず驛には間屋なるものありて運送のことを掌れるも多く官用のものゝみされは此間に在りて地方民の苦心畫策せることも少からざりき今茲に一二の例を擧げんに安政年間に押切川田付川を開鑿したり前者は今に遺跡を存せる喜多方町の西南通船場に水門の設ある貯水場を作り數隻の船を置きて漕運に従へり水門を開けは水の逸出する水勢を利用して下船に便し日橋川に通せり田付川にも同様の装置をなして通船したれども水量少く水路も迂回したれば其便押切川には及はずして早く衰微したり押切川の通船業の裏面には當時の小荒井村の發展策に起因し田付川の通船は小田付村か幾分と競争の氣味にて計畫せられたる傾なきに非ずとするも以て當時の狀況を察知することを得へし明治の初年に於ては依然舊態を呈せしか明治四年小沼組肝煎岩本左一郎か北方地方の穀物等運送の爲め本郡大鹽村より雉子澤秋元原を経て高森に至る道路開修の件を官に建議し以

て土湯越により福島に運搬し此より船にて荒濱に至り海路東京に漕運せんことを圖れり官に於ても熱心に測量せられたる由なれども終に實行するに至らざりきかゝる例は實に二三に止まらざりしなり

第二節 維新後の交通

明治の初年に於ては依然封建時代の舊態を持続し交通の不便を極めたりしか政府當路者の指導と世運の進歩に催され次第に改善せられたるを以て道路、鐵道、郵便、電信、電話等年を逐うて開設せられ産業の發展に資する所尠からず

一 道路 道路の改善に就きては明治の初期より種々計畫せられしも因習の久しき容易に決行せられざりしか明治十五年三月地方六郡會津五郡及東諸原郡聯合會議の決議を經明治十五年五月を以て北會津郡若松以西新潟縣に通ずる越後街道及栃木縣より山形縣に通ずる會津街道の開鑿に着手し同十七年八月竣工せり是れ所謂三方道路にして時の縣令三島通庸の所置は例令民權を蹂躪したる專横の非難は免るべからざるも氏の功績は没すべからざるものあり爾來郡は最も力を注ぎ舊道の改修新道の開鑿を行ひし結果今や四通八達して又昔日の不便を感せざるに至れり

今主なる道路の變遷を記すれば縣道越後街道は明治十二年十月縣道一等に假定せられし線路にして本郡及會津地方より中央部及越後に通ずる唯一の通路なりされは三方道路の大土工中の一に加へ之を改良し以て地方部の聯絡を啓けり縣道會津街道は新開鑿に係り明治十七年二月縣道一等に假定し初めて此名あり同十八年五月越後街道中、中山村より山湯を經て壺楊に達する分は元里道なりしを縣道に

換線し中山村より直に壺楊に達する舊道を里道二等に假定せり若松より來り本郡鹽川・熊倉大鹽・楡原を經て米澤を通り山形に達する線路は明治十二年十月に縣道三等と定められしか會津街道の newly 開鑿せらるゝや明治十八年八月里道一等に改められる喜多方地方より越後津川に往復するには昔は迂回して河沼郡坂下に出て縣道越後街道に依りたりしか明治二十九年十月縣道會津街道中喜多方町より起り山都村を經て河沼郡群岡村地内に至り縣道越後街道に合するやう開鑿し以て喜多方地方と山三郷との交通の便を圖れり又明治二十年五月會津街道中鹽川に起り磐梯猪苗代・關都等を經て壺楊地内に至り越後街道に達せしめ是を猪苗代通と稱し喜多方猪苗代間の交通を完全ならしめたり其後漸次里道の開鑿又は改修を行ひて今日に至れり左に本郡内を通過する縣道、里道の名稱、發着點、延長等を掲ぐ

縣道

名稱	發着點	經過地名	着點	延長
越後街道	月輪村大字山湯	千里村、姥堂村、堂島村、豐川村、喜多方町	喜島村大字翁澤、岩月村大字入田付	一一、五六八、二〇九、〇九五、〇
會津街道	鹽川町			一八一、〇九五、〇
喜多方停車場通	喜多方町字菅原町			二四七、五
鹽川停車場通	鹽川町			一一〇、八
翁島停車場通	翁島村大字磐根			一三五、四、〇
猪苗代停車場通	千里村大字千代田			一〇三五、七
上月停車場通	月輪村大字川湯			三五、〇
熱鹽街道	喜多方町字上町	喜多方町、松山村	熱鹽村大字熱鹽	六、四八〇、一

里道

名	發點箇所	經過地名	着點箇所	延長
土湯街道	猪苗代町字新町	長瀬村	香妻村大字若宮	四、四一〇、〇
山根街道	香妻村大字蟹套		長瀬村大字川柵	四、〇九八、〇
長瀬役場街道	長瀬村大字三郷			一、六二〇、〇
關都停車場街道	月輪村大字關都			九一一、〇
見福山街道	猪苗代町字新町			六二五、〇
猪苗代街道	磐梯村大字磐梯			四六二、〇
東街道	鹽川町			一五、一四五、一
若松街道	熊倉村大字熊倉	駒形村、磐梯村、香島村、千里村、磐保村、猪苗代町、長瀬村、姥堂村	月輪村大字壺楊	四、一四三、〇
米澤街道大澤通	堂島村大字會知		駒形村大字金楯	二、二五八、〇
同 熊倉通	北山村大字北山		鹽川町	四、〇五二、〇
同 北山通	喜多方町字東町	熊倉村、姥堂村	同	一、一五八、〇
同 山崎通	慶徳村大字豊岡	岩月村、關柴村、北山村、大磯村	榎原村	一、六三一、〇
坂下街道	豐川村大字一井		慶徳村大字山科	五、〇六二、〇
大寺停車場通	磐梯村大字磐梯		堂島村大字會知	七五〇、〇
五日街道	松山村大字鳥見山	上三宮村	加納村大字加納	二、三一六、〇
堂島役場通	堂島村大字四奈川			一、二一七、〇
慶徳役場通	慶徳村大字豊岡	關柴村、豊川村、姥堂村	姥堂村大字小府根	七五、〇
鹽川街道	喜多方町字東町		駒形村大字中屋澤	三、九一八、八
駒形役場通	鹽川町			一、九二〇、〇
日中街道	熱鹽村大字熱鹽			一、九八〇、〇

名	發點箇所	經過地名	着點箇所	延長
熊倉街道	喜多方町字東町	關柴村	熊倉村大字熊倉	三、九六〇、〇
越後街道奥川通	山都村字木曾	木幡村	奥川村字川口	一三、五四一、〇
同 新郷通	喜多方町字寺町	慶徳村、小川村、山都村、山郷村	新郷村大字豊洲	一八、五八五、一
同 宮野通	奥川村大字眞ヶ澤		奥川村大字宮野	九〇一、〇
坂下街道館原通	山都村字館原			一二五、〇
相川街道	山都村字木曾	木曾村	相川村字藤澤	三、一二八、〇
一ノ木街道	相川村字藤澤		一ノ木村一ノ鳥居	三、五四〇、〇
豐川役場街道	豐川村大字米室			七七〇、〇
翁島停車場通	翁島村大字磐根			四二五、〇
喜多方停車場通	喜多方町字寺町			七八五、〇
舟引街道	木幡村大字木幡			八七三、〇
見頃街道	喜多方町字上町	松山村	上三宮村字見頃	一、二〇〇、〇

二 鐵道

本邦に於て鐵道運輸の開始せられしは明治五年横濱品川間にして爾來官私設鐵道年と共に延長せしか東北地方に於ては私設日本鐵道會社の經營に係るもの東京上野驛より來りて白河・福島仙臺を経て青森に達せるは明治二十四年なりしも會津の地は尙車道を以て満足するのやむなき有様なりき

岩越鐵道は郡山を起點とし新潟に至る線路にして始め官設鐵道として布設の希望を有し明治十九年以來地方有志者に於て東奔西走盡力する所ありと雖も國家の事業には自ら緩急あり財政にも亦限あるを以て政府は明治二十五年法律第五號鐵道敷設法中本線を第二期線に編入したり然るに地方有志者は之か速成を希望し岩越鐵道期成同盟會を組織し政府及帝國議會に對し第一期線に繰上の請願をなし明

治二十六年即ち第五回帝國議會に於ては衆議院特別委員會を通過せしも不幸にして解散の爲め其目的を達せず翌二十七年即ち第六回帝國議會を召集せらるゝや地方關係各郡市より委員を出京せしめ前回同様の趣旨にて速成の請願をなしたり衆議院特別委員會は異議なく採擇し本議に上り全院一致を以て通過し尋て貴族院に移されれ又大多數を以て通過するに至りたり然るに是より先き假令貴衆兩院を通過するも政府の採擇を憂慮したるか爲め一面に於て私設鐵道の計畫を企て奔走中明治二十五年八月日下義雄氏福島縣知事として赴任せられたるを以て地方有志者より本鐵道の完成に努力を請ひたり氏は公益の爲め喜んで快諾を與へられたれば有志者は大に力を得奮て事に膺れるに至る而して當時尙縣會よりも建議する所となり是れと同時に株式募集の準備をなす等着々歩武を進め居る折柄適ま新潟鐵道株式會社の名義を以て本線を同じく私設事業として出願せんと企つる者あるを探知せり是に於てか萬一にも其先願權を奪はるゝに於ては事業進行上は勿論將來容易ならざる支障を來すべきものあるを恐れ一日も躊躇すへきにあらずと急を以て議を決し明治二十七年五月岩越鐵道株式會社の名義にて資本金七百萬圓とし起業目論見及定款を具し逓信大臣に對し發起許可の出願をなし翌二十八年十月本社資本金を六百萬圓に減し之か訂正の出願をなしたり此間日下知事か日本鐵道株式會社の重役澁澤榮一氏及同會社長小野義真氏等の贊襄を得るに際し多大の盡力を以てせられたる功勞は永く没すへからざるものとす而して會津一市五郡及安積郡に於て取纏めたる株數は三萬五千九百九十九株にして此株金は百七十五萬九千九百五十圓とし東京なる澁澤榮一氏及日本鐵道株式會社の心配を以て取纏めたる株數は八萬四千八百一十株とし此株金四百二十四萬五千圓にして計十二萬株、此株金六百萬圓とす同二十九

年一月假免狀の下付を受け同年四月より線路の測定に着手し其他諸般の設備を爲し同二十九年九月本免狀下付の申請をなし同三十年五月之か本免狀の下付ありたるを以て即日發起人より取締役に事務の引繼をなし是れにて岩越鐵道株式會社の創立全く成る同三十年十一月郡山より工を起し漸次工事を進捗し同三十一年七月郡山・中山間の營業を開始し同三十二年七月若松まで開通せり其後經濟界の不振と多額の増費とを要するものあるを理由とし會社は既定の線路を變更せんとする議を唱へ明治三十一年十月喜多方地方の有志者を招きて説明する所ありたり是を聞きたる有志者は意外の説明に一驚を喫し忽ち地方に一大紛擾を見るに至るに至り其極河沼郡坂下町方面と闘らざる激争を醸せるは寔に遺憾とす喜多方地方有志者は熱烈なる意氣を以て屢、會社と交渉を重ねたる結果會社の讓歩する所となり明治三十五年二月の株主總會に於て遂に若松喜多方間の工事開始の決議をなす是に於て紛擾は漸くにして茲に解決を告げたるも未拂株式多數の爲め事實上工事の着手に困難する所あるを以て喜多方町は止むを得ず未拂株式の缺損額九萬圓を引受け以て會社を援助せり之か爲め速かに起工の運をなし同三十七年一月を以て開通するに至りたり爾來時勢の進運に伴ひ諸物價騰貴し資本を増額するにあらざれば喜多方以西の工事著手に行き迫り一時形勢觀望中同三十九年十一月本線をして國有に編入せられたり是れ本線の爲め寧ろ僥倖とする所なる可し乃ち同四十年三月第一期豫定線に追加せられ同年四月より實測に着手し漸次喜多方・新潟の兩方面より起工し殆んど八星霜に互り大正三年十一月を以て全道の開通を見るに至りたり爲に會津地方の利源開發せられ旅客復た清懷を抱て來往し其利便なる實に隔世の感あらしむ

停車場 年次	旅 客		貨 物		貨 客		金 計
	乗車	降車	貨物	小荷手荷物	旅客	小荷手荷物	
關 都	一三、〇一九	一三、三三三	一、一七九	三、二九〇	一、八八七	三、〇七七	四、三〇一
川 都	九、六八三	一〇、六八八	一、一七九	三、二九〇	一、八八七	三、〇七七	四、三〇一
猪 苗 代	一八、一四七	一八、八六九	一、七四三	一、三四三	一、九〇〇	二、五〇八	二、四五一
翁 島	一〇、〇三六	一〇、〇〇八	一、六六八	一、一八〇	一、九〇〇	二、五〇八	二、四五一
大 寺	二、四二八	二、二〇五	一、六〇九	一、一八〇	一、九〇〇	二、五〇八	二、四五一
鹽 川	五、〇六〇	五、五〇五	一、〇三九	一、一八〇	一、九〇〇	二、五〇八	二、四五一
喜 多 方	五、〇六〇	五、五〇五	一、〇三九	一、一八〇	一、九〇〇	二、五〇八	二、四五一
山 都	四、三二八	四、三二八	一、〇三九	一、一八〇	一、九〇〇	二、五〇八	二、四五一
合 計	同 同	同 同	同 同	同 同	同 同	同 同	同 同
大正二年	三、七、四、八四	三、五、一、九一〇	一、三、六、四四	一、三、二、四三	一、三、三、三三	一、三、三、三三	一、三、三、三三
同 元 年	三、四、一、〇七	三、五、二、八八	一、三、八、〇七	一、三、八、五八	一、三、八、五八	一、三、八、五八	一、三、八、五八

三 軌道 耶麻軌道と稱し長瀬村川桁驛より發し下館樋ノ口木地小屋を経て大原を終點とし其延長十哩日本硫黄會社の經營に係り沼尻硫黄山製出の硫黄搬出の目的にて計畫せられ明治四十一年許

可を得大正元年工事に着手し大正二年五月十一日を以て開通せり營業事務所を川桁驛に置き一船乘客及貨物の輸送に従事す軌道の幅員内二呎軌條重量十二封度積載量は客車十二人、貨車三噸なり

川桁下館間二哩半 下館樋ノ口間二哩半 樋ノ口木地小屋間二哩半 木地小屋大原間二哩半 次に客貨賃率を示せば左の如し

旅客一哩金三錢	全線片道金三十錢	外に通行税一錢但し往復切符は一割引を以て發賣す
斤數	一級品	二級品
百斤一哩	一錢二厘	一錢五厘
噸 扱	一級品	二級品
一噸一哩	十四錢	十五錢
		十六錢

車輛數は獨逸製七噸機關車三輛、客車五輛、貨車有蓋車三噸積四輛、貨車無蓋車三噸積三十五輛を有す

四 郵便及電信電話 維新前樞要の都會には飛脚問屋の設ありて信書金品の集配を行ひたる所ありたれども本郡内にはかゝる設備は嘗てあらざりしなり明治五年七月始めて郵便御用取扱所と稱し通常郵便の取扱を爲したり其當時の取扱所は小田付、鹽川、猪苗代、大鹽の四箇所なりき

明治六年三月御用の二字を撤せられ同七年四月郵便制度を布かれ同八年一月より郵便局と稱するに至る其當時の郵便局は左の如し
鹽川、大鹽、小田付、猪苗代、金川、木曾、慶徳、藤澤、上三宮、半在家、熱鹽、入田付、平明、

檜原、小沼、酸川野、横向、戸ノ口、大寺
其後幾多變遷ありて今日に至れり

郵便取扱局 喜多方、喜多方下町、村松、加納、熱鹽、大鹽、檜原、熊倉、鹽川、會知、慶徳、
磐梯、翁島、關都、猪苗代、吾妻、山都、相川、笹川、奥川、川桁の二十一局にして何れも三等郵便
局なり以上の内無配達局は喜多方下町、村松、會知、慶徳、關都の五局なり

年 度	切手賣捌所數	郵 送 函 數	通 常 郵 便	
			引 受	配 達
大 正 元 年	一五一	一五四	二、〇三六、一六一	二、五四九、三〇〇
同 二 年	一四八	一五七	二、四八一、七〇九	三、〇一五、〇一一
同 四 年	一四九	一五六	二、六〇〇、〇五八	三、一五九、三八四

電信取扱局 喜多方、鹽川、山都、猪苗代、翁島、磐梯、相川、奥川の八局なり
電信取扱所 上戸、關都、川桁、大寺、喜多方以上加納嶺山事等なり

年 度	發 信 通 數	受 信 通 數	料 金
同 二 年	一一、三九六	二九、二四〇	五、一一八、〇八〇
同 四 年	一一、三二一	二九、〇三九	五、〇九四、六一〇

前記二十一局にて取扱へる小包、爲替左の如し

年 度	小 包		爲 替	
	引 受	配 達	出 額	拂 込 額
大 正 元 年	一九、七六二	二七、五四八	一五、二五八	一九〇、二四八、二七〇
同 二 年	二一、六五九	三三、四〇五	二六、八八五、三〇〇	一五、三七四、一七七、四六四、六三〇
同 四 年	一九、九一三	二七、九四四	一六、七三三	一七五、一五九、三八〇

電話交換所ある局 喜多方郵便局、磐梯郵便局
電話通話取扱局 猪苗代、鹽川、山都の三郵便局

喜多方局に就きて見るに大正元年以來加入者數に於て一二の増減ありたるのみなれば茲に大正四年
度の加入者數職業別を掲ぐ

加入者數九六 内商業四七、工業一、官公署五、醫師一一、旅宿飲食店一八、其他一四
磐梯局は同地の工業俄に發達したる爲め大正五年十一月より創設せられ加入者一五なり

五 渡船場

名 稱	兩 岸 地 名	川 名	水 幅	名 稱	兩 岸 地 名	川 名	水 幅
山崎船場	北慶徳村大字山科 南河沼郡川西村大字宇内	阿賀川	七〇	小ヶ峯船場	北山郷村大字揚津 南河沼郡登世島村	同	六〇
舟岡船場	北小川村大字小舟寺 南河沼郡川西村大字永井	同	八〇	柴崎船場	北新郷村大字豊洲 南河沼郡上野尻村	同	七〇
木曾船場	北山郷村大字木曾 南河沼郡千咲村	同	八〇	川口船場	北奥川村大字元島 南河沼郡群岡村	同	七〇
館原船場	北山郷村大字三津合 南河沼郡千咲村	同	八〇	備考	柴崎船場、岡田式ニヨル		

猪苗代地方に於ては維新前より明治年間に至るまで金曲村西の、小平海村東の、東館村西のに渡船場ありたるも今は總へて架橋せられたり

六 水上交通

日橋川 本郡鹽川と新潟間の漕運は維新前と變ることなく米鹽等の輸送をなせり多く津川にて中繼する例なりしも時には新潟まで直輸送をなしたることもありき然るに航路の危険なるのみならず河床に砂礫の堆積年と共に甚たしく明治二十五年に至りては全く通航杜絶のやむなきに至れり此等の業務は多く鹽川村なる津田五一郎氏の經營する所なりき

猪苗代湖 明治維新後水運の進歩に催され明治三年八月本郡山潟なる關加一郎氏漕運會社を創め行季船長九間幅九尺一艘を設け安達郡本宮地方より輸送し來れる鐵類、魚等其他の雜貨を湖北赤井戸口埠に回漕したり其後業務も擴張せられ行季船も亦七艘二十四石積より八十石までに増加したる由なり

明治十四年安部隆三なる者越後より汽船の古釜を買求め賣渡人を同道創設に従事し漸く汽船を作りたれども機關の不完全なりし爲に漕運の用をなさざりき然るに同年山潟村關加一郎、戸ノ口村五十嵐惣吾、安積郡舟津村鈴木壽作、新在家村渡部源十郎等發起となり釜を買入れ蒸氣船を新造し同十五年より漕運に供したるも收支償はず債主の督促に苦めらるゝこと屢なりき遂に渡部源十郎氏有力なる出資者は將來收益の見込なきを慮りて其出資金額を會社より年賦にて返還することを約し關係を絶つに至れり是に於てか一層經營の困難を極めたりしか幾多の失敗に屈せず業務を繼續せし爲め漸く利益を見るに至り更に汽船を新造して二隻となし一日五回つゝ往復せしか内一回は舟津村及赤津村中濱に航して貨物

の運漕をなしたりき明治二十二年頃より營業狀態良好に赴きしか更に收益を増加せるは同二十四年即ち私設日本鐵道會社の經營せる鐵道の東京より青森まで完成したる時よりなりき是れ越後を経て會津に入りし貨物の反對に本宮郡山より輸送し來りて更に越後地方にも供給する物あるに至りたればなり爾來營業狀態極めて良好なりしも明治三十二年私設岩越鐵道の郡山より來りて若松に通するや會津地方に出入する貨物は全く汽車によりて運送せられ湖上に汽船の必要なきに至れりされど尙一隻の汽船を残して湖岸の運送業に従事したりしも缺損多き爲め一年有餘にして廢業するに至れり

されは鐵道の開通と共に一時會津の咽喉を扼せる爲め旅人貨物の輻湊して雜沓を極めたりし山潟及戸ノ口は俄然衰微して一寒村となるに至れり當時猪苗代地方を除ける本郡に出入の貨物は若松を経て戸ノ口によれるものなりしか米穀類は鹽川より八田街道を通り戸ノ口に至りて汽船に轉載するか一般なりきされど尙は一部の貨物は通ほし馬車と稱して汽船によらず若松郡山間、若松本宮間を運搬したるもの少からされども冬期に於ては不可能のことなりきされは秋の終頃より翌春三月末に至る間は戸ノ口山潟の兩地に滯貨すること甚たしく秋發送したる荷物の翌春に至りて倉庫の隅より發見せらるゝ如きは珍らしきことには非りしなり斯かる有様なれば四季を通して二隻の汽船が貨物を圓滑に漕運し能はざるは勿論にして地方有志か私設岩越鐵道の敷設に盡瘁したる主因の地方發展策に在りといへども亦自然の要求によりしことを知るべし

戸ノ口・山潟間汽船の運賃は次第に値上したるか

米一駄 七錢より九錢まで 一人 十錢より十三錢までの間なりき

第十七章 水利

第一節 灌溉

一 猪苗代湖疏水 此猪苗代湖疏水は安積郡の諸原野を開墾して移住の便を興し共に古田の旱害を除かん爲に猪苗代湖を疏導したるものなれども本郡の水利上に關係すること甚大なれば其由來及工事の一斑を記述す

抑此疏水は故大久保内務卿の建議計畫に興り松方前勸農局長の斡旋する所なり曩時故卿は 聖志を體認し移住、開墾、水利の業を先とし汎く殖産の興隆を計るか爲め明治九年十二月南一郎平をして先づ其根據の地を陸羽地方に卜擇し同十年十月猪苗代湖の水利を視察せしめ同十一年三月奈良原繁を擧げて之か總括を命せり故卿世を去るの後伊藤參議内務卿を以て遺緒を繼述し更に上請裁可同十二年十月松方前局長と共に其實地に蒞り同月二十七日起業式を擧げ翌二十八日を以て現業に着手せり水利の工場を第一第二着とし同十二年十月を以て第一着の測量を了り湖西戸ノ口の工事を始めとし湖東山潟灣渠口より延て數多の工事を興す第一着の工事大部分本郡内に在りは同十四年七月を以て略竣工し同月三十一日通水式あり第二着の工事は同十五年八月竣工同月一日を以て通水式を擧ぐ其他の分水工事及各支線の工事等は同十六年六月を以て全く成功せるを以て同九月二十七日成業式を擧行せるに至れるなり 明治十二年十一月二十四日福島縣令は猪苗代湖疏水事業の趣意を各郡へ諭達せり

(前略)其費用の巨額を不被爲厭猪苗代湖を通し安積岩瀨二郡の原野を始め從來の旱田を併せて灌溉の水利を充たしめ先づ此地を根據として將に漸次殖産の施爲あらんとす然り而して其周圍十二里二十二町餘面積六方里餘の大湖の水其深きは四十餘丈淺きも十餘丈にして諸水之に注入する者大小三十餘派水量の夥き旱涸の憂なくして閩湖之か水を呑んで其の噴出する所唯一の十六橋あるのみ然れども該橋の水底淺くして灌流の水量僅少に止れり今安積等の地方に分流する所の精測に據るに夫の六方里餘の表面より毎秒時尺立方二百箇を分流尺立方の水量は一斗五升四合二勺五撮することにて此二百箇を九十日間を合算すれば水面底下すること僅々一尺五寸四分也然れば十六橋の淺底に此低度を加ふるを以て川流を絶つに至る爲め該橋の上下に於て同く一尺五寸四分の敷下げをなせは水門及量水尺を以て水を計ひ已前筋を下す手續なり聊以前通りの灌漑に差異を現せざるは敢て疑を容れずと雖も尙事の序を以て現在の水底より下二尺の敷下げをなすを以て工事の大目途とす故に若松地方減水の恐れなきは云ふに及はず尙幾分の餘裕ある者極めて實際に證する果して遠きにあらざるへし從て山潟村地内田子沼に代はるかため字ザラメキの溜池を築き五百川に沿ひ玉川堰以下諸堰の關係は玉川堰に於て水門の設けあり且つ晴雨に應し沼上峠隧道口水門の開鎖をなせば阿武隈川等に於ける流量は已前と差異を生せず此他水土に關する事件總て穩當の處分有之候は縣廳に於ても厚く保認致候に付這回の起業に對し管民安堵のため先以て水利の一斑を告示候條厚く御趣意を奉體し地方の日に開明に至るを喜ひ一層勸農の道相立候様可相心得云々(下略)

疏水工事の梗概 抑猪苗代湖は周回十三里餘にして古來諸水の流注するもの大小三十餘流此湖面

より安積郡の地方に新渠を開き夏日灌田の用水を分疏せんかため溜水の低下すること平年に於て九寸大旱の年一尺五寸四分なり此に豫備を加へ二尺とす即ち湖西戸ノ口の川底と戸ノ口堰布藤堰の水底との敷下十六橋なる十六箇の水閘の建築は皆二尺の低度に依て興る所なり

一里僅に十尺餘の高低あるのみ又沼水の湖に入る所一條の河脈あり今の溝渠は此に溯て開通せり沼を東に去れば沼上嶺の隧道にして嶺は湖面より高き僅に百尺と雖も嶺背巉岩の壁立せる凡二百五十尺壁道の噴水は嶺より三四分の處に懸る噴水の激湍する處岸樹日を蔽ひ浚流斜に通す水流の湊る所五百川の名あり(下略)

舊橋取毀 湖西溜水の吐水する所に從來十六橋と稱する石橋あり新橋を架するか爲め先づ假に川上に假橋を架し次に舊石橋を毀ち以て敷下すへき川中へ水留め締切柵を布設す時巖冬に際し降雪なれども激流の締切なれば寒中の潤水の時とて事業至難にして就役堪へ難く僅に締切の功を竣り一滴の漏泄なきに至れり

河底掘鑿 河底は一面岩石なるを長八寸一間四分幅百三十三尺餘深二尺餘敷下けの爲め總て火薬を用ひて掘鑿し橋の上下南北に延ひ以て吐出する水の流勢を従ふ火薬の掘鑿は工事意の如くならず然れど強て切ならずし百間許の河底砥の如く一の凹凸を遺さず因て成業後の流勢二倍を加へ用水を疏通するの至便を得たり

十六橋建築 橋は湖の銚子口に横斷架設しありたる舊橋を毀ち改築したるものなり即ち十六門の眼鏡橋を築き毎門開板を箝め込み量水尺の昂低に應し之を開閉し溜泄に便せり十二年十一月着手十三

年十一月竣工す十六橋高幅共十一尺長さ三十六間一分七厘毎門の幅十尺とす

戸ノ口布藤堰改築 戸ノ口堰は橋の西より第二第二門間の臺石幅六尺、布藤堰は橋の東より第一第二門の間幅五尺に築き二堰の瀬割堤中之に倣ひ臺石あり築き堰の堤に及ほし堤前後のセメントを填め漏水を防ぐ二堰各千五百間餘

布藤堰隧道 布藤堰の下一の隧道あり長さ八十間迂回して其高低一ならず又其前後深數十尺の溝渠ありて常に崩壊せり今之を修補し新に隧道を開き完全を得たり

山潟灣渠口沙除波止 山潟灣渠口は湖の東隅に當るを以て冬季降雪の候に至れば西風の激浪衝突して打寄せの砂礫の爲め常に渠口を閉塞するにより風波の經驗と淺深の度とに由り南北二箇の波止を築出し怒濤の激衝を遮斷し渠口の閉塞を防ぐ之を湖東疏水の咽喉とす即ち南波止長八百七十尺四分北は二百二十四尺四寸にして南北相距五十尺馬踏十二尺敷二十三尺なり十四年五月起工同十月竣工す

渠口より田子沼に至る溝渠 此距離千三百八十七間餘溝渠水底の幅十五尺にして溝渠の深さ九尺餘最も深きは二十三尺左右の傍腹一に一半一分五の法 上口の廣さ八十六尺餘宛も一大運河の如し此工事田子沼の水を頭に戴き湖水の水面を渠口に負ひ渠口は湖面を下る七尺餘水底は量水尺の〇下三分六寸一分五厘水面は〇上三尺六七寸の時 又左右は泥濘の濕地なれば掘鑿中湧水流るゝ如く掘り土は軟鬆の黒土なり又此地三面山を負ひ雨濕最も多く就業の日甚た稀なりされは工事非常に困難を極めたり

田子沼決水 前の溝渠略は成るを待ち沼水を湖水に落し沼底を測るに底は西南の山に沿ひ迂回して自ら溝渠の狀をなせり距離七百七十間餘第一着は隧道貫通後沼尻の泥水を流し第二着は渠口より水

を引て沼口に着手し泥土を押し流し前の溝渠と後の隧道と連絡して自ら一の溝渠をなせり此工は明治十四年七月着手し九月に成る

田子沼の溜溜水を決するや全沼の泥水渦遊して隧道を下る午前五時より同十時に及ぶ沼尻の泥水距離凡三百間深さ凡十五六尺上の口五六十尺許纔に五時間にして流れ落ち大渠となる隧道の下口は暗黒の泥水山腹に飛び瞬間土砂の部分を蕩盡して掛流となり五百川の源に落つ水の狂瀾する所忽ちに風起り雨散し黒雲は木梢を捲き断虹は掛流に隠見す加之噴水の勢山動き谷鳴り凄然として近つき観る者少なく實に稀世の壯觀なりき

田子沼開墾段別八十七町八段一畝二十六歩 (明治二十五年調)

山潟石橋

山潟の溝渠は人馬の往還に係る道路を横断する所三あり皆新に石橋を架設す

一は平橋にして長二十六尺四寸幅六尺六寸水底より高さ十二尺なり一は水閘を兼ねたる石橋にして長二十六尺四寸幅十一尺二寸水底より高さ十三尺なり三門の水閘あり毎門の幅七尺此水門は即ち疏水の關隘なり

隧道口掘削

長九十一間餘深さ平均二十尺餘此所土質軟弱崩壊の恐れあり故に水底より木柵を二段に構へ高さ各六尺水底に大材を箝め底を割石にて疊めり

隧道口水門

水門の幅七尺高さ八尺其構造は石柱を隧道口の岩石に箝め水門の頭に渡り石を架し兩側石垣各三十尺餘鐵鎖を以て門扉の開闔をなす

沼上隧道

長さ三百二十五間二尺五厘高さ六尺幅三尺五寸勾配一間六分三厘流送水積尺立方二百

箇なり此隧道線は堅石一面に布き掘鑿甚た苦し故を以て中央に勾配を付くる構高を掘下け左右に分つ之を勾配間風と稱す亦横高と隧道口との間に直高を穿ちて亦左右に分つ之を井戸間風と稱す是に於て本線前後の口數六箇所より掘鑿す之を一番口より六番口とす

ザラメキ溜池

田子沼の水は従來山潟村の用水なりしも沼は疏水溝渠の線路に當て沼水全く隧道に落盡する爲に其用水を缺く因て同村の地内字ザラメキに溜池の堤を築き此に代ふ池底平坦にして山趾左右より迫り恰も囊括の狀あり故に堅牢の堤を築き十分の水を溜ふれば田子沼に比し其幾倍の水を溜ふへし

築堤の長さ七十七間 明治十二年十一月着手し十三年四月落成す

疏水の灌溉段別及戸數 (明治十八年二月調)

- 一段別 二千六百三十町二段一畝七歩
- 一 戸數 二千八百八十五戸
- 一 開墾段別 二百九十八町一段一畝二十五歩
- 此戸數 三百四十四戸

二 土田堰

土田堰は延寶二年時の家老友松勘十郎奉行して八萬人の人夫を催し磐瀬村字澁谷の域内にて長瀬川を引き磐梯山の腰を開鑿し八千六百二十七間の渠を通し土田新田を開く因て土田堰といふ長坂新田・澁谷見禰の三部落を過ぎ見禰の社地より猪苗代町の西なる原野を経て土田に至り田地の養水となり小屋川に入り大谷川となる

土田の里民友松氏の德澤を仰き貞享四年七月一社を造營し忠彦神社と號し尊崇せり
土田用水堰普通水利組合

- 一 創 立 明治二十六年九月七日
- 一 組合區域 磐瀨村 長坂、澁谷、見福、沼ノ倉 磐保村 土町、町堤、崎、町島田 猪苗代町 新町、本町、中町、北窪 千里村 北高野、嘉堂殿、谷地、百目貫、
- 一 區域内の戸口 五百四十三戸 三千七百五十七人 仁藏、堤、崎、島田、翁島村 土田、五十軒、砂川、三城湯、新在家、南眞行、西眞行、東眞行、大在家、釜井、烏帽子小屋
- 一 灌漑面積 四百七十八町四段三畝六步
- 一 組合議員數 十人
- 一 經 費 大正七年度豫算

金六千三百四十一圓三十七錢
 内金四百五十八圓
 金八十二圓
 金一千二百二十四圓二十六錢
 金百圓
 金六十三圓
 金四十三圓八十四錢
 金四千四百七十圓二十七錢

管 會 事 積 取 豫 臨
 理 議 業 立 調 備 時
 費 費 金 費 費 費

土田堰に關する古文書

一 土田堰開修は延寶二寅年見福山御神領用水のため新に開修に相成り水源は檜原川字松留より堰入
 流末土田新田村に至る
 延長 八千六百二十七間
 内

- 千六百四十五間 松留揚口より三ツ家まで
- 三千二百六十五間 三ツ家より御橋まで
- 三千七百十七間 御橋より大谷川落尻まで

- 御神領
- 二十七町四畝二十步 土田新田
- 五町一段七畝步 一ノ澤
- 三町二段七畝步 磨上村大寺村

右堰創業の際は夫及夫食相懸り候儀と申傳候是は御家臣友松勘十郎殿御取計を以て出來候
 由其後如何様の修繕方に相成居候哉往古の事は不詳
 近世に至り修繕方は舊藩政の管理にして郡役所より郡吏年々出張該堰筋見分の上人夫及諸色共に目
 論見仕立に相成候内各村々の樋口四寸樋一挺に付人夫五十人を課出する方法なり各堰へ賦課する人
 夫九百五十一人を引去り殘夫は猪苗代郷舊川東、川西兩組男子十五歳より六十五歳までへ賦課し修

繕するの方法に相成居り申候尤も諸色代價共に右同様賦課致し修繕す修繕中郡吏定出張に相成候上人夫召出候外に肝煎番と申し官所より吏員人撰之上罷出られ候右費用は定數の内御渡に相成悉皆舊藩政の御特別に御座候

三 上山下堰今和泉堰ともいふ

本堰は磐瀬村字上松留にて長瀬川を引く往古は猪苗代地内字長瀬堰及中小松の六ツ成水道堰等より灌溉し僅に養水の用に供せしも萬治三庚子年に磐瀬村の長阪新田の開村、白木城及各村の新田開墾等の舉ありしを以て水利の缺乏を來し流末灌溉する能はざるに至り時の堰守たりし小檜山半内關係各村と同盟し官に請願し承應元壬辰年堰方江上武兵衛村松八郎右衛門疏水路を檢測し同二年工事に着手し目論見人夫三千八百人の豫定にて代官佐藤武兵衛・甲賀衆・井上六藏・平野仁右衛門奉行して字茶葉澤より工を起す同三年には代官澤田九左衛門物書永井八右衛門代りて監督す明暦元年代官飯田久兵衛・甲賀衆・安田九兵衛同村字上松留より工を起し明暦三年より飯田兵左衛門監吏たり此工着手の初より竣工に至るまで七箇年小檜山半内等日夜勉勉其工を扶く人夫總計七萬五千餘人此灌溉段別三百七十九町九段二十六步堰の延長三里五町四十六間四尺嘉永六年の如き大旱の年にも養水の缺乏なかりしと

上山下用水堰普通水利組合

一 創 立

一 組合 區域

猪苗代町本町、新町、北窪、今和泉、東谷地、中町 磐瀬村澁谷、見福 千里村嘉堂殿、打越、北高野、西館、牛沼、西谷地、蜂屋敷、相名目、入江 月輪村中目、松橋、小平灣

- 一 區域内の戸口 三百八十戸 二千九百六十二人
- 一 組合 議員 九人
- 一 灌溉 段 別 四百六十四町六畝一步
- 一 經 費 大正七年度豫算左の如し

金一千六百四十二圓九十八錢

内金二百五十七圓十錢

金五十九圓十錢

金一千二十四圓四十六錢

金四十圓

金三十二圓三十二錢

金百四十九圓

金八十一圓

管 理 費	會 議 費	事 務 費	基 本 積 立 金	組 合 費 取 扱 費	豫 備 費	臨 時 費
-------	-------	-------	-----------	-------------	-------	-------

四 遠田堰

此堰は喜多方町の西にて押切川を引き上下遠田堂島の田地に灌き下遠田の西にて日橋川に入る遠田は日橋の巨川に傍へども地形高ければ水を引くへき便なかりしを嘉永六年遠田の肝煎喜右衛門といふ者之を鑿りしと本堰は松山村大字大飯坂字坂井清水を水源とし押切川及田付川を横斷して遠田に至るものなれば水源は一の清水のみにて押切川は夏期は一滴の流水なきを常とすれば往々用水に不足を告ぐるを以て明治三十五年に暗溝の設置を計畫し押切川を三十八間深掘し切石を以て暗

溝を設け之を補水となす此工は明治三十五年五月三十一日起工し同年十二月二十二日に竣工す
 修繕は藩費支辨にして夫役は鹽川組外二組に課し小田付及鹽川代官所の監督に屬して保護ありしも
 維新後は關係部落人民の負擔にて施行せり明治二十三年水利組合條例の發布あるや直に組合設立の協
 議に係り同三十九年九月創立委員の設置を出願し同三十二年七月水利組合組織の認可を得たり組合
 設には時の村長前田耕作氏の盡力の結果に依るといふ

遠田堀用水堰普通水利組合

- 一 創 立 明治三十二年七月十九日
- 一 組合 區域 喜多方町寺町、菅原町 豐川村高吉、荒 堂島村藁、柴城、東鏡沼、沖、第六天、貝沼、上遠田、下遠田
- 一 區域内の戸口 五百四十一戸 三千四百五十人
- 一 組合議員數 十八人
- 一 灌溉段別 三百十九町二畝十六歩
- 一 經費

大正五年度決算

一	金二百八十五圓六十四錢五厘	入	歲
一	金二百四十五圓三十九錢	出	歲
	殘金四十圓二十五錢五厘		高
	大正七年度豫算		高

一 金二百八十四圓八十一錢

一 基本金 五百圓

遠田堰掘浚の時加藤家より與へられし文書左の如し

可出ス人足之事

一	三十六人ハ	遠田村	一	二十三人ハ	貝沼村
一	九人ハ	沖村	一	八人ハ	大六天村
一	十九人ハ	柴城村	一	九人ハ	鏡目村
一	四人ハ	新明村	合	百八人	

右者遠田村の井出うまり候に付さらへ候普請之用に候間此方々鐵砲之者奉行に遣候間右之人足肝煎
 共召つれ罷出奉行に引渡しふしん可致者也

午三月二十七日

守 岡 主 馬

村々肝煮中へ

五 八箇村堰 八箇村堰の堰口は熱鹽村大字相田字野邊澤の南方約十町を距る野邊澤川の右岸に
 在りて熱鹽村字金屋外七箇部落の田地の用水に充つるを以て八箇村堰と名つく開鑿の年代は詳ならさ
 れども寛政年中代官手代鈴木源次郎なるもの仁慈果斷を以て一等官林の中間を疏通するの工事を成功
 し大に便益を得爾來旱害を減するに至れりといふ

本堰は毎年芒種の五日前に在りて野邊澤川を土塊にて堰留め幹川の總水を引き上くるを舊來の慣行

なりしと

明治二十四年四月二日 本縣知事より時の加納村長山口昌平・熱鹽村長渡部寅吉に八箇村用水堰普通水利組合の創立委員を命ぜられ同年十二月十二日總代會を開き規約を設定し翌二十五年一月九日を以て認可せられ同日加納村長に之か管理を命ぜられたり

八箇村用水堰普通水利組合

- 一 組合 區域 熱鹽村 加納村 五目、根岸、下谷地、鷺田、田中、上野、針生
- 一 區域内の戸口 百十五戸 四百六十人
- 一 組合議員數 八人
- 一 灌溉段別 百三十三町九段二十五步
- 一 基本財産

- 一 山林 一段二畝二十二步 地價四十四錢
- 二 金七十二圓十四錢 銀行預金
- 一 經費 大正七年度豫算左の如し

金百四十圓七十一錢

內金三十四圓六十錢

金十一圓三十四錢

金七十一圓五十六錢

管 理 費
會 議 費
事 業 費

六 駒形堰

駒形堰は磐梯村大字赤枝字割石にて日橋川を引き駒形村字竹屋南屋敷・中屋敷・金森・東常世・西常世・上窪等へ通流し延長三里十二町餘田段別百五十八町五段三畝二十步に灌溉す本堰は最初に開鑿せし年月詳ならず昔時土崩れ渠埋まり各村年久しく用水缺乏し屢旱損の患を被むりしか寛政六年時の郡奉行神戸三右衛門二萬八千餘の人夫を催し再ひ此堰を浚鑿し嶮山を崩し巨石を破り舊渠を疏通する等三里餘翌七年に至り功を竣ふ之より復た旱魃の患なきに至れり

金十錢
 金五圓三十六錢
 金三圓五十錢
 金十一圓二十五錢
 金三圓

諸 稅 負 擔 金
 組 合 費 取 扱 費
 基 本 積 立 金
 過 年 度 支 出 金
 豫 備 費

七 狐堰

狐堰は駒形村大字金橋字入切立にて日橋川を引き同村字金川三橋・深澤・田中・竹屋・下窪・金森等の田段別百九十五町四段九畝餘歩に灌く此堰は昔金川外六箇村の人民用水に乏しく耕田の便なきを患へ相共に田中村の稻荷神社に詣て深く祈願せしに神巫女に託して二月初午の日を待つへしと云ふ告げありければ皆奇異の思をなし翌春の二月初午の日を待て同神社に詣りしに白狐彼の社の森の中より出て殘雪に蹤附て東南の方に走り行く人々其蹤を認めて従ひ行きしに駒形山の邊にて跡なく失せけり因て麻稷を束て験とし堰を築かんことを金川村の地頭石井丹波守に請ふ石井又下荒井大和守盛繼に謀り命じて此堰を築かしむ應永二年六月朔日に其功成れり之より瘠地皆膏腴となれり因て狐堰

と名つけしとそ其時の古文書左の如し

奥州會津ふもとのさと金川之新堀之事殊外依日照九ヶ村殿を始としてるしき談合をもつて金川石井方えこんばう申下荒井殿へ御わひ事あつて水水分散つもりにるしろ分付申其るりう田之事

さかい	三百かり三橋より大寺分	橋もと	二百かり同
同	七十かり同	長堤	四百かり同
同	小二百かりふか澤分	並に	四百かり大寺分
關根	八百かりふか澤分	同	四百かり大しやういん分
くね崎	百二十かりたけや分	同	三百かり同
同	七百かり同	垣崎	千かり同

以上江代分四千九百刈分にて訖言落着申然に新關は大もちさかの並とやの下駒がたのつゝきむちな石のすそのより水あかり新堀ほれ候然にかの堀河またの領分はれるによつて境之間答出來申然間從御館爲見分の青木殿被指越候各々宿老中よりは

松本殿の御代官 板本彌五郎殿 富田殿より 日生藤七郎
 平田殿より 山内彦衛門 佐瀬殿より 佐瀬太郎衛門殿
 下荒井殿より 安在孫左衛門 花積勘解由左衛門
 金川古人には大河原二郎四郎罷來候水より九箇村殿金川石井や古人を先達三橋は白鞍淵の上つほ沼のおちしりねむちり堀の北むかい深田七十刈同臺田七十刈穴田七百刈の北の堀をのほりにこう

田は境堀道をのほりにはしくたり小丸山をつゝこしに柳澤の田かまちしもはせき下上はやちをのほりに堀むかひはやひろくほのすそたいら也

八 布藤堰 本堰は元堀拔堰と稱す寶永三年翁島村大字翁澤地内十六橋の下にて日橋川を引き柏木山の半腹約一町二十四間程を開鑿し勢梯村へ疏通す延長二里一町二十六間田段別百八十町餘歩に灌き流末は大谷川に落つ明治十二年十六橋の架換へに際し今の如く改修す

九 雄國堀拔堰 本堰は大鹽平左衛門といふ者雄國沼の水を引き新田を開かんことを請ひ私費を以て小沼峠の半腹を掘抜くこと百八十間山中を經ること一里十八町字戸石平といふ所より漸々に分れて田地に灌く此工事は明曆三年より始め萬治三年に成就す此灌漑段別六十九町四段七畝餘歩とす

此恩惠を受くる雄國新田の人民は大鹽平左衛門の歿後貴船神社七本木及御子澤に在りに其靈位を合祀し今に尊崇せり

一〇 小松堰 小松堰は關柴村字小松の北にて姥堂川を引く昔時此堰につき平林村と下柴村と争ひしとき蒲生家より與へし文書あり左の如し

下柴平林井水相論に付て置目條々

一 平林と下柴と井水相論之儀雙方不作にては不可然候間如先年小松堰の水朝六ツ時より晚七ツ時迄平林へどり晚七ツ時より夜中同明方六ツ前迄下柴へとるへき事

一 小松堰を下柴せきへおとし入下柴堰より又落取候とみへ候左様に候は、其分水に入出入申候得は不然候間下柴堰之上をといにて通し申へき事

一 小松堰を上候は、何時も平林よりも悉罷出せきを上候普請可仕たとへは杭柴繩以下普請具入候は、日數人數にしたかひ割符すへき事

一 如先年水錢五百文平林より御倉へ進納可仕候此代物は不及申御年貢之外たるへき事

一 右仕置にて先年も雙方不作仕義無之候間今以不可有相違若事をたくみ田を荒候て又申事於仕出者曲事之段可被仰付候間可得其意者也

慶長九甲辰年六月九日

滿田長衛門任長
高 備中守貞成
町野主水祐方就
蒲生忠兵衛郷雄

山郡之内下柴村(平林村)肝煎百姓中

一一 下臺堰 下臺堰は永祿九年岩月村字入田付の大杉といふ所より田付川を引く朝明け六ツ時より七ツ時まで日々刻限を定め水を下げ暮六ツ時より明け七ツ時まで入田付端郷中田付稻田分木上まで相用ふ流末は上高額分へ落つ此灌溉段別三十九町五段五畝餘歩とす

一二 網取堰 網取堰は北山村字漆にて大鹽川を上げ字下吉に至り流末は關柴村字京出の用水となる長さ千九十二間堀幅五尺四寸深さ竝二尺五寸とす

漆堰は漆にて網取堰を分け關柴村字中里東中明上勝西中明分を経て同村字下勝に至る長さ二千八百四十八間堀幅七尺深さ竝三尺五寸とす寛永十五年に堤佐太夫奉行にて掘り人夫千人を要せりと

石堰は字漆にて網取堰を分け字下吉及東中明堰と同堰にて其流末を上勝にて用ふ長さ八百六十三間堀幅六尺深さ竝六尺とす承應三年に小玉九兵衛奉行にて掘り人夫三百人を要せりと

分木堰は網取堰の水を京出にて分木にて分け關柴村字平林分を経て字上勝に至り同地の用水とす長さ八百六十五間堀幅六尺深さ竝六尺とす慶安三年岩瀬權太夫奉行にて掘り人夫八百人を要せりと

此堰の分け口につき古來より度々出入あり訴訟沙汰に及びしこと度々ありき今享保十三年に於て關係村協議の上決定したる定め書を左に記す

網取堰漆村下勝村分け口出入此度取扱を以て内證にて埒明申候定之事

一 網取堰下勝堰分け口之義漆村にて申候は古來むぐり水計り通し口明不申筈之由申候下勝村にて申候は古來より口を明け自由に水引取候由申候て雙方及御訴出入に罷成候に付此度御檢見様方御見分被遊候筈に被仰付候に付私共罷出取扱雙方和談爲仕候

一 上堰は堀筋高く水通り不宜下堰は下り江に候間水十にして七つは上堰三つは下堰と相定がいかう原にて水を分け分石を雙方に居申候事

一 下勝村より毎年平米五斗宛堰下々中里村東中明村西中明村下勝町反に割符下勝村にて取集水年米として漆村へ永々遣申筈に相定候事

一 毎年堰上げ普請之節下勝村の義も上堰下吉京出同然に漆村より人足申來次第に出可申候但漆村より下勝村へ申來候人足下勝にて右之村々町反へ割候て出し可申候也

右之通和談之上扱申候自後以後右之定少も相背申間敷候爲後日證文相認一通は漆村にて取置一通は下勝村にて取置申候以上

享保十三年八月八日

取 扱

關屋村	肝煎	茂左衛門	下川前村	肝煎	孫六郎
熊倉村	同	小左衛門	堂島村	同	佐七郎
漆村	同	惣助	同村	地首	孫六郎
同		善吉	同村	惣百姓	利左衛門
谷地村	肝煎	嘉衛門	同村	地首	藤十郎
同村	惣百姓	吉兵衛	下吉村	肝煎	津衛門
同村	地首	勘衛門	同		松衛門
同	惣百姓	安衛門	京出村	肝煎	七左衛門
同村	地首	四郎兵衛	同村	惣百姓	甚衛門
上勝村	肝煎	與市衛門	同村	惣百姓	吉衛門
上高領村	肝煎	善左衛門	同村	惣百姓	傳兵衛
下勝村	肝煎	十右衛門	同村	地首	儀兵衛
同村	惣百姓	惣内	西中明村	肝煎	市右衛門
同村	地首	庄左衛門	同		喜衛門

右之通取扱を以双方和談致候自今以後右定双方相背被申間敷候以上

分石は酉四月二十八日二十九日兩日出來下勝村の方口三尺漆村の方口七尺

熊倉組西中明下勝兩村田方養水調取堰分木寸尺之定

一 下江	本下江堀	三尺五寸	但水通四尺	中江土手二尺
一 行人壇	本行人壇堀	三尺六寸五分	但右同斷	
一 大在家	本大在家堀	二尺九寸	但右同斷	
一 永ひとろ	本永ひとろ堀	三尺七寸	但右同斷	
一 西中明村之田方一反餘當時畑作仕有置候口後年田方に生歸候は	本堀	三尺八寸五分	但右同斷	
一 畑ケ田	本畑ケ田堀	三尺七寸	但右同斷	

以上

文化三年寅四月

和田吉之丞

第二節 水力電気

本郡は東西北の三面山嶽を以て圍まれ土地の起伏傾斜著しく河川湖沼の水多くは高落差をなして流るゝか故に發電業を起すに適するを以て郡内各所に水力を利用し發電所を設置するもの數箇所あり

一 猪苗代水力電気 猪苗代水力電気は猪苗代を貯水池とし其水量を調整して日橋川に放流し之か水力を利用し電力を發生せしむるものにして日橋川畔に左記四水路四發電所を建設し約八萬キロワットの電力を發生し十一萬五千ヴォルトの特別高壓に依り福島栃木茨城埼玉東京の各府縣に亘り延長約百四十哩の送電線路を経て東京市並に沿線各地に於て電力供給をなすものとす

第一水路及發電所 河沼郡日橋村字戸ノ口堰下に取入口を設け延長千三百二十間の水路を設け字膳棚に水槽を置き字栗畑に發電所を設置す

第二水路及發電所 同郡同村字狸森を取入口とし延長約七百五十間の水路を設け字大林に水槽及發電所を設置す

第三水路及發電所 同郡同村字日橋を取入口とし延長約九百六十間の水路を設け字川廻に水槽及發電所を設置す

第四水路及發電所 耶麻郡磐梯村大字大谷字打越を取入口とし延長約千八百六十間の水路を設け駒形村大字金橋字切立山下に水槽及發電所を設置す

(第一、第二の兩水路及發電所は既設他は未設)

計畫の概要 水源たる猪苗代湖は其面積約四十四平方哩にして之に漑く長瀬川其他諸溪水の總流域は約二百九十平方哩あり湖水面は海拔約千七百尺にして若松方面の平原より高きこと約千尺なり其天然放水口は西北岸字翁澤より出づる日橋川あるのみ此水流は若松平原に下りて阿賀川の上流に合す該日橋川の水量は八百四十箇を以て平均定水量とす之を十六橋水門扉の開閉により調整し最大一千四百箇の水量を得但し第三第四發電所に於ては用水に引用せらるゝ水量丈け減するものとし各發電所の落差に應し其發電計畫をなす

湖水調整水門 耶麻郡翁島村大字翁澤字戸ノ口より北會津郡湊村大字赤井字戸ノ口に亘る十六橋と稱する縣道併用の水門を改築し新十六橋の下流約十間に専用の水門を設置して湖水水量を確實に調整するものにして此延長二百五十尺水門の數十六箇ありて門扉は凡て鋼鐵製にして高さ九尺手働及電働装置により開閉す

猪苗代水力電気株式會社

一 位置 東京市麴町區有樂町一丁目一番地

一 沿革 猪苗代湖の良水力を利用して發電計畫を立てたるもの嚮に東北電力株式會社明治三十九年十一月出願及日本水力電気株式會社明治四十年四月出願ありしも當時未だ猪苗代湖の水量を調整利用するの企圖に出でず

單に日橋川の水利權を獲得したるのみにて未だ會社成立に至らざりしか越えて明治四十二年の交に至り當會社の發起人たる仙石貢白石直治・溢澤榮一・近藤廉平・豊川良平・濱口吉右衛門・原六郎・波多野承五郎の諸氏前記兩會社の事業の有利なるに着目し兩社の權利を承繼し安積疏水組合と交渉の結果猪苗

代湖を貯水池として使用するの権利を取得して發電計畫の基礎を定め更に高壓電氣技術の進歩に鑑み東京に至る長距離電力輸送の確實なるを認め明治四十四年七月四日事業經營の許可を得同年十月三十日創立總會を開き當社の成立を告げたり爾來取締役社長仙石貢事務取締役白石直治の二氏事業經營の衝に當り大正三年四月仙石貢辭任し豊川良平社長に就任せり

當會社の組織は株式にして資本金總額二千一百萬圓とす
事務所及發電所役員の役宅は磐梯村地内に在り

第一期工事としての湖水調整水門第一水路第一發電所送電線路及田端變電所の建設は明治四十五年三月四日起工大正三年十月一部竣工の上十一月十二日開業送電を開始し大正四年三月十五日全部完成す第二期工事の第二水路及發電所は大正七年十二月完成の豫定なり

第四發電所 他日本郡内に建設せらるへき第四發電所は駒形村字切立山下に水槽を設け五條の鋼鐵管に依り有効落差二百四尺五を以て發電所に送水し發電所には五千五百馬力水車及三千五百キロワット發電機各五基(内一基豫備)を設置の計畫なりと

檜原湖・小野川湖・秋元湖の堰堤築造 猪苗代水力電氣株式會社は猪苗代湖の水量を利用し電氣事業經營の所若し渴水に遭遇し會社所要の水量を得ること困難とする場合なきを保せずと大正五年八月より工を起し檜原湖・小野川湖及秋元湖に貯水的設備として堰堤を築造し洪水期の水量を溜溜し萬一渴水の場合に於ける水量補給の計畫をなせり

一 計畫の概要

一 目的 猪苗代水力電氣會社現在の發電設備にて電力需要増加に對し供給力を増大ならしめんか爲め檜原・小野川及秋元三湖の洪水量を蓄積して其都度必要に應じ既に許可を受けたる日橋川筋平均使用水量を増加し併せて洪水量を減するを以て目的とす

二 水路取入口及放水口

水路名	取入口	放水口
檜原湖水路	檜原村字小野川原	同上
小野川湖水路	同 村字蛇平原	同上
秋元湖水路	同 村字秋元原	吾妻村字小白布山

三 使用貯水容量(有效)

檜原湖	一、八三三、八四〇、〇〇〇立方尺
小野川湖	二一五、五九五、〇〇〇立方尺
秋元湖	八四六、七〇〇、〇〇〇立方尺

四 工事の概要

(1) 檜原湖堰堤 檜原湖の流出口南岸狐鷹森山麓を起點とし東北方に向ひ延長百三十六間八分の堰堤を築造し堰堤起點より約五十七間の位置に水門を設置し檜原湖の流出口より西北方約三十間の位置に水路起點を設け此上流湖底約五間を浚深し起點より七十一間七分六厘に於て堰堤の水門を過ぎ起點より三百十間に於て終點を有する水路を新設し檜原湖水を小野川湖に放流せしむるものなり

(イ)堰堤 粘土堰堤にして中央には厚さ二分の鋼板を堰堤の全長に亘りて堰堤の天端より現地盤まで粘土間に挿入し漏水を防ぐものとせり堰堤の水位は最低水位上十四尺にして貯水水位は最低水位上十尺とす

(ロ)可動堰 前設計の貯水最低水位十六尺の貯水に對し更に洪水時並に融雪期に於て一時二尺を増瀦の計畫にて大正七年七月より起工す

可動堰は檜原湖堰堤の内洗堤長百四間一分に設置し高さは二尺とす工事の方法は在來の洗堤上三尺毎に徑二吋の瓦斯管を立て之を支柱として上流側に厚一寸の杉板を併列し板と洗堤張石の接觸面はアスファルトを敷詰む

支柱及杉板は自由に取外し得る装置にして湖面の水位上昇し洗堤上を溢流せんとするときは之を取附け其水位洗堤以下に下降せしときは之を取外し置くものとす

(2)小野川湖堰堤 小野川湖の流出口より東方約五十間の位置に延長五十七間の堰堤を築造し堰堤北端の起點より十間二分及三十四間の位置に水門を設置す流出口より東北方約百十間の位置に水路起點を設け此上流湖底約十二間を浚渫し起點より十五間に於て堰堤の水門を過ぎ起點より百五十一間五分に於て終點を有する水路を新設し小野川湖水を長瀬川に放流するものとす

堰堤の構造は檜原湖堰堤と同様にして高さは最低水位十二尺五寸貯水水位は最低水位上八尺五寸とす

(3)秋元湖堰堤 秋元湖は流出口最北端流出口の下流約百五十間の右岸山麓を起點とし東南方

千貫岩に向つて延長三百三十八間の堰堤を築造し起點より二百三十間及二百八十三間の位置に水門を設置す水路は秋元湖の流出口三箇所の中其中央に位するものを利用し其流出口を起點とし之より上流約二百間を浚渫し下流二百四十間五分を掘渫し秋元湖水を長瀬川本流に放流せしむるものなり

堰堤は粘土堰堤にして中央には厚二分の鋼板を堰堤の全長に亘り粘土間に挿入し漏水を防ぐものとす高さ最低水位上十九尺にして貯水は最低水位上十五尺とす

五 取入口附近に於ける現在の最高最低及平水位左の如し

湖 名	最高水位	平水位	最低水位
檜 原 湖	一〇五、〇	一〇二、五〇	一〇〇、〇
小 野 川 湖	一〇五、三	一〇二、三	九九、三
秋 元 湖	九四、五七	八九、五七	八七、五七

二 縣知事の指令

指令土第三〇三八號

猪苗代水力電氣株式會社

大正四年九月二十八日附猪五第二六三號願檜原湖小野川湖及秋元湖ニ増瀦ノ爲メ堰堤築造並水路設置ノ件許可ス

但左記條件ヲ遵守スヘシ

大正五年四月七日

記

福島縣知事堀口助治

- 第一 増澹後ニ於テ調整放流スル水量ノ最大及最小ノ限度ハ左ノ制限ヲ遵守スヘシ但其最大水量ニ付テハ第一號ノ標準ニ基キ之ヲ決定シ知事ノ認可ヲ受クヘシ
 - 一 増澹後ニ於ケル最大水量
 - 一 湖ヨリ調整放流スル最大量ハ増澹以前ノ推定最大量ヲ超過スルヲ妨ケスト雖各湖ヨリ放流スル水ノ總量ハ従前ノ推定最大量ヲ超過スルコトヲ得ス
 - 二 増澹後ニ於ケル最小水量
 - 一 最小水量ヲ調整放流スルハ一湖又ハ二湖ノミヨリスルヲ妨ケスト雖其總水量ハ灌溉時期ニ於テハ二百個其他ノ時期ニ於テハ百個ヨリ降ルコトヲ得ス
 - 第二 各湖ニ築造スル堰堤ニハ如何ナル洪水時ニ於テモ安全ヲ保チ得ヘキ餘水吐若クハ之ト同等ノ效果ヲ奏シ得ヘキ適當ノ設備ヲ爲スヘシ
 - 前項ノ設備ニ關シテハ相當設計ヲ具シ豫メ知事ノ認可ヲ受クヘシ
 - 第三 三湖ニ對シ澹水ノ有效容量ヲ計算シタル基準水面及増澹後ニ利用スヘキ豫定水位ノ最高最低位ヲ定メ速ニ知事ニ届出ツヘシ
 - 第四 工事ハ本指令受領ノ日ヨリ三ヶ月以内ニ着手シ着手ノ日ヨリ一ケ年以内ニ竣功スヘシ但正當ノ理由ナクシテ指定ノ期間内ニ工事ニ着手セサルトキハ其許可ヲ取消スコトアルヘシ

- 第五 工事ノ着手竣工ノ月日ハ其都度速ニ届出ツヘシ
 - 第六 公益上必要アリト認ムルトキハ既成工事ノ變更ヲ命シ又ハ其許可ヲ取消スコトアルヘシ
 - 第七 工事施行ノ爲掘鑿シタル土石投棄ノ位置ハ障害ノ最少キ場所ヲ選定シ相當設計ヲ具シ知事ノ認可ヲ受クヘシ
 - 第八 道路橋梁ニ關スル工事ノ施設ハ關係郡町村ヲ經由シ知事ノ許可ヲ受クヘシ
 - 第九 前各項ニ基キ提出スル願届書ハ總テ所轄郡役所及土木監督所ヲ經由スヘシ
- 右御請ニ及候也
- 大正五年四月十三日

猪苗代水力電氣株式會社

專務取締役 白石直治

三 許可條件第二に依リ設計を變更せしもの左の如し

- 一 檜原湖 湖水満水せる場合に於テ洪水量排除に關しては水門に依ラス溢水堤より溢流せしむることを得るの方法に變更す
- 調整流量の流下に關しては徑間六尺の水門二箇を設置し各一箇の木造の門扉を設け捲揚装置に依り自由に開閉し水量の調整を完全ならしむるものとす
- 水路は在來の水路を改修す
- 二 小野川湖 湖水満水の場合に於ける洪水量排除に關しては水門に依ラス吸灣管溢水堤より

溢流せしむることを得せしむ

調整流量の流下に關しては徑間五尺六寸の水門二箇を設置し各一箇の木造の門扉を設け捲揚装置に依り自由に開閉し流量の調整を完全ならしむ

水門は在來水路の附近に設置し水路は在來水路を改修す

流木に關しては堰堤上に幅員五尺の水門を設置し下流に水路を築造す

三 秋元湖 湖水満水せる場合に於て洪水量排除は吸彎管溢水堤より溢水せしめ尙湖水水位に上昇を來すか如き場合には石堰堤の溢水堤に依り排水す

調整流量の流過に關しては徑間五尺の水門二箇を設置し各一箇の木造門扉を設け捲揚装置に依り自由に開閉し流量の調整を完全ならしむ

水門は在來水路の附近に設置し上流水路は在來水路を改修す

流木に關しては堰堤上に幅員五尺の水門を設置し下流に水路を築造す

四 條件第三に基ける基準水面及水位

一 基準水面

檜原湖 狐鷹森量水標零上一尺二分

小野川湖 同口基標杭頂下五尺七寸

秋元湖 量水標零上二尺三寸五分

一 豫定水位の最高及最低

檜原湖 基準水面上最高十尺

基準水面下最低六尺

小野川湖 右同 八尺五寸

右同 五尺

秋元湖 右同 十五尺

右同 十尺

右大正五年九月二十五日届出

五 條件第一及第七に基ける最大水量掘鑿土石

一 増濬後に於ける最大水量(溢水量を除く)

檜原湖 千四百箇

小野川湖 千八百箇

秋元湖 千二百箇

一 工事施行の爲め掘鑿したる土石投棄の位置は水路改修に於ては其兩側又は片側に堰堤工事の爲に掘鑿したるものに於ては溢水外堰堤下流の側に投棄し其法面は一割五分以上とし必要に應し之に張石を施すものとす

右大正五年九月二十五日認可申請

六 堰堤築造に付關係町村との覺書及協定書

覺 書

- 第一 會社ニ於テ檜原湖小野川湖秋元湖ノ三湖ニ瀦溜スル水量ハ洪水時ニ於ケル水量ヲ瀦溜シ之カ爲メ長瀬川ノ自然ノ流量洪水時ヲ除クニハ一切制限ヲ加ヘサルコト
- 前項ノ自然水量ハ適當ノ時期ニ於テ縣郡技術員及各關係者立會ノ上之ヲ定メ縣ノ承認ヲ受クルコト
- 第二 會社ハ三湖ニ水量瀦溜ノ爲メ長瀬川ニ水利關係ヲ有スル各堰ノ灌溉用水ニハ一切影響ナカラシムルコト
- 第三 會社ハ増瀦工事ノ爲メ若シ萬一長瀬川ノ自然水量ニ低下ヲ來シタルノ事實アルトキハ下流用水者ノ要求ニ應シ何時タリトモ同川自然ノ水量ニ復スル迄放流スルコト
- 開門開閉ノ爲メ會社カ水門監視所ニ電話ヲ架設シタルトキハ前項ノ通信ニ便スルタメ灌溉季節間猪苗代町役場内ニモ電話ヲ架設スルコト
- 第四 會社ハ工事施行ニ當リ小野川湖秋元湖ニ對シテハ流木ヲナシ得ヘキ程度ニ相當ノ施設ヲ爲スルコト
- 第五 増瀦工事施行後會社ハ下流灌溉用水者ノ利益ヲ重シ上水ヲ流下スルノ設備ヲ爲シ稻作ニ障害ヲ及ホサル様相當注意スルコト
- 第六 降雨其他ニ因リ築堤其他ノ箇所ヲ破壊シ下流住民ニ被害アリタルトキハ會社ハ當然其責ニ任スルコト

但シ不可抗力ニ起因スル場合ハ此限ニアラス

本覺書ハ檜原外二湖ニ對シ瀦水工事ヲ施行セントスル猪苗代水力電氣株式會社ノ起業計畫ニ關シ土田、上山下兩堤普通水利組合管理者及翁島、月輪兩村長間ニ於テ協定シ爲後日各關係者ニ於テ各一本ヲ保有スルモノトス

大正五年五月二十三日

土田用水堰普通水利組合管理者

耶麻郡猪苗代町外二ヶ村組合町村長 清水 悌五郎

上山下用水堰普通水利組合管理者

耶麻郡千里村長 小林 兵一

猪苗代水力電氣株式會社

大島 要三

技師 奥村 簡二

上山下力用水堰普通水利組合議員

五十嵐 武夫

岡部 惣吉

土田用水堰普通水利組合議員

小檜山 久次郎

右協定ニ立會シタル者左ノ如シ

耶麻郡翁島村長	二	青	穴	薄
耶麻郡月輪村長	佐	々	木	澤
	々	木	蓮	彦
	佐	三	常	正
	三	郎	吉	二
				市
福島縣內務部長	田	邊	勝	邪
同 土木課長	山	上	正	夫
福島縣屬 齋藤	齋	藤	彦	次
福島縣土木技師 落合	落	合	忠	禮
耶麻郡長 神子	神	子	伴	助
耶麻郡松山村長 田中	田	中	盛	雄

自然流量協定書

大正五年七月二十日交換覺書第一ノ第二項ニ從ヒ大正五年十月二十六日縣郡技術員 本書記名各關係者立會ノ上長瀬川ノ自然流量ヲ測定シタルニ付次ノ如ク協定ス

第一條 荒塊時期ニ於ケル最小流量ヲ三百十個トス

但荒塊時期トハ六月十日ヨリ同月三十日ニ至ル期間ヲ云フ

第二條 灌溉時期ニ於ケル最小流量ヲ二百三十個トス

但灌溉時期トハ七月一日ヨリ八月三十一日ニ至ル期間ヲ云フ

第三條 荒塊時期及灌溉時期ヲ除ク期間ニ於ケル最小流量ハ百個ヲ下ラサルモノトス

第四條 前記各流量ハ早魃ニ遭遇スル場合ト雖モ減少セサルモノトス

但稀有ノ早魃ハ此限ニ在ラス

第五條 前各條ノ水量ヲ以テ將來實際ニ於テ田植又ハ灌溉ニ不足アルトキハ相互ノ利益ヲ害セサル範圍内ニ於テ更ニ協定スルコトアルヘシ

第六條 本協定書ノ事項ニ關シ爭議ヲ生シタルトキハ縣當局ノ判定ニ服從スルモノトス

第七條 本協定書ハ縣當局ノ承認ヲ待テ效力ヲ發生スルモノトス

右協定ノ眞實ナルヲ證スル爲メ各協定者記名調印シタル本書五通ヲ作成シ縣郡名家堰水利使用者金曲五ヶ村堰水利使用者猪苗代水力電氣株式會社ニ於テ各其一通ヲ保有スルモノ也

大正五年十月二十七日

福島縣技師 落合 忠 禮
福島縣耶麻郡技手 小山 與 祖 次 郎
名家堰及金曲外五ヶ村堰水利使用者ヨリ委任セラレタル代表者
耶麻郡長瀬村 佐 藤 一
同 郡 同村 野 矢 新 九 郎

長瀬川自然流量協定書

大正五年五月二十三日交換覺書第一ノ第二項ニ從ヒ大正五年十月二十六日縣郡技術員及各關係者立會ノ上長瀬川自然流量ヲ測定シタルニ當日ノ流量ハ五百十四個ナルコトヲ確認シタリ而シテ猪苗代水力電氣株式會社(以下單ニ會社ト稱ス)カ大正五年六月中調査シタル最低流量ニ基キ三百十個ヲ最限度トシ左ノ如ク協定ス

第一條 荒塊及灌溉時期ニ於テ會社ハ其必要ナル水量ヲ放流スルモノトス但最少限度ヲ左ノ如ク定ム

一 荒塊時期ハ三百十個ヲ降ラサルコト

但荒塊時期トハ六月十日ヨリ同月三十日ニ至ル期間ヲ云フ

二 灌溉時期ハ二百三十箇ヨリ降ラサルコト

(右ハ大正五年七、八月中會社ニ於テ調査シタル最小ノ流量ニ基クモノトス)

但灌溉時期トハ七月一日ヨリ九月十日ニ至ル期間ヲ云フ而シテ九月一日ヨリ十日マテノ最小流量ハ前記ニ拘ハラズ一百九十九箇ヨリ下ラサルコト

第二條 前條以外ノ時期ニ於テ放流スル流量ハ次ノ如ク定ム

一 荒塊時期及灌溉時期ヲ除ク期間ノ最小水量ハ一百箇ヨリ降ラサルコト

二 流水其他ノ爲メ要スル水量ハ必要ニ應シ放流スルコト

第三條 前各條ノ最小流量ハ旱魃ニ遭遇スル場合ト雖モ減少セサルモノトス但稀有ノ旱魃ハ此限ニ在ラス

第四條 前各條ノ流量ハ今後荒塊又ハ灌溉時期ニ於テノ實況ニ鑑ミ更ニ流量ヲ測定シ相互間ノ圓滿ヲ謀ルコト

但縣郡技術員及各關係者立會ノ上之ヲ爲スモノトス

第五條 將來用水堰ノ改良ニ基キ荒塊時期ニ於ケル流量變更ノ必要ヲ生シタルトキハ増水放流スルコトニ關シ更ニ協定スルコト

第六條 本協定書ノ事項ニ關シ爭議ヲ生シタルトキハ縣當局ノ判定ニ從フモノトス

第七條 本協定書ハ縣當局ノ承認ヲ待チ效力ヲ發生スルモノトス

右協定ノ眞實ナルコト證スル爲メ協定者記名調印セル本書五通ヲ作成シ縣郡土田堰普通水利組合上山

- 同 郡月輪村 關 澤 廣 吉
- 同 郡 同村 野 矢 竹 太 郎
- 同 郡吾妻村 山 田 末 吉
- 同 郡同村長 原 田 豐 巳
- 猪苗代水力電氣株式會社
- 代表者 與 村 簡 二
- 同 日 下 部 金 三 郎
- 耶麻郡吾妻村長 一ノ瀬 勝 次

下堰水利組合猪苗代水力電氣株式會社ニ於テ各其一通ヲ保有スルモノ也

大正五年十月三十日

右組合會ノ決議ニ依リ記名調印ス

福島縣土木技師 落 合 忠 禮
福島縣耶麻郡技手 小 山 與 祖 次 郎

土田堰普通水利組合管理者

耶麻郡猪苗代外二ヶ村組合町村長 清 水 悌 五 郎

上下堰普通水利組合管理者

同郡 千里村長 小 林 兵 一

猪苗代水力電氣株式會社代表者

奧 村 簡 二

日 下 部 金 三 郎

二 大平發電所 大平發電所は加納村字大平の大平沼を利用して發電し會社用に充てんと加納山株式會社に於て明治四十年五月起工せしものにして許可水量三十箇有效落差二百三十尺發生馬力六百五十馬力發生電力四百キロワット水壓鐵管一條内徑三、三、尺、長一、四、七、三、尺、八、三、三相交流三線式にして水路の延長九十四尺四寸二分とす當時之に要せし經費九萬圓なりしと

取入口 加納村字沼端

發電所 同村字西脇

三 沼尻鑛山第一大原發電所 本發電所は日本硫黃株式會社に於て鑛物及製品其他の運搬には索道を敷設し其動力は爾來水車力及蒸汽力に依りたるも作業上に故障を生ずる事あり且益、業務の擴張を計らんには動力を要すること愈々多なるを以て大正六年八月社の經營として河川利用の水力電氣を起す事に決し同年十月起工したるものにして水源を吾妻山より發する高森川とし取入口を吾妻村大字若宮字中原に水門二箇を設け發電所を字水原に設く許可水量十七箇六有效落差百八十五呎發生馬力二百八十馬力七五發生電力二百二十キロワット三相交流發電にして水壓鐵管は長三百七十九尺四寸内徑十八吋水路延長千三百三十九間とす之に要せし經費は金六萬八千圓なり

尙第二發電所として豫定しあるは將軍山に發する達澤川を利用し使用水量二十四箇有效落差百三十尺發生馬力二百六十五馬力發生電力百八十キロワットにして使用の目的は電氣化學工業用なり

四 金川發電所 金川發電所は元喜多方水力電氣株式會社か第二發電所位置として豫定したる地を東北電化株式會社に於て讓受け社用に充つる爲め經營するものにして日橋川の水量を利用し駒形村大字金橋字切立に取入口を設け水門五箇を備へ許可水量八百箇有效落差三十尺發生馬力一千八百馬力發生電力一千二百キロワット三相交流三線式にして水壓鐵管を用ゐず開放型水車を使用す水路の延長は四百八十間にして經費六十五萬二千六百十圓の豫算にて大正七年六月より工事に着手せり發電所位置は同村字馬場村東とす

五 奥川發電所

奥川發電所は奥川水力電氣株式會社の經營にして奥川の水量を利用し奥川村大

字豊島字大牧の内深山尾へ取入口を設け水門三箇を取付け水路延長六百十二間にして同村大字元島字瀧山に發電所を設置す許可水量百二十箇有效落差百四十五尺發生馬力千五百馬力發生電力千キロワットにして電氣方式をフランレンス式とす水壓鐵管は一本にして内徑四尺長百五十二尺なり經費は四十二萬圓の豫算にて大正七年八月を以て起工し目下工事中

奥川水力電氣株式會社

一 位置 喜多方町字三丁目

一 沿革 大正三年九月十七日を以て發起人田代與三久外四名より水利使用の許可申請をなし同六年七月十二日知事の許可を得同年十月創立總會を開き株式を六千株とし募集に着手す其應募期限までに募集數より超過すること二千四百四十五株の多きに至る盛況を來し大正七年四月二十日創立總會を開き茲に當會社の成立を告ぐるに至れり

當會社の營業種目は電燈及電力を供給し且つ化學工業を營むものにして資本金を三十萬圓とす太宰文藏社長たり

六 北山發電所

北山發電所は元喜多方水力電氣株式會社の經營せるものにして北山村字漆の岩下に在り明治三十二年中米澤街道の側に廢水路あるを改修し大鹽川の水を利用し茲に發電所を設く當所の原動機はベルトン式水車にして百二十馬力とす發電機は交流三相式發電子形なり其容量は六十キロワットにして其最大電壓は二千五百ボルトなり此の電力は喜多方町外各町村に電燈を點し又一部を加納嶺山に送電し通風機其他諸工作の原動機運轉用として供給せしか會津電力株式會社と合併後は同

會社の所有に歸し現時は使用休止中なり

會津電力株式會社喜多方支所

一 位置 喜多方町字新町

一 沿革 元喜多方町には喜多方水力電氣株式會社ありて北山發電所を經營し各地に電燈を供給し且つ各種工業の原動力を供給しつゝありしか大正五年四月一日を以て會津電力株式會社と合同するに至り當地に支所を置き本郡内各地猪苗代地方を除くへの電氣供給の事務を取扱ふに至れり本社は若松市榮町に在り資本金は一百五萬圓にして北會津郡東山村字石山及一箕村字八幡に發電所を有す

一 電力供給 本郡への送電量は三百基にして目下の點燈數十燭光換算一萬二千燈製材精米其他工業用の動力供給量百五十八馬力半なり

今郡内に於ける點燈町村名を舉ぐれば左の如し

- 喜多方町 鹽川町 北山村 熊倉村 松山村 上三宮村 加納村 熱鹽村 堂島村 豐川村 慶徳村
- 山都村 木幡村 關柴村 岩月村 駒形村 姥堂村 猪苗代町 千里村 磐梯村 翁島村 磐保村

但し猪苗代町外四箇村は戸ノ口發電所より送電し本社の管轄に屬せり

第十八章 口碑傳説

第一節 口碑

一猫魔嶽 昔猫マタありて人を食ひしとて此名あり北の方に猫石とて其面疊の如くなる大石あり其下草木を生せず塵埃なく掃除せるか如し猫マタ住める故なりといふ

一みやませうびん 飯豊山に「みやませうびん」といふ鳥あり頭背腹脇共に赤く嘴と足とは最も赤し大さ鳩の如く其聲大豆を轉するに似たりとて里俗ウラノコト絞轉マシマシとも名つく此鳥鳴くときは必ず雨降るとて雨乞鳥ともいふ

一猪苗代 何の頃にか磐崎明神の靈驗により野猪來りて此處を走り行きしに跡苗代田となる因て穀實を播種せし故此名ありといふ

一圓清水 土津墳墓の南一町五十八間墓道の西傍に在り旱魃にも涸るゝことなし適々涸るゝことあれば凶事ありとて之を畏る又新産の婦乳汁に乏しき者此水にて粥を炊き用ゐて驗あり眼を患ふる者目を洗ふに癒えさることなしとぞ

一田子沼 もと山潟村の山中に在りしか今はなし永正の頃下野の浪人關加賀といふ者安達郡玉井村より郎等引具し此處に來り猪苗代の三浦氏に請て廢田を興せしより再び民居となりぬ其頃山潟村に齋多といふ一處女あり田子たご商あきんせいの殿といふ二人の男此女に心を通しさるへき者をこしらへて只管に彼

父にいひよりしか齋多此沼に身を投げて死す二人の男是を聞き悲嘆に堪へず又諸共に溺死せしとぞ爾後毎夜沼の中に相争ふ聲聞ゆ常に惡風を吹起し種殖を害しければ關加賀三人を神に祝ひ祭り歳時の祭禮怠らざりしより斯る怪しきことも止みきと云ふされと其後も此里にのみ風雨あることあり之を村民山潟のホマチ雨といひ又鮒魚川ザイを産す之を取れば霖雨の變ありとて懼れて取らず

一三把菅 猪苗代湖の釜子濱は上戸より西の湖邊なり此處より西北の方沖に出れば三把菅とて湖中第一の深き所あり三把の菅を結ひて下せとも水底を知らずとて此名ありといふ

一芋紡坂 長瀬村字上内野の北一町に在り十五間許の小坂なり道の傍に昔松樹あり山姥の住みしとて夜々絲をひく車の音聞えきと云ふ今は松も枯れぬ

一天狗相撲取山 吾妻村字小田の東南方二里許に在り東は安達郡中山村と峯を界す高山にて登る者稀なり何者の所爲にか遙か山奥に伐木の音聞ゆることあり村民天狗の所爲なりと云ひ傳ふ

一岩弓 吾妻村字酸川野の東北方二里半に在り相傳ふ昔源義家東征の時此地に至り軍の勝利を祈り一矢を放ちしに忽ち岩の上に立ち其弓より枝葉生せりとて岩弓と名ついたりと今猶箭竹多し里俗八幡太郎箭竹と稱ふ

一鬼屋敷 磐瀬村字澁谷の東南一町に在り東西八町南北十八町中に屋敷跡あり昔檜木谷地に山賊多く籠り居て人を惱ましゝといふは此地なりと

一梵天清水 磐保村字町島田の西北一町許に在り昔源義家東征の時此地にて從卒水を乞ひしに幣を建て祈願せしかは清水俄に湧出せしと云ふ

- 一 觀音屋敷 千里村字入江の東南の方に在り三浦經連始めて猪苗代に來りし時觀音の像を負ひ來り姑く此地に安置すといふ今は關前道かきまへみちと云ふ又此地を耕せば祟ありと云ひ傳ふ
- 一 釜井川 翁島村字釜井に在り昔水上に一の釜あり村民取て主を求むれども知れされは泥中に埋む故に此名ありといふ村の中央御壇橋東方川中に釜淵と唱ふる所は釜を沈めし所なりと
- 一 太鼓石山 高松宮御別邸の在る所は昔何の頃にか文次郎といふものありよく田植歌を謠ふ其所持の太鼓化して石となり其石湖中に在りといふ
- 一 船石 長濱の中に在り文次郎か船の化せし所といふ長二間許り船の形に似たり
- 一 翁島 翁島村字戸ノ口の東南三町許猪苗代湖中に在り東西二町三十間南北二町餘雜樹生ひ茂れり村老の説に昔夫婦の老人ありて此處に住むこと久し因て翁島と名つくと中に小祠あり翁明神といふ
- 一 百堂山 磐梯村字本寺の北七町許に在り昔惠日寺繁昌の時、百堂ありきとて此名あり
- 一 五鬼清水 本寺の東北二十二町五鬼巖といふ巖下より清水湧出す其岩に昔五つの鬼常に住み此清水を呑みきと云ふ空海加持の時此鬼も失せ去りきとそ
- 一 惠日寺寺領 村老の口碑に惠日寺繁昌の時は寺領今を以て見るに十八萬石なりしと云ふ又葦名四天宿老の一人たりし富田氏の先も當寺の役人なりしと云ふ
- 一 梵字清水 磐梯村字大寺の東北の方三十町に在り一間四方なり空海河沼郡にて病惱山を加持し空中に獨跼を投し勝地をトせしに初め其落つる所を知らず然るに此清水の邊に來り憩ひ名號を唱へしかは梵文忽ち空中にあらはれ西北の方にたなひきしにより其落つる所を尋ね得たりと云ふ

- 一 關伽井 惠日寺金堂の北に在り昔空海修法關伽に用ゐたりきと云ふ
- 一 三鉢藤 關伽井の上に在り昔空海三鉢を擲ちし時懸りし藤なりきと云ふ
- 一 金上盛備墓 磐梯村字大寺の北一町五十間餘に在り磨上原の役に忠死したる金上遠江守盛備を葬りしものにして其靈威残りて瘡を病む者竹木にて太刀長刀を作り報賽すれば其應ありとそ
- 一 嬭石 同村字磨上新田の西二町餘に在り周り一丈餘何れの頃にか毎夜化して女となりし故此名ありとそ
- 一 姥山 同村字布藤ふすの村東十町許大谷地といふ所に在り何れの頃にか山上に姥明神の社ありしと云ふ半腹に二十間四方の平地あり舊礎今に残れり姥明神拜殿の跡なりと云ふ
- 一 猿樂沼 布藤の村南四町許に在り之より北に鬻僧かろうそう沼あり此沼より年老いたる鬻僧白馬に乗りて猿樂沼に行きたりと云ふ
- 一 道德清水 同村字一澤いちのさわの村東五町に在り昔道德と云ふ豪富のものあり此水を汲ませて常に飲みきと云ふ
- 一 殺生石 翁島村字土田新田の村西一町餘に在り高さ一間半長さ三間半那須野殺生石源翁に打たれて此に飛び來りしを源翁又來りて杖にて打破りしといふ
- 一 人取石 土田新田の村北二十間に在り高さ七尺餘周り九間餘毒石にて往來の者此毒に中り死せしことありと云ふ何人の歌にか「會津山麓の野邊の傍に人取石のあるとこそきけ」の一首あり
- 一 駒形原馬頭觀音堂 姥堂村字上江の村東三町餘に在り昔源義家安倍氏を討ちし時祈願ありて熊野

三社を河沼郡熊野堂村に建立し其愛する所の馬を獻して神馬とし駒形原に放牧す後嘶て天に昇り雲中に聲あること七日なりしを仍て原を駒形原と名つけ馬頭觀音と祭り此村の鎮守とす

一雲海の墓 上江の東北三四町に在り高さ五尺許の塚にて上に五輪あり雲海は何れの時の人といふ事を傳へす竝ひなき大力の者にて世を遁れて上江に住す村端の堰に石橋あり雲海或夜戯れに彼橋を引き置たり時に年貢奉らんとて數十人の百姓此處に來り俄に橋なれば如何にせんと猶豫せるを見ていで渡してとらせんと堰堀に跨り米を負ひし馬の足をとりて残りなく渡し終へたりとそされは夜半こゝに詣て力を祈るに驗ありと云ひ傳へり

一竹屋觀音 同村字竹屋の村東高所に在り運慶作の如意輪觀音の坐像を安置す相傳へて懷妊の婦人此觀音に祈れば難産の患なしとて參詣の者多し世俗相呼んで子安觀音といふ

一赤井戸 磐梯村字赤枝の村中に在り四尺四方の小池なり村に災難あらんとするときは水色紅に變し其兆を告げきとそ

一栃澤山の清水 同村字下西連村の東北栃澤山の中に清水あり湧出る勢強くして且清冽なり旱魃の時こゝに詣て雨を祈れば驗ありとそ

一水洗清水 同村字上西連村の町屋に在り眼疾の者此水を以て目を洗へば治すといふ

一行無沼 岩月村入田付の東北に在り周九百間程層層四方を圍み水面鏡の如く佳景の地なり北岸に貴船の社を勸請せり鮎を産す鎮守の祟ありとて漁獵せず又舟を浮ふることを禁す此に至る道の左右に雌沼雄沼とて二の沼跡あり村老の説に昔は水多く湛へ風あれば雌雄の沼より驚波相交はり行人

往々溺死するものあり斯く危き所なれば一度こゝに來り生て歸るもの無の意をもて行無とは名つけしとそ此沼慶安元年堤に築き近村の養水とす不動瀧に注き出るは此水なり

一鶏塚 同村字上岩崎に在り高三尺許なり相傳ふ昔端村長窪の農民利兵衛といふ者の先祖池龜外記といふ者か如何なる故にか此地に鶏千羽を埋めて塚とし上に一株の松を栽るしと云ふ咳嗽を患ふる者祈願すれば驗ありとそ

一阿彌陀堂跡 松山村字中村の南十三町に在り今は原野となりぬ昔來迎寺といふ寺あり何の頃にか廢し只堂のみ存し慈覺作の三尊彌陀の大佛を安置す村老の説に應仁の頃山名左衛門といふ者或時日中川に出て川狩をなせしに鮭魚許多を獲、來迎寺坊中の僧等に命し桔梗と蕨の葉に裹み藤蔓に束て之を負はしむ僧等憂て此佛に祈誓せしに其威徳により彼三草枯れ絶えて今に此邊に生せず又此時日中川も俄に押切れて西に流れ今の水道となりしといふ其後天正中兵燹に燒夷せられし時も神女天降り炎火の中より此三尊を取りあげ其難を遁れしと延寶中會津藩より命して上三宮村願成寺に移しぬ

一六郎原 磐梯村に在り昔此原にて龜井六郎白毛の鶴を始めて取りしにより六郎原と名つけしと又此原に帷子石といふ石あり源義經帷子を召替せし故名つけしと云ひ傳ふ

一麓山大權現社 月輪村に在り此社大同二年まで湖水中に立ちありしか同年満水して一夜の内に湖となる或日權現岩館山の頂上に上り給ひ永保元年まで此山に立ち給へり今の麓山といふ所は昔時月山・羽黒二社ありし所にて永保元年此に移し奉る故に三ツの御山と名つくといふ

一板屋原 月輪村字壺下の東方十五町に在り往古は千軒の町なりしか弘法大師此處を通り給ふ時或

家に立寄り水を求め給ふに女機を織り居て水を參らせず大師怒りて水を加持し給へは用水山より流れ出つれども此町に至りて池中に入り用水を缺くに至りし爲め此町遂に滅びしなりと云ひ傳ふ

一マネ石通り 吾妻村字大原新田より小田に行く道にして峠をマネ石峠といふ此處は古昔小田村の百姓猪賀之介といふ者山姥の「かもち」を取りし所にて此處より山嶺きに姥ヶ澤、次に姥ヶ懐といひ又東の山陰を姥ヶ谷といふ又山の中腹に岩窟あり山姥の住みし所といふ

猪賀之介は小田村を開きし後藤越中といふ者の子孫なりと

一鎌倉山 月輪村字山潟の東北に在りて山の東北及西南の半腹に古坑あり往古の金坑なりと寶曆年中藩にて東南面の半腹を數箇所掘鑿せしも鑛脈を得ずして中止せりと

一金山 同村字都澤の北方に在り此山より發する溪水は其氣剛うして味甘し古より金山と稱す其由來考ふへからざるも必ず金鑛の存するならんと文政の初め山の北方を掘鑿せしも遂に鑛脈を得ずして止みしといふ

一長者屋敷址 翁島村字烏帽子小屋の濱田といふ所に在り昔寛治年中常元長者とて富豪の者あり猪苗代郷中の米穀を賣買し當村字前濱を埠頭として其西方の手藏濱に土藏を建て各所に回漕せり當時大石を以て疊み三町程建築せし波止場の形今尙存し屋敷址より往々古奇の陶器を掘出すことありしこの口碑あり

一釜井の古碑 同村字釜井の中央字屋敷の圃中に在り竪五尺幅三尺額に梵文、下に正和二年癸丑十月十八日と彫刻あり來由詳ならず或は曰く當時雷震して石落つ村氏之を奇とし寺僧に乞ひて供養を

なし「あう」の字を刻み以て靈石とす病者之を祈れば必ず驗ありと里人相傳へて今に尊敬すといふ

一磐椅の榊杉 磐瀬村磐椅神社前の南五間餘に二株竝立す東方は周り二丈二尺餘西方は一丈九尺餘長各十丈餘枝葉密茂す古老の口碑に和銅元年宮を此地に遷座する時榊木を植ゑしか枯れなんどせしより此杉を添へ植ゑしものなりと云ひ傳ふ

一トリアダ清水 豊川村字綾金の東北に在り周り五間餘清泉にして出水の量多し夏季寒冷にして之を掬するに皮膚粟を生し宛も鳥の皮膚の如し所謂「とりはだ」となる按するに「とりあだ」は「とりはだ」より轉訛せしならん俗間傳へて夏の土用丑の日に手足を此清水に浸せは雪やけ霜やけ等に罹ることなしとて今も土用の丑の日には未明より男女の遠近より集るもの甚だ多し又近年に至り産婦にして乳汁の出でざるものは此清水に餅米を浸し粥となし食すれば乳汁の分泌を促すとて布袋に米を入れ浸し置くもの多し

一淡ノ巻 慶徳村字真木の東日橋川に在る大淵なり之に生きたる燕を沈むるときは必ず雨降ると云ひ傳ふ

一石室観音 上三宮村より熱鹽村字金屋に至る一里餘の間に南より北に次第して三十三観音の石像を安置す何れの頃にか赤崎の富豪瓜生出雲といふ者其子の四國琴平神社に參詣せんとするを危み四國より石材を購入し此観音を刻み錢を敷きて詣てしめ以て琴平神社參詣に代へしなりと錢神壇は即ち其錢を埋めし所にして世に之を石室観音と云ひ傳ふ

一シラキ清水 岩月村字上田の東北方二町半に在り婦人の乳汁の出でるとき此處に祈願し此水を

呑めは乳汁出つと云ひ傳ふ

一 小市雨坪 岩月村字上田の西南四町の田の中に大石立てり長さ四尺横一尺高さ八寸地上に出つ昔小市といふ農夫此處に耕作し居りなから死し直に石に化せしと此邊の田地の字を小市作といふ此處の田植の節年毎に雨降らすといふことなきを以て小市雨坪と唱へ來る昔時此田の地主彼の石田の中に在りて障になるを以て之を除かんと穿ち見るに如何に深く掘るも同じことにて石の根に掘り付くことを得ずして止みぬされは其後は手入せずと云ひ傳ふ

一 石像 駒形村字下窪の南三町境見川の邊に姥堂といふ地あり俗に大日とも姥神ともいふ長さ三尺許夜中に誠を以て祈る時は疱瘡及諸病平癒し若し偽りを以て詣つる時は手足を動かすことかなはずして其場に倒ると云ひ傳ふ

一 姥清水 豊川村字長尾の南五町に在り周回五間餘あり口碑に昔修験者^{大澤の外}あり廻國の末長尾に居を定む其一子飯豊山參詣に登山せしか姥思ふに女なればとて我子の行くにいかて參詣の出來ぬ等やあるへきと此清水にて二三日間垢離修業をなし跡を慕ひ行きける飯豊山頂なる今の姥權現の附近にて石に腰を下し憩ひしか下身石に粘着し次第に上身に及ほし終に全身化石せりと姥權現とは其姥を祀れるにや古來長尾の者か登山する時は如何に晴天の日と雖も多少の降雨なしといふことなきは姥か涙雨なりと云ひ傳ふ

第二節 傳 説

一 猫魔ヶ嶽 磐梯山の北麓なる檜原に世々居住して武功を重ね多年北門の防備に當れる穴澤氏に關する猫魔退治の傳説あり穴澤善右衛門曾て磐梯の温泉に夫妻相携へて入浴し滯留中閑に乗して日漁に出て其興の加はるに隨ひて假小屋の内に宿ることも數なり或日例の如く漁具を携へて出て可なりの獲物を得て薄暮假小屋に歸り僕と共に魚を串にして烘りつゝありしに幼時の乳母久淵を斂して訪ひ來り曰く多年此附近に浪々せるも主公の入浴を仄かに聞き得て辛うして訪ひ參らせたりと其容貌老衰せりと雖も尙往時の儂を存せり善右衛門心に之を憐み爐邊に憩はしめて烘りつゝある魚を與ふるに大に喜ひて之を食ひ半熟のものを與ふるも敢て辭せず夜漸く闇にして醒風一陣茅茨を吹き僕は睡魔に魅せらるゝものゝ如し善右衛門更に魚を與へなから立ちて乳母の後を過くる際小木片を以て試に耳朵を衝きしに乳母は思はず其耳朵を揺かせり善右衛門其魔物なるを覺り其帶ふる所の貞宗の刀を抜きて之を斫る乃ち其屍を護りて枯葉を焚きつゝ夜を徹せり善右衛門心竊に乳母を殺せるを悔い信疑轉た迷へるの間に東天漸く明け一道の旭光屍を照せは忽ち變して老猫の巨屍となり心始て安きを得たり乃ち僕を促して寓所に歸るの途次僕の急變を齎して馳せ來るに遇ふ曰く夫人昨夜何れへか去り給へり浴舎の從者驚駭措く所を知らずと善右衛門里民を指揮して晝夜山谷を索めしめしに斷崖に立てる老樹の梢に夫人の死屍の懸れるを發見す其樹側に一樵夫あり善右衛門之に命するに樹を攀ちて夫人の屍を下すを以てす樵夫曰く諾、但其腰間の名刀を借り之を佩ひて上らんと善右衛門曰く是れ我が傳家の寶刀にして且護身の重器たり須臾も之を貸すべからずと樵夫忽ち決眈一睨して曰く余は老猫王たり曠昔の夜汝我妻を殺す故に余亦汝の妻をして斯の如くならしむ汝今若し其實刀を其體より離さは余直に汝

か軀をも噛まんと大喝して樹梢に攀ち夫人の屍をくはへて走り去る善右衛門大に怒て檜原より多數の臣屬及里民を召集し自ら指揮して山谷を獵り遂に巨洞の内に老猫を獲て之を殺し併せて夫人の屍を得たりといふ善右衛門の寶刀は其祖穴澤越中俊家か文明十八年に文太郎と呼へる山賊を討ち其黨類二百七十餘人を殲したる功に因て蘆名盛高より賞賜せられしところのものなり此寶刀は老猫を斬てより猫切丸と稱へ長く穴澤氏傳家の寶什たりしなり

二 厩山

昔磐梯山の北麓なる雄子澤に倉吉といへる若者あり生來漁を好み日毎に釣して其日を送りけり倉吉は磐梯山の中腹なる御鏡沼を又なき場所と日毎に通ひて釣し居けるか或日天候俄に變り一陣の黒雲垂れて波動き凄まじき景色となれり倉吉は如何に暴れ行くことやと天打眺め居けるに何所よりか窺窺たる一人の少女顯れ出て倉吉に向ひ御邊に頼みたき事こそあれ受けかひ給はんやと語る聲もいと清らかなり倉吉は大に驚きこれ大蛇の變化ならむと甚だ懼れ戦き直に請合ひければ少女は聞くより大に喜ひて語る様備前國に貝殼の沼といふあり其沼に尋ね行き黒人々々と呼ひなせは黒人と申すか出迎ふへければ此狀函を渡し呉れよ其時黒人禮の物を進すへければ彼の寶の中に黄金の駒あり其を所望して貰ひ歸れよと斯くて倉吉は狀函を受取り家に歸り家人にも程よく話し後旅裝を調へ遙か備前國へ尋ね行けり日を重ねて彼國に至れば果して貝殼沼あり山深く物凄き所なり倉吉沼の岸に立ちて黒人々々と呼はれば淡き烟り沼上に昇れる間に一人の雲の上人とも思はるゝ美少年顯れ來りけり近づくを待ちて狀函を渡し尙も口上を述べければ少年打額き遠路の使御苦勞なり何か禮として進らすへければ己か居室まで參られよと布もて目をかくし肩に負ひて沼の中に入りしに最も華麗なる座敷なりけれ

は倉吉驚きつゝ黄金の駒やあると見回す程に片隅の桐箱の上に安置せられたり倉吉心の内に喜ひ之を所望して貰ひ受け始の如く目掩をなし肩に負はれて沼の岸に出て別れを告げて歸を急ぎ幾日かを重ねて御鏡沼に立戻り先の少女に使の始終を語り告げ黄金の駒を示しけり少女大に喜ひそれは汝の授かりしものなれば大切にしてい毎日米粒三つを與へよ金の礫三つを糞せん以て永く米鹽の資とせよと倉吉深く謝し別れて家に歸りける斯くて始の程は少女の教のまゝに日に米粒三つを與ふるに金礫三つを糞する程に日を経月を経るに従ひ家富み榮え身に不足なきに至れり然るに漸く貪慾の念に驅られて或日多量の米粒を與へしかは駒は精氣を發して勇み立ち奔馳して終に行く所を知らずなりぬ倉吉は一度は寶を得しかとも慾心の爲め寶を失ひ其後家をも身をも亡はしたりきと云ふ斯くて夥多の歳月を経て一人の農夫牧草を刈らんとて山深く入りけるに靈き光山上に在り到り見れば馬頭觀音の像にてありければ農夫怪み村人にかくと話しに村人相謀りて一字を山上に建立して其像を納めたりと云ふ

三 御鏡沼

昔蒲生氏の頃とかや武勇優れし一人の武士あり兼ねて殺生を好み深山大澤沼池といへども殆ど到らざる所なし一日御鏡沼に漁せんとて二三の友人を語らひ同行を約しけり然るに前夜に至り友人等腹痛に事よせて違約せり武士聞くより大に笑ひ假令我れ一人なりとて何かあらんと豫て用意の網具を肩にし夜半家を出て御鏡沼に至り場所を選ひて一網打ちしに潑刺たる鮎魚忽ち網に躍り暫時にして籠に充つ武士大に喜ひ捕へし生魚を噛んで飢腹を醫するに美味にして嘗ふるにもものなしされは勇氣以前に倍し今一網打たはやと岸に立ち眩に網掛け水中を窺ひけるに俄然何ものとも知れず巨大の手もて武士の頭をむんつと許り押ゆる者あり此時武士大音に叱して云ひける様、武士の頭頂に手を

上くるものは何者ぞと語未だ終らざるに百雷の轟けるか如き聲にて吾は是れ磐梯明神なり此沼は汝殺生禁斷の沼と知らずや我れまのあたり汝の武勇に愛て、救すへし以後網を打つへからず汝先に鮎魚と思ひて食せしものは皆蛸蛸なりと言ひ忽焉として失せにけり武士は暫し茫然たりしかふと傍の籠の鮎魚を改め見るにこは如何に皆蛸蛸なりけり是に於て始て深く悟り夜の明け渡るを待ち悄然として家に歸りきといふ

四 厩山馬頭觀音

厩山の麓に源橋村といへるあり此村に昔一人の貧農あり毎朝山に竹切に行き其竹を若松に到りて商ひつゝ其日の畑を立て居たり或日例の如く山に入りしに彼方より八十に近き最も氣高き白鬚の老人來り行交さま農夫に向ひて曰く汝の馬を暫し貸してんやと農夫は怪訝なる面持にて對ふるやう此馬を如何になし給ふにやと老人乗りて遊はん答ふ農夫又曰く此馬はかく瘡はてたれは乗るには堪へ難からんといへば老人苦しからすといふ然らば乗り候へといへるに老人喜ひて之に打乗り笹原の笹の上を飛ひつゝ遙か遠方に行き姿を失ひけり斯くて農夫は竹を切り了り歸らんとするに馬歸り來らねは如何はせん途方に暮れ居りしに何處よりか先の老人馬に跨りしまゝ顯れつゝ農夫の前に來れり老人微笑しつゝ農夫に向ひて面白く乗り遊ひたり禮として此物を取らせんとて手にせる手函を與ふ且つ教て曰く之を馬に頂かせなは如何なる暴れ馬も皆溫和になるへしと言ひ終りて消え失せたり農夫は不思議に思ひつゝも受けて家に歸りぬ

此農夫一日若松に到り馬乗り馬場にて武士共の馬に乗るさまを見て且那樣方はあまり馬乗りの拙きものかなと口きしに武士はきき咎め此百姓乗れもせぬに何を申すかと責むれば農夫は私は得乗り候

はんも旦那方は乗り得給はさるなりといふ然らば乗りて見よとて暴き馬を引出しけるに其馬に打乗り見事に乗り廻し且つ五寸角の柱を立て竝へ其上を自在に乗り廻し乗り返して是れは之れ馬術燕返しといふ術なりと示し懸て暇を告げて歸りしか此事世の話となり終に國主に召し抱へられ馬扱の役となりきといふ曩日の白鬚の老人は厩山馬頭觀世音なりと後に知られ又函の中には馬の轡を納めありきと云ひ傳ふ

五 翁島

往古此地の未だ湖に變せざるとき「おきな」と呼ぶ一人の織女あり或日平常の如く機杼を織りつゝ居りるとき汚れたる法衣を纏へる一人の法師其前を過ぎふと織女の織れる布を見て美事なるに感しやしけん吾に其布一尺程を與へんやと云へば織女怪しむ色なく直に其織りつゝありける布を切斷ちて恭しく之を奉りけるとそ越えて三日水湛へて諸々の村落を没す騒擾實に譬へんかたもなし奇なるかな是の「おきな」の住みける地のみ水避けて來らす他は皆一面の水となり終りぬ曩きの法師は弘法大師なりと後に知られけるとなん

六 酸川野の古燈籠

いつの比にや有けん猪苗代御城代某なる者酸川野河原へ氣晴らしに出けるに畑中にいかにも年ふりたる燈籠あり畑打老人に尋ねければ何時の世に誰か立て置きし燈籠に候やらん知りたる人もなく候此燈取捨て候得は其人に祟る杯申ならはし候儘畑中に立て置き邪魔に成候得共是非もなく置き候此處は昔寺院にてありしと申傳へ候と語る何某聞きて怨靈の祟といふは夫は人のいひ觸らしなるへし何にせよ苦むしたる燈籠なれば庭に立て然るへしとて下人に持たせ歸りて築山の植込に立置きけり其夜更に御城の御門けはしく叩き我は堀貫の彦兵衛と云ふ者なりと云ふ者なりと云ふ門

番戸扉の透より見れば髪を藁にて束ね上につゝれを着、緋帯をしたるいかにも賤しき士民なれば門を叩き門を開けずや、暫く有りて彦兵衛は何とて門を開かざるぞと云ひて門を飛び越え内に入る門番すかさず彦兵衛と引組み夜明る迄捻ぢ合ふて居たるに曉に彦兵衛行衛なく成りたり門番の足輕氣を失ひ死にけるを人々見附け水を吞ませ氣附をくれ漸く人心地付きたり其の明の夜も来りいつもの如く門を叩きこゝ明けよと云ふ別の足輕番を勤め居たりしか絶えて答へず彦兵衛腹を立て門を躍り越え御城代何某か臥し居たる枕元にイみて大に怒りたるけしきにて其方何故僅か形許り残りたる我なき跡の印の燈籠を奪ひ取りたるそ急き元の所へ返すへし返さはよし返さずは恨をなさんと云ふ某は夢覺め枕元の刀引抜き斬り付けたるに彦兵衛は影なく消え失せたり曉に見れば庭に建てたる件の燈籠の笠石に刀の疵跡あり燈籠を元の所に返したれば何の怪しき事もなかりしとなり

七 猪苗代城の化物

加藤父子の城代堀部主膳相勤め祿一萬石寛永十七年十二月主膳唯一人座敷に在りける折何所ともなく「かむろ」来て汝久しく此城に在りと雖も今に此城主へ御目見なし急き身を清め袴を着し来るへし今日御城主御禮受けさせらるへしとの上意なり依て御目見え仕るへしと主膳聞て「かむろ」を白眼んで本城主は明成當代は此主膳なり外に城主あるへき様なし悪しき奴めと「かむろ」を叱る「かむろ」笑つて姫路のおきし姫猪苗代の龜姫を知らずや汝今天運已につきたりと言つて消え失せ又明春正月元旦に主膳諸士の拜禮受んとて袴を着して廣間へ出ければ廣間の上段に新しき棺あり其側に葬禮の具取揃へ置きたり又其夕方何處ともなく大勢の「かむろ」来りて餅搗く音せりと主膳寛永十八年正月十五日雪隠より煩ひ付き二十日の曉死せり其年の夏柴崎又左衛門と云ふ者三本杉の清水の側

にて七尺許の眞黒なる一つ眼の大入道水を汲み居るを見て刀を抜き飛びかゝり斬付けたれば入道忽ち行衛分らす成り又久しく過ぎて八ヶ森に大なる古狸の死骸腐されてありしを猪苗代木地小屋の者見付けたり夫より怪しき事なかりしと云へり

八 磐梯の大蛇

石ヶ森三右衛門と云ふ者あり金山見立に磐梯山の脇へ参りけるに何處ともなく腥き風吹き来り空の氣色凄ましく覺えければ或松の下なる岩陰に隠れ伏して四方を見やりけるに笹竹靡き伏し洞の圍り白程の大蛇色は黒く眼は鏡の如くにて鱗は瓦を並へたる如く頭は大鰐口の如くに長く長さ十丈許にて舌を出し池へひたり蟠まり池の面一體にたぐるを巻き頭を岸に凭たせ身は水に沈め居たりしか暫くして雨降り出し空一面に黒くなりて一寸先も見えず雨止みて見るも何處へ行きけん大蛇は見えずなりにきと

九 子狐に守袋

或時示現寺の住僧の許へ五十許の如何にも勿體らしき男袴を着し来り私事は南青木組飯寺村の地首又右衛門と申す者にて候我等如何なる過去の因果にて候やらん五六人も持ち候子供四五歳七八歳になれば相果て候て子供育たす五十に餘り子一人も持ち申さず夫婦歎きに沈み申し候處に今度男子生れ申し候夫につき傳承仕候得者和尙源翁には道德勝れさせ給ひ延命息災の御守をお出しなさるゝ由御慈悲を以て其守を幼子にかけさせ申度候何卒御意にかけられ下され候得と鳥目三百文禮にとて差出しける住僧乃ち守を認めよく封し其上書に飯寺村又右衛門殿謹法山示現寺と書付け遣はしける又右衛門悦び難有と深く禮を述べ歸りける其後飯寺村の慈現院狐壇と云ふに首に守をかけし子狐の遊び居たるを村の童共見付け村人に告げれば不思議なり犬をかけ見よとて犬をかけたれば子狐逃

るとして守袋を藪へ引かけしかは其間に犬に喰殺されたり其首にかけし守袋を見れば示現寺より出したる守なり態々村の者示現寺へ行き件のあらましを尋ねければ和尚の言はるゝには成程某の出せし守なり其節三百文の錢と見せしは樺の實を紙に包みたるなりと申し父狐又右衛門に化けて守を貰ひしものなるへしといふ

一〇 因果召報 何時頃にあたりけん北方に丹六と云ふ者板を脊負ひ若松七日町の材木屋へ賣に行く途中森臺村の西十里柳といふ所にて一人座頭ありて物を尋ぬる風情にて此所彼所と探し居たり丹六立寄り座頭坊何を尋ぬるそと云ふ座頭聞きて少し落物を致したるか小さき物と云ひ盲人のこととて尋ね侘ひたりと云ふ何を落しけるそ品を言ひ給へ共に尋ねて參らせんと云ふ座頭の曰く年月心力を盡して蓄へたる金三分を落したり此金は姉を大町へ質物奉公に出し置きたる其返金のかゝりにて候尋ね給はれと云ふ丹六そこら見廻れば實にも紙に包み金三分あり丹六密に之を隠し何程尋ねても見え申さず落しは仕給はし小さき物なれば袂の間か又は置所を忘れはし給はぬか能々帯を解き衣服を振ひ心を鎮めて尋ね給へとて丹六は分れたり座頭は終日尋ねさかせとも求め得ず血の涙を流しなから泣々我家へ歸りの丹六は板も直段よく賣れ金は拾ふ甚た悦びて七日町の酒屋にて酒をしたゝか呑み酔うて千鳥足にて歸りけるか薬師河原を過ぎて殊の外眠くなりけるまゝ傍の木陰に暫く眠り居たるに二疋の鳥飛ひ來り丹六か眠り居る枕元に近寄り二つの眼を抜ききて空へ飛ひ行きけり丹六驚き起き上りけるも途方にくれて東西をも辨へず人の音する方に向ひ大聲あけて道行く人來りて我を助け給へ酒に酔うて眠れる内に兩眼を鳥に抜かれ途方にくれて候と言つて泣く同村の者通りかゝり漸く介抱して丹六か家へ連

れ歸りの聞くと人皆言ふ盲者の眼を抜き金を盗みし因果なりと皆々憎みけるとかや

一一 古瀬 北方の武右衛門と云ふ者會津川の下流へ築をかけ鱒を取り居りしに或る年の冬の始め又鱒築をかけ置きけるか築數度破れ鱒は扱置き雜魚たにもかゝらす不思議に思ひ或夜更に築場に行き見るに魚は一つも落すして築棚に年老いたる姥かゝり居たり武右衛門驚き何者なるそと言ふ姥曰く左言ふは武右衛門殿にか我は庄七か母にて候左もなき事を娘と言ひ争ひ家を立出歸るへきにも手持なく是非なく此川へ身を沈めけるか此築にかゝり死もやらすと言つて泣く庄七とは近村の武右衛門も常に相知れる者武右衛門聞きて庄七は常に律義者なり娘も柔和の者なり何をか言ひ募りいさかひしつらん定めて其方の老の僻みより出たるなるへし我伴ひ行き仲直り得さすへしと姥を築小屋に入れ置き武右衛門は受場の傍に火を焚きて居たる間に大鱒四本續いて落ちければ一々取つて築小屋へ投入れしに武右衛門何となく物凄くなり寒むけ立ちければふと後を見返れば件の姥目を大きくし口を開き鱒を取り頭より尾まで少しも残さず二本まで喰へり武右衛門されはこそと思ひ山刀を抜き飛ひかゝり姥か頭を打つに打ちはつれ肩先へしたゝかに當る姥引逃れ山深く通れ入る武右衛門宿へ歸り大勢の者共を頼み尋ねけるに川すその岩陰に大なる穴あり其口元に血夥しく零れありければ穴を崩し見るに幾年か経たらんと思はるゝ古瀬の肩先より切り下けられ死してありけるとなり

第十九章 人物

第一節 武人

穴澤俊家 穴澤越中守俊家は仙道穴澤の郷に住し蘆名氏の旗下に屬せり文明十八年後土御門天皇紀 元二二四六年耶麻郡檜木谷地今の檜原村に山賊多く文太郎といへる者を張本とし中ノ七里といへる難所の澤を根據地とし無頼の惡黨集りて往來の旅人を惱ましたり此地深山にして農家なく只木地挽等七十餘軒ありけるか此者共の妻子山野に出れば往々勾引して賣捨てしかは木地挽共黒川に訴へて此山賊退治ありたき由を申す黒川城主蘆名修理大夫盛高即ち四天の宿老等と議し俊家に命して之を討たしむ俊家弟常陸介通恒と三百五十餘人の郎黨を引率して馳せ向ひ山賊二百七十餘人を討取り其巢窟を覆へせり檜原軍物語に賊四中へ懸入て戦ひけり俊家は是を見て其者討つた處れと下知すれば大勢折り重りて遂に生捕にけり云々とあり盛高大に感賞して貞宗の刀と境野寺入道知窟共に大沼三箇村を與へて此地に置き出羽國の押へとす俊家即ち弟通恒をして穴澤に歸り住せしめ館を築きて移り住み檜木谷地を改めて檜原と稱す館は村の西北三町許りの戸山に在り今尙土居空陸を存す舊本雜考に此事を永正年中の事とす今其家の傳ふる別に従ふ檜原軍物語にも文明年中の事とせり

穴澤俊直 穴澤俊家死し長子越中守俊清嗣きしか俊清病死の際、子幼なりしかは一家相議して俊清の弟にして羽州置賜郡長井莊延徳寺の住僧たりし者を迎へ家を繼かしむ之を十郎俊直とす數年を経て檜原川下流里許の地に水除けする所ありて人夫二三十人に若黨中間十餘人を伴ひ行けるに仙道より賊五十人許來り川を渡りしかは俊直部下と共に之を討ち二十五人を斃す餘賊皆逃去る俊直奮戦自ら長刀を揮ひ十餘人を斬り數劍を蒙り其日の暮方遂に死せり是より此所を賊渡わづりわたせ所と名つけける

穴澤信徳檜原軍物語に俊恒とす 穴澤信徳は十郎俊直の子なり永祿七年正親町天皇紀 元二二二四年四月伊達大膳大夫輝宗羽州の城主其臣石川但馬をして二千五百餘の兵を率ゐて戸山館を攻めしむ信徳之を聞き會津と米澤の境なる

檜原峠に出向ひ僅に四百八十餘の寡兵を以て嚴しく防戦し大に之を破り斬首百七十三其他谷に陥り死せしもの無數石川但馬逃れて米澤に歸る翌年七月輝宗再ひ兵を發し潛に烏川村より山を踰え迷澤を経て直に戸山館を襲はしむ時會孟蘭盆會に當りければ留守の兵甚た少し信徳急を聞き子新右衛門信堅と馳せて之を救ひ前後挾撃七十餘人を討取りければ伊達勢又破れ退く翌九年正月伊達勢千餘人雪を踏みて不意に村の入口北ノ木戸に火を懸け関をつくりて攻入る信徳父子速に出て、防戦し又之を退け追ひて檜原川に至る敵三百餘人淵に溺れて死し戦死する者二百餘人蘆名盛氏其戦功を賞し大荒井村を與ふ信徳年老いければ天正元年隱居して子新右衛門信堅に家を譲り岩山に館を築きて住居せり天正十二年支族穴澤四郎兵衛伊達政宗に内應し其兵を導き入る、や信徳子信堅を始め一族郎黨多く討死せり

穴澤信堅 穴澤信堅は信徳の子なり新右衛門と稱す幼より父に従ひ伊達輝宗の軍と戦ひ毎戦勇名を轟かせり天正十年四月小荒井村の地頭小荒井阿波と云ふ者と其所領大荒井村租税の事により私に闘争し小勢を以て小荒井の館を焼き勇威を顯はしたれども蘆名盛隆之を聞き大に怒り阿波の所帯を沒收して追放し信堅も大荒井の所領を沒收せらる天正十二年伊達政宗之を傳へ聞き七宮伯耆といふ者を使として穴澤を誘はしむ天正十二年十月伊達輝宗隱居して子左京大夫政宗相續す此年十月六日蘆名三浦介盛名家の臣なり故ありて伊達家に仕へ新右衛門と舊友の好あり新右衛門信堅容を改めて伊達殿忽ち御親族の好を忘れ蘆名盛隆の妻は伊達輝宗の妹にして政宗の叔母なり國奪ふへき爲に某を語らひ給ふと見えたり某苟くも累代蘆名家に仕ふ死を守て其舊恩に報すへし伊達殿若し蘆名家に合力し幼主を輔けて國內の安寧ならんことを謀り給は、誰か之を防ぐへき伊達殿若し此地に御進發あらは某路頭に馳向ひ鎗矢一つ奪らせて後腹切りて國

難に殉ふへし借御邊は盧名譜代の舊臣にあらずや然るに其厚恩を忘却するのみならず某等をして不義の人たらしめんとす最も其意を得ざる所なり速に立歸り此旨を達すへしとて伯耆を歸しけり其後政宗又穴澤か支族四郎兵衛信堅のを招きしに四郎兵衛豫て犬嚙合の口論より新右衛門と不和の中なりければ忽ち一族の好を忘れ政宗に内應し同年十一月二十六日伊達勢千五百餘人を引入れ風呂屋又五郎を誘ひ風呂の嚙應にことよせて新右衛門及一族を招き不意に起りて悉く討取り岩山の館を攻めて加賀守信徳をも攻め殺せり此時穴澤の一族郎黨數を盡して討たれたり新右衛門の嫡子助十郎廣次加賀守の六男善七郎後善右衛門と稱す正清等は居合せさりければ幸に免れて大鹽村の地頭中島左馬信清か館に通る信清は加賀守信徳の五男にして中島美濃といふものに養はれ其家を嗣けるなり四郎兵衛は思の儘に一族共を討捕り首級を集め翌日米澤に送り十二月米澤に至り政宗に見ゆ四郎兵衛は太り責たる大男にて力尋常に勝れたりしかは政宗汝は武藏坊辨慶の如き者なれば姓名を改め遠藤武藏と稱すへしとて足輕大將となし後藤孫兵衛と共に檜原を守らしむ

穴澤廣次檜原軍物語に
は俊次とす

穴澤廣次は信堅の子にして助十郎と稱す天正十二年十一月二十六日父祖横死

の際相州小田原の北條家の様子を視察せんとて十月下旬關東に向ひけるか十二月二日に大鹽に歸り叔父信清か方に寄食せり加賀守信徳の六男善七郎も羽州小野川の温泉に在りしかは死を免れ微行して大鹽に來る翌天正十三年正月助十郎一族共を率ゐる黒川に至り父祖一族不慮の謀計に遭ひて命を墜したり故て先陣を承りて檜原の伊達勢を追落したき旨申せしかと盧名家にては去年盛隆生害せられ子龜王丸僅に二歳なりければ四天の宿老等先づ大鹽に歸り地頭三瓶大藏か柏木森の館に據り大鹽を堅固に守る

へしとて黒川より伊東大膳に士二十騎足輕百人差副へて加勢にそ置かれける此頃關柴の地頭松本備中政宗に内應し五月政宗新田常陸原田左馬助をして田付越より關柴に入り火を民家に放たしむ黒川勢討ちて之を破り備中を討取る政宗檜原に出陣せしか之を知らず白石若狹守を先鋒として大鹽に進む時に助十郎等黒川の本陣濱崎に在りければ伊東大膳三瓶大藏大に驚き防戦す此日朝霧深くして咫尺を辨せず政宗變あらんことを恐れ館を攻めすして退く助十郎等濱崎より歸りて之を聞き口惜き事に思ひ如何にもして政宗を討取らんと心を碎きたり時に政宗檜原に在りて新に小谷山に城を築き河岸に馬場を構へ日々乗馬して陣中の慰とせり助十郎等之を聞き六月十四日助十郎善七郎太郎兵衛左馬允の四人檜原に忍ひ入り馬場末の木蔭に潜み政宗を射殺さんとす政宗運や強かりけん二三度馬に乗りしか馬場中より歸られしかは助十郎等無念に思ひ矢立を取り一筆書きて矢に結附け射出したり政宗の兵此矢を見付け政宗に奉る即ち披き見るに「今日穴澤善七郎に中差一筋可_レ爲_レ進_レ存_レ是迄令_レ參控_レ候處に終に馬場末迄不_レ騎給_レ箭頃遠く且御馬駿く候故不_レ遂_レ本意罷歸り候追て得_レ時節一矢可_レ爲_レ進_レに候天正十三年六月日穴澤善七郎元清、同左馬允恒基、同太郎兵衛恒清、同助十郎廣次、進上伊達左京大夫殿へ」とを書きたりける政宗之を見給ひて穴澤の者共は斯く不敵なる者かな危くもねらはれつるもの哉との給ひけり斯くて政宗は後藤孫兵衛を留めて檜原を守らしめ米澤へ歸れり翌天正十四年四月助十郎等屢、黒川の援を得て檜原を攻めんことを請ひしも許されざりしかは終に穴澤一族三百餘人別れて二隊となり進で一隊を岩山の西なる林中に伏せ一隊は十日の朝霧に乗じて直に小谷山城に迫る城兵其寡弱を見五百餘人城を出て、之を防ぐ穴澤勢戦ひ且つ退き味方埋伏の所に至るや大呼返戦し短

兵急に攻めて大に之を破り敵首五十餘級を得たり同十七年六月五日磨上原の軍敗れて蘆名義廣會津を去り常陸に寄寓するや穴澤等も亦大鹽村を退去し道知窪村の山中に隠る翌年伊達氏此處を收公せられ蒲生氏封に就く助十郎廣次出て、其家に仕へ再び檜原村に歸住す其後出羽の秋田に至り舊主義廣に謁しければ其志を感じ義廣自ら扇面に古歌を書き形見とも見よとて廣次に與ふ（廣は廣次の子孫今に傳へて家寶とす）上杉・加藤兩家此地を治めし時も此處に居住しぬ寛永二十年保科正之封に就きし時廣次の子新八郎光茂と云ふ者に祿を與へ村の北端に木戸門を營み番成を置き穴澤氏に屬し非常を警め往來を察し境を守らしむ光茂の子孫相續き以て今に至る其先祖家人の子孫亦此地に住せる者今尙多しといふ

猪苗代盛國其子盛胤

猪苗代氏は佐原遠江守盛連（三浦十郎左衛門尉義連の子）の長男大炊助經連より出づ經連猪苗代に城を築き耶麻半郡を領す因て氏とす子孫代々此所に住し黒川の城主蘆名氏に隸す盛國は其裔なり天正十三年、年既に五十歳に及びしかは家を嫡子盛胤に譲り本城の西、弦峯に居を構へ隠居せしか後亦新地に移れり盛國後妻の讒を信し盛胤を惡み之を廢せんと欲し父子和せず時に伊達政宗檜原に出陣して會津を攻めんと謀り其臣伊達成實をして盛國を誘はしむ盛國之に應じ事成らば會津領北方半分を得て降臣中席次第一たるべきこと若し敗軍せば伊達中にて三百貫文の領地を得んことこの三條を約せり然れども其子盛胤同心せず若し強て伊達氏に内應せば黒川へ報すへしと云ひしかは盛國も已むを得ずして事止みの同十四年十一月黒川城主龜王丸天するや盛國は宿老富田美作守平田左京亮等と政宗の弟を迎へ立てんとす金上遠江守盛備・沼澤出雲守等此議を排して常陸の佐竹義重の次男義廣を迎へ立つ義廣翌十五年三月黒川城に入り其支族宿將を待つこと頗る舊例に違ひければ家臣服せず盛國亦怡は

す心に異圖を抱きけり翌十六年五月盛胤の黒川に伺候せし隙を伺ひ盛國手の者共を引具し本城へ理不盡に入りけるに居合せたるもの周章騒く所を手の下に薙き捨て再び城主となる盛胤は進退途に迷ひ先づ安積郡横澤と云ふ所に居住したりけるか七月十四日の朝小船四五艘に取乗りて猪苗代湖を渡り盛國の郎等大堀土佐・秋屋平左衛門尉か壺下口の押へとして堅め居たる金曲城を攻めて之を陥る盛國之を聞き翌十五日の早朝兵を遣はして之を攻めしに盛胤迎ひ撃ちて散々に戦ひ相引にそ引きにける盛國安からぬ事に思ひ自ら押寄せ陣を取向つて居たりければ猪苗代中諸寺院の僧侶打寄りこはそも痛ましき御舉動にて候此程は孟蘭盆會にて亡き魂祭の頃就中今日は齋日の一つにて阿鼻奈落の呵責たに免す日なりと申候にまして父子の御争、兎角の沙汰に及はず候平に向後は御和睦なさるゝ様にと様々に意見しければさしも頑なる衷心にも冥途の譬を怖ちて瞋恚の炎や冷めけん萬つ心行かぬ顔ながら盛國猪苗代に歸りければ盛胤も亦横澤へを歸りける此由黒川に聞えければ義廣腹を立てられ父子の中として詮なき争を仕出し世の周章に及ぶも且は上を蔑如しての故なりとて暫くは折檻に及びて籠居して日を送りけるか其後勘當を免されても萬つ年來に替りたる會釋なれば何事も咥き乍ら年月を送りぬ去程に政宗は仙道に猛威を振ひ天正十七年五月初阿子ヶ島・高玉の兩城を攻め落し中旬に相馬領に侵入して駒ヶ峯・新地兩城を略し成を置きて二十二日大森に歸れり伊達成實・片倉小十郎と相謀り盛國を味方に屬せしめは世の中何様になりなんも計られすと政宗に勸めて先年盛國か方へ隠謀の使したる三藏軒をして猪苗代に赴き盛國を説かしむ盛國內々望む所なれば直に同心しぬ黒川にては高玉・阿子ヶ島兩城敵に奪はれたれば壺下の口、心元なしとて宗徒の侍二百餘騎を猪苗代へ遣はし非常を警固せしむ義

廣は五月二十七日岩瀬郡に出陣し父佐竹義重相馬義胤と相應し政宗を攻めんとす政宗の臣片倉小十郎伊達成實六月一日潜に猪苗代に赴き盛國に會ひ堅く内應の約を定む依て盛國は欺きて二百餘騎の黒川勢を歸らしめ其子龜丸を質として政宗の陣所阿子ヶ島へ遣はしけり義廣岩瀬郡に在りて薄々此事を聞き四日黒川に歸り盛國敵に一味し早や成實小十郎を己か館へ引入れたる由を聞き扱は敵の太勢未だ馳着かざる内に追散らせとて其夜黒川を打立ち摺上原に向ひ普藤村の東なる高森山に陣せり政宗も此夜猪苗代に入り翌五日未明より兩軍摺上原に會戦せり盛國は政宗の先陣たり蘆名の先陣富田將監奮戦して初め利を得しか將士和せず義廣終に大敗して黒川に歸りしか老臣富田平田等拒みて入れず義廣終に常陸に走る政宗富田平田等の降を納れ黒川城に入り功を論し賞を行ふ盛國豫て申入れたる三箇條の約諾により望み申しつる所領相違なく宛行はるべき由を申望む政宗宣ひけるは尤も約諾の事相違すへからす抑汝か所領北方中に如何程の地あるや盛國某か所領北方中に少も御座なく候今度某御味方に參り會津四郡安々と御手に屬し申しなは其忠賞に北方中を半分賜はり候へと申上げたるにこそ候へと申す政宗聞きていや最初より北方分と許りの事にて半の字のなければ扱は北方に在る汝か所領の相違あらぬを望むとこそ思ひつれと會釋せらる其時盛國の郎等薄原兵衛といふ者罷出て最初に盛國か所望の事共某書き申して候自然北方分と許り御座候て半の字御座なく候は、某如何様の死罪にも行はるへう候と申す政宗聞きていや兎角の僉議する迄もなし其盛國か方より來れる一封を出して見せよとて此五年以前三藏軒に返答したる一封を取出して盛國に見せけるに誠北方分と許りありて半の字はなし盛國是に仰天し扱も年來の主心替りし野心を企てたる天罰にこそ侍らめ斯る上は力及はず候

と申して直に猪苗代へ歸りけるが政宗頓て盛國に猪苗代近邊北方の中にて五百貫文の地を郎等石部下總猪苗代阿波守に五十貫文つゝの地をそ與へられける翌年政宗侵地を沒收せらるゝや盛國も猪苗代を素めて伊達家に仕へて子孫仙臺に在りとぞ
 盛胤は摺上原の役蘆名方の前軍に在りしか父盛國の旗影進むを見て之を避け轉して伊達勢の中に駆け入り力戦して重傷を負ひ横澤に退去せしか後、上内野村に退隠し蒲生氏にも仕へずして此處に一生を終れ向盛胤猪苗代城に在りし時恩惠民に深かりしかは村民等の敬慕一方ならず掃墓祭祀の事を怠らざりきといふ一子あり作右衛門盛親といふ磐城の城主烏居忠政に仕へ中野村を領す因て中野を以て氏とす其曾孫を盛信といふ理八郎義都の父なり義都保科正之に仕へ文武の才藝を以て世に名あり
 三佐瀬種常其子常雄 佐瀬種常は大和守と稱す源兵衛の養子なり其先は千葉氏にして下總の佐瀬に住みしによや氏とす後會津に移り蘆名氏の臣となり松本平田富田の三氏と共に四天王と稱せらる源兵衛は關左に隠れなき武功の者にして攻城野戦、堅を摧き鋭を毀く其功績甚た大なり性泉石を好み臺榭を池傍に築き假息の所となす常に機密を掌り凡そ邦家の事大小となく與り知らざるなし毎に騎士二百歩卒千餘人を備へ以て緩急に供ふ天正十七年六月猪苗代盛國城を以て叛き伊達氏の兵を導く蘆名義廣兵を率ゐて摺上原に戦ひ敗績す會、叛者あり日橋を燒きて退路を絶ち敵兵追撃急にして義廣殆ど死れす種常の嗣子平八郎常雄は富田美作の二男なり郎等渡邊伯耆といふ者平八郎を諫めて曰く阿兄富田將監殿は先陣として敵の先鋒猪苗代盛國を破りしのみならず太郎丸掃部を討取り給ひ阿弟下荒井三郎殿も未だ幼き身にてさへ高名なされたと申す何ぞ拔群の大勢を左まで仕出し給ふ事もなすおめく

と引給ふへきやと平八郎聞きて腹を立て扱は我は左迄の事すまじき者に思ふよなど會釋し乍ら俄に氣色變り馬の頭を引返しけるか其儘群りたる敵の中へ駈け入りて散々に戦ひ痛手を負ひて人心もなかりけるを居合せたる中間一人己か肩に引懸け大勢の中を駈分け駈分け落合村の東迄引きたりけれども敵頻りに追ひ詰めければ田の畔なる小溝一つを越え得て終に討たれぬ時に年二十一父種常も入倉村にて返し合せて敵を追ひ散らし討死す此日種常父子の奮戦敵を支ふること微りせば義廣殆ど免れ難かりしといふ

富田將監 富田將監隆實は美作守氏實の子なり其先世は惠日寺領地の檢斷なりしか滿祐の子範祐始めて蘆名光盛に仕へ子孫遂に宿老の一となりて其職を襲けり天正十七年六月五日磨上原の戦に將監手兵五百餘を率ゐて義廣の先鋒たり時に年二十四將監猪苗代盛國が背叛して政宗の先鋒たるを惡み好敵逸すへからすと奮戦して之を破る將監追撃益々激しく敵の二陣片倉景綱も亦潰ゆ政宗之を見て太郎丸掃部をして急に銃手二百を以て横に將監か陣を討たしむ將監掃部か金團扇を把て馬上に在るを見罵つて曰く堅子は元蘆名の族臣にして一旦浪人となり今は政宗に仕ふと云ひながら舊主に對する今日の舉動こそいと憎けれと部下を麾きて掃部の勢に打掛り奮戦せしかは掃部敗れて逃げんとするを追及して馬上より引落し格闘して掃部を撃伏す掃部臂力あり起上りて差添を抜き將に將監を刺さんとす七宮奎助馳來りて掃部の股を斬る將監遂に其首を獲たり將監更に士卒を指揮して進み戦ひしか後陣に叛者ありて會津勢遂に大に敗れて退く義廣常陸に奔るに及び將監之に従ひ龍崎より江戸崎に在り盛重義廣の改名二本松梅王を殺すに及び將監去りて中村に往き相馬大膳大夫義胤に頼れりといふ或は曰く將監

二君に仕ふるを屑しとせずして黒川實成寺内常林院に隱遁し慶長十二年八月十四日を以て歿し法號を佛乘院白養義光居士と云ふと將監の第三郎實積も亦磨上原の役に従ひ奮闘して遂に斃る時に年甫めて十七なりき

慶德善五郎 慶德善五郎範重は葦名氏の宿老たる四天王の一人平田是亦齋範の長子なり初め是亦齋子なかりしを以て弟左京亮氏範を養子となしに善五郎出生せしかは幼名を契力チキリキと呼び鍾愛せりとそ善五郎後出て、慶德館主慶德氏を嗣ぎ地方一萬石の領す慶德氏は葦名氏の一門にして北方の鎮たり善五郎天正十二年松野館主勝次郎を討伐するの命を受けて軍功あり天正十三年五月松本備中守伊達政宗に内應して政宗を田付方面に誘ふや太郎丸掃部及戸石四郎兵衛等亦之に應ず黒川の諸將濱崎にて軍議に及び是程のこと如何てか備中にのみ思ひ立つへき味方の内にも野心の者あらん所詮此川を前に當て、寄せ來る敵を支へて軍せんこそ便宜ならめとて議輒く決せさりしに剛勇の聞ある中目式部大輔進みて曰く敵の大勢此方に亂入し所々に放火せば慶德善五郎一人にて如何てか支へ得へき某は善五郎と年來無二の入魂なれば今目前にて親友を討死せしめんことは本意にあらず某一人なりとも慶德か館へ馳せ行きて彼に力を合はすへしと人々中目に向ひて此軍面々の私に非ず御邊慶德へ行くとも昨今の國情にては慶德か心も計りかたしと言へは中目曰く若しさもあらは慶德と差違ひて死すへしとて本名奎之丞と共に慶德か館へ手兵二百餘人を率ゐて赴きしに城門尙鎖り善五郎欣ひ迎へて與に軍議を決し直に五百餘騎を率の相携へて小荒井村を経て寺窪に至り天漸く明る乃ち政宗の部將新田常陸原田左馬之助か三千餘騎を壓して營に陣す中目式部大輔の弟佐瀬源兵衛も兄を援はんとして鹽川を経て稻田に進軍す鹽

川に逗留せる黒川勢及執權金上盛備も次いて到る善五郎先づ軍を進めて左馬之助か陣を突き縦横奮撃して之を破り逃くるを追ひて進む敵將片倉小十郎之を遮る善五郎奮戦して復之を敗り中目佐瀬・金上も亦來りて之を追撃し伊達氏の軍之か爲に大に潰ゆ此役備中守は沼澤出雲守に斬られ四郎兵衛は式部大輔に斬らる

中目式部大輔 中目式部大輔助常は佐瀬源兵衛の長子にして河内守の兄なり中目氏は葦名氏の支族にして中目に居り世々五千石を領す其嗣なきに當りて佐瀬氏其長子助常をして之を嗣かしむ式部大輔幼にして養父及實父を失ひ本名奎之丞爲めに一時其陣代たり式部大輔長して剛勇を以て聞え又義氣に富む夙に慶徳善五郎と友とし善し葦名義廣の佐竹氏より來りて葦名氏を嗣くや尙幼なるを以て大繩讃岐守・刎石駿河守平井薩摩守隨ひて到り國政に參與す其事を處する往々慣例を蔑如し專恣なること多きを以て四天の宿老と相協はず猪苗代盛國亦義廣を憎みて異圖あり伊達政宗此の釁に乗して頻年會津を窺ふ内憂外患爲に漸く多し式部大輔執權金上遠江守盛備及族將慶徳善五郎等と常に大に之を憂ふ河内守曾て竊に式部大輔に説くに伊達氏に通するの利を以てするや式部大輔大に怒りて之を斥く天正十三年政宗關柴備中守太郎丸掃部戸石四郎兵衛等の内應を機とし大舉して北方方面を犯すに當り式部大輔黒川に在番せしか四天の宿老と與に急遽濱崎に出陣して攻守を議す議輒く決せず式部大輔進みて曰く惟ふに昨今北方方面の人心眞に測り難きものあり唯頼む所のものは慶徳善五郎の慶徳を固守するあるのみ余年來彼と刎頸の交を結ぶ今彼を危地に措きて援ふことなくんは何の面目ありてか再び彼を見ん請ふ直に彼館に駈せ行きて力を合せんと手兵二百餘人を率ゐて赴援し善五郎と共に馳せて政宗

の軍を逸撃す盛備も亦津川より來りて之に合す四天の宿老及沼澤出雲守等鹽川より進み三面より敵軍を衝く善五郎及式部大輔最も力戦して政宗を破る此役式部大輔は四郎兵衛を斬り出雲守は備中守を獲たり備中守の父宮内少輔も亦捕へられて天寧寺磔に斬らる天正十七年摺上原の役式部大輔手兵を率ゐて伊達の陣を突き奮闘して遂に斃る三瓶大藏等も亦戦歿す其他本郡の勇將にして國難に殉せる者に慶徳善五郎・佐瀬種常父子等あり

岡左内 岡左内は初め上杉景勝に仕へ剛勇にして屢戦功あり慶長五年景勝、石田三成と東西相應して徳川家康を除かんとし兵を會津に擧げし時左内は本莊繁長等と共に福島瀨ノ上に陣して伊達政宗に備へしめらる三月政宗二萬の兵を率ゐて飯坂に出陣し福島を攻めんとす政宗の將木幡四郎左衛門兵百餘を従へ黎明福島城邊に進み其虚實を伺ふ左内之を偵知し七十餘人を以て城を出て其不意を討ち木幡の首を獲たり政宗退きて梁川を攻む梁川城主須田大炊伏を設けて之を破る四月政宗再び出陣して福島城を攻めんとす繁長之を聞き左内及杉原甘糟・鐵等六千餘人をして松川を前にして之を拒かしむ左内部兵四百餘を以て川を渡りて陣し政宗の軍と激戦す政宗怒りて親ら先手に乗込み唯追討に川を越せと下知す左内は此時長刀を打折り二尺七寸の貞宗の刀を抜きて切廻り川岸へ退きしに政宗左内を追蒐け總角つけを疊かけて二刀切付られしに左内きつと振り返りて鏑元迄血になりし刀を振り上げ政宗の甲の肩庇よりひき頭を鞍の前輪かけて切先外れに切付け剩へ政宗の刀を薙き落しければ政宗か馬を控へられし内に左内は川に乗込みたり政宗の兵之を見て二十騎許駈付けしに政宗之に力を得て一尺八寸の差添を抜き彼の二十騎を左右に従へて川に乗込み卑怯者返せ返せといはれけるに左内は岸に乗り上

けて馬を立て眼の利きたる士は左様なる多兵の中へは返さぬものぞといひ捨て味方の陣へ馳入りたり後日彼の太刀打したる武者を政宗と聞き退きて然らば組んで討つべきものをと甚た後悔せしとかや政宗進んで福島に迫りしか景勝の出陣を聞き退きて白石城に入る後左内は政宗に切裂かれたる猩々緋の羽織を金紗の絲にて縫ひ附け景勝の御免を蒙りて上洛の頃其羽織を着て行列の先乗したり景勝其功を賞して名を越後と賜ふ景勝地を削られ封を米澤に移すや左内は流浪せり政宗之を聞き三萬石を以て之を招けども就かす蒲生秀行會津を賜はりて入部の時之に仕へて一萬石を領し猪苗代城代となる左内節儉にして家に數萬金を貯へ毎月黄金を書院一面に敷き竝へ其間に起臥して樂とす世人皆之を鄙む一日例の如く黄金を竝へ樂み居けるに組下の兵士口論に及ひたりと聞えければ左内即座に馳付け一日一夜彼の宅に居て無事に濟せり彼の竝へ置きたる金子を家來に納置くへしと下知もせずして一向組下の口論を取扱ひし故に左内は金銀より武道好物なりと人々いひあへり又口取の中間に黄金一枚を所持する者あり左内賞するに黄金十枚を以てす曰く士金なければ戦に臨みて功を立て難し汝人の奴となりて金を貯ふ人たるもの、用心當に此の如くなるへしとて之を賞す又景勝舉兵の時永樂錢一萬貫を獻して軍資を助け因ある傍輩にも金銀を頒ち與へたり後病みて將に死せんとする時金三萬兩と正宗の刀一具を忠郷に金三千兩と景光の刀貞宗の脇差とを其弟忠知に獻上して曰く是れ皆俸祿の餘なりと又其友に數千金を分ち日頃貸し置きたる證文を焼捨てたりといふ左内は切支丹宗の信者にして常に冠りし角蝶螺の冑は南蠻の伴天連より音物に貰ひ受けしものなりといふ

第二節 僧侶

德一 德一 德澄又は得澄に作る は藤左府惠美押勝の第四子なり初め南都の僧となり相宗を修圓に學ぶ義解に於ては人及ふこと稀なり嘗て本宗に依りて新疏を作り傳教大師を難破す相徒之を稱す後常陸に下り筑波山寺を開きて居る道風高潔にして門葉繁茂す毎に時僧の奢りに過くるを見て甚た之を惡み弊衣粗食以て晏如たり大同二年空海勅を奉して奥州會津に下り精舎を建て自ら丈六の藥師像を刻みて安置し惠日寺と號す空海歸るに臨み寺を德一に屬す或は曰く德一清水寺を奥州會津に建て觀音像を安置し磐梯明神を以て鎮守となす後惠日寺に終ふ全身壞れすと德一寺を弟子金耀に屬するとき歌を詠して曰く「縁あれは我またこんよいははしの山の麓の清水の寺」こんよ一にこんよに作る 清水寺は今の惠日寺なり德一亦柳津虚空藏堂を建立し雀林法用寺を再興し觀音堂を建立す寺僧相傳ふ德一筑波山に寂す其日奇異の告あり德一の弟子金耀速に彼地に到り其屍を奉し歸らんと欲す筑波の僧徒聽かす金耀固より豪力遂に德一の頭を取り來りて惠日寺に葬る爾來德一の忌日筑波にては十月八日之を行ひ此山は十一月九日に之を行ふと

乘丹坊 乘丹坊は耶麻郡惠日寺の僧にして衆徒の頭なり高倉天皇治承四年庚子九月源義仲以仁王の令旨を奉して兵を信濃に起し平相國入道淨海を撃たんとす越後城太郎資長奏して義仲を討たんと請ふ朝廷之を許し資長を越後守に任す資長は鎮守府將軍平維茂の後なり維茂か子繁茂出羽介に任し秋田城を守る子孫因りて城を以て氏とす資長の父九郎資國は世に鬼九郎と稱せらる是に於て資長明年二月兵

を率ゐて信濃に赴く途にして遽に病みて卒す其第四郎長茂兄の志を継ぎ六月越後・出羽・會津の兵を發して信濃に入る乘丹坊即ち寺領の壯丁を發して其催促に應じ長茂に従ひて信濃に打向ふ既にして長茂義仲と横田河原に戦ひ義仲の爲に大に破らる乘丹坊其子藤新太夫及横山權守其子横新太夫半藤別當共に奮戦して之に死す長茂遁れて越後に歸り國府を保つ義仲の軍踵きて至り國人多く降りければ長茂國府をも保つこと能はずして遂に會津に遁れ匿る此年安徳天皇位に即き給ひ養和と改元あり八月朝廷また長茂を越後守に任し命して復義仲を討たしむ長茂乘丹坊の功を思ひ越後蒲原郡小川莊を割きて惠日寺に寄附す是より小川莊長く會津に屬すといふ

三光國濟國師 三光國濟國師名は覺明字は月海孤峯と號す耶麻郡加納莊の人なり姓は平、氏は加納、五郎 時宗の二男なり加納氏は佐原義連より出つ義連の子を盛連といふ盛連に六子あり其五男を三浦介盛時といふ加納莊を領して青山城に居るによりて加納を以て氏となす時宗は蓋し其族なり

國師幼くして岐山疑七歳にして母を喪ひ出家の志あり父之を異とし僧房に託して佛經を誦せしむ七歳竟に講師良範に依りて得度し延曆寺に詣りて法華義を究め止觀を修む後紀州鷲峯の開山法燈禪師を師とし刻勵すること三年にして辭して諸國に巡錫し苦行酸修しはらくも懈ることなし曾て三大願を發す其一に曰く我已所修行業施與一切衆生不可自愛其二に曰く吾設雖墮三途八難荷擔六法而無有退失矣其三に曰く吾以前佛之法可續後佛之而して國師常に法を西土に求めむと欲す應長元年の春遂に商船に乗りて元に入り諸巨利を歴巡して諸名匠に參禪し竟に天台山に登り無見に見え開山佛眼禪師の靈場に禮し玄旨を得て歸る其後鎌倉の巨福山(建長寺)に寓し能州の洞山に移り又雲州龍義郡宇賀莊に移り茅舎を結びて居る不日に僧徒雲集し堂宇忽ち宏大となる時に年五十五歳なり

き元弘三年後醍醐天皇隱岐を出て、伯耆の船上山の行在所に御座ます時國師の高徳を聞召し閏三月二十八日國師を行在所に召され佛法の大意を問ひ給ひて允に皇情に稱ひしかは遂に衣鉢戒法を受け給ふ天皇京師に回鑾し給ひし後建武二年詔して入觀せしめ十月五日に至り國師に國濟國師の號を賜ふ其宸翰に曰く

師者武門孫法灯子振錫大唐族通扶桑朕於四海不穩之時迎師行在大得沾法藥承衣孟戒法回鑾京師再入内聊表酬恩特賜國濟國師

建武二年十月五日

此時國師奏して寺額を賜はらんことを請ふ即ち天長雲樹與聖禪寺と云ふ額を賜はりぬ又國師陸辭して歸山の後詔して瑞龍山(南禪寺)に住持せしむ國師疾をもて之を辭す正平の初め鷲峯主なし衆徒等國師に請ひて主たらしむ其後京師の妙光寺に移り住す時に京師の道俗先きを争ひて歸向し足利尊氏直義兄弟深く國師を尊崇す後鳥羽院天皇の故宮を寺となし國師に請ひて開山たらしめんとす國師應せず夜竊に遁れて南朝に奔る後村上天皇亦國師を崇信し衣鉢戒法を受け給ひて三光國濟國師の號を加へ賜ふ眞に兩朝の特恩茲に極れりといふへし又勅して泉州大島郡高石に紺宇(大雄寺)を創造し國師をもて開山と爲し給ふ國師、天皇の歸信の深きを感じ又遠く去るに忍ひす遂に此寺を以て終焉の地と定む正平十六年辛丑五月二十四日徒弟を集めて後學を激勵し奄然として寂す時に享壽九十一僧臘七十四なり徒弟に遺命して遺骸を荼毗して本山に藏めしむ天皇國師の入寂を聞召し大に悼惜し給ひ百司に命して其非に會せしむ時の内大臣家賢國師の入滅をいたみて左の詠歌あり

あま小舟のりしる人はさきたちてくるしき海を誰か渡さむ

亦權中納言藤原隆俊は河内國茨田郡島頭莊内の地を大雄寺の塔頭三光庵に寄附して國師の菩提の料とせりまた以て其高德を瞻せる者の多かりしを知るへし

源翁和尚

源翁諱は心昭越後國荻村に生る父は源の何某とかや母初め嗣なきを憂ひ靈を觀音大士に乞ふ生るゝに及びて果して風神常童に異なり五歳にして家を辭し州の陸上寺に投して童子となる十六歳にして祝髮受具し廣く諸經綸を究む十九歳にして義山に總持寺に謁し機語相契ふ命して侍司に居らしむ既にして辭して伯州八橋郡に到り其幽邃を喜びて居す豐後の太守藤原忠敦歸仰特に篤し未だ幾許ならず荒墟を化して寶坊となす號して金龍山退休寺といふ時に正平丁酉十二年なり又行化して地を五峯に得て泉溪寺を建つ同庚子十五年の仲秋入院開堂す辨香義山の法恩に歸す建德二年結城の城主源直光安穩寺を興造して師を請して開山住持とす居ること四年事を謝し大仙仲公に命して補處せしむ微行して奥州會津に至り草を薙きて庵を創す學徒雲集して遂に寶坊となり稱して慶徳寺といふ近里に敎院あり慈眼と名つく疊障清谿實に是れ絶境なり師一日其地に遊ふ忽ち神人あり衣冠都雅來て師に謂て曰我は是れ當山護法の神なり請ふ和尚此寺に住せよと言ひ訖て見えず神人又住持に告げて曰く當山を以て早く源翁和尚に譲り永く佛法を紹隆すへし若し然らずんば則ち他時必ず祟をなさんと住持敢て從はず日未だ幾ならずして忽ち大に震動し堂塔盡く燒亡す人皆之を驚異す黒川城主蘆名氏及士民貨財を捨て、以て再造の功を助く凡そ伽藍のあるべき所のもの一時に全く備はる是に於て住持と檀越と相議し師を請して之を居らしむ天授元年四月十五日進流し慈眼を改めて示現となす時に野州那須野の曠野

に毒石あり蓋し物あり憑れり人畜禽獸觸るゝもの斃れさることなし飛鳥空を過ぎて石上に及へば則ち跼々として墮つ其毒靈是の如し故に人名つけて殺生石といふ師一日杖を携へて行き石を敲つこと三下して曰く

「汝元來石頭性從何來靈從何起」

と又石を敲つこと三下す石汗を流して震動し泐然として解散す忽ち異人現れ拜を設けて曰く我は是れ此石の靈なり師の開示を蒙り頓に苦趣を脱し天に生ずることを得たりと言ひ訖て没す實に元中二年八月十三日なり是より名海内に震ふ征夷大將軍足利義滿重ねて泉谿を興す殿廓庖廡を新にし頗る壯嚴を増す丹堊輝煌休楛を昭耀す且つ那須の莊田一千餘石を施して以て食輪を資く其處に師を請して再ひ住せしむ上皇勅して能昭法王禪師の號を賜ふ洞上の宗此席に熾なり徒衆常に半千に減せず既にして退きて示現に歸る九州の太守田園若干頃を捨て、寺産に充つ應永乙亥二、臘月疾を示す翌年正月七日徒衆に訓し訖て筆を求め偈を書して曰く四大假合七十一年末後端的蹈翻鐵船壽七十一臘五十六塔を大寂といふ嗣法の十人は齡山大仙前三雪庭大雪却外大菴雪江壺天天海なり實に法燈熾なりといふへし

天海空廣禪師

天海空廣禪師は始め橘氏にして洛陽の人なり八歳にして母に別れ慨然として求道の志を起し嵯峨の天龍寺に至りて出家す具戒の後諸方の耆伯に遍參し卒に源翁心昭の正嗣となる應永

己卯歲耶麻郡熱鹽村の示現寺に出世す上堂して曰く大道目前に在り早朝喫粥午時喫飯玄機物表に超ふ山は只是れ山水は只是水乃至畢竟相應の一句如何か指陳せん移花兼蝶至一買石得雲饒一と應永二十三年二月弟子を近く召して曰く吾將に往かんとす汝等他に在るもの速に歸るへしと十五日涅槃會を修

し雪峯三處相見の論を擧げて衆に示す衆皆下語す師曰く袖は靡く沙羅林の風と云ひつゝ下座して方丈に歸り端坐偈を書して曰く四大歸元如三子得母虛空説夢聞得太奇と筆を抛つて逝く時に六十九歳法臘五十四なり

無爲庵如默

如默は無爲庵と稱し名は幸免岡田氏

或は云ふ肥前肥後

或は云ふ肥後の熊本との人なり年十七歳寛永二

時父母を喪ふ其後京に上り學を修め詩及歌を能くせり資性温良恭敬博學多才曾て某侯に仕へしも夙に出家の志ありしかは聽て辭し去り三十歳の時臨濟派の佛門に入り剃髮して僧となり明暦二年一笻一笠行脚して會津來り大沼郡左下の山中に居りしか萬治三年の春又京に上り隱元禪師に謁せんとせしに偶、儒臣横田三友俊益及浮洲重治等二三の同志之を止め耶麻郡落合村今の磐梯村の中なる扇峯の下に一庵を結ひ之に住ましむ如默其庵室を名つけて無爲庵といふ是より先き保科正之封に此地に就き武を講し文を修め風化大に行はる此頃俊益學に志ある者と相圖り寛文四年閏五月桂林寺町の末赤岡分威徳院の隣に一の講堂を創建して稽古堂と呼へり俊益此堂の記を作り又講筵の式を定む同年夏如默か博學多識なるを以て聘して堂の師となす是より老臣田中正玄・柳瀬正眞等屢、如默に就きて教を受く公之を聞き大に喜ひ如默に十石口俸を賜ひ永く此地の租を免除し後又學料として五十石を附す延寶元年郭内に講所を營むに及びて之を町講所といへり後年我藩校日新館の建營ありしは實に此稽古堂の窠置に由來せり又公在國の折は時々如默を城中に召し向井好重か著す所の會津四家合考及舊事雜考を讀ましめて之を聽き恩遇最も深かりき又寛文十一年には殊に江戸の藩邸に召されしことあり公嘗て如默に髮を蓄へ儒に歸せんことを勧めしか如默敢て肯はず歌を詠して其志を述ふ

立歸りふたゝひうしとおもひなはこの世の外に身をやからさむ

公之を聞きて復強ひす斯くて公薨せしかは如默深く公の恩遇に感したれども法師の身をもて神葬の式に列なること能はざるを嘆きけり即ち葬儀の際江戸より歸東したる吉川惟足翁は

思ひきやぬさも取あへず此度は君に會津の山もかひなし

と申送りしに如默よりは

甲斐なしと何嘆くらん會津山空にも君か御影仰かは

と返し來れり鳳翔公二代正經世を襲きて後貞享二年八月七日惠輪寺小田付後住の議及檜原銀山の事山師石橋孫之丞といふもの排水工事の設計をなし上申せしに金山奉行橋守太右衛門・向山作兵衛等之を惡み奉行山田武兵衛と示し合せ孫之丞か議を用ゐさりしかは孫之丞之を憤り幕府の老中阿部豊後守に直訴せしかは橋守向山等の曲事現はれ山田を始め下川義太夫・山本十郎右衛門等に坐して耶麻郡真木村に謁せらる時に年五十九歳なり之より後は吟嘯もて歲月を送り又大赦の時の歌に

花咲かぬ真木の山こそ住みよけれとてもむかしの春ならぬ身は

と聞えしは又憐なり後終に配所に逝く實に元祿四年十一月十七日にして年六十五歳なり法名を無爲庵上座と號す

木食上人

耶麻郡關柴村中善寺に榮祖法印とて享保の頃住みし僧あり常に穀を絶ちて木食す故に

里人木食上人と呼へり上人大般若經を寫さんことを志し其事の成功する中世俗の繁を厭ひ山谷に閑居せんと村里より二里餘の山奥なる端村茅場の西へ一室を營み此處へ引移り書寫に従事せり然るに村里より祈願を頼み護符など受けん爲め參詣の者日々多かりしといふ上人書寫の大般若經六百卷は同寺内

の薬師堂に納む里人名僧と稱して其徳行を感し合へり墓は薬師堂の東に在り中興 大阿闍梨權大僧都法印木食榮神と刻す

第三節 文學者及藝術家

猪苗代兼載 猪苗代兼載父は猪苗代式部少輔平盛實とて三浦介義明二十三世の孫なり兼載夙くより佛道に志敦く出家して京師に赴き應仁文明の頃より種玉庵宗祇に従て連歌を學ひ其奥旨を傳はり宗祇か風體を一變して絶妙巧尖の句あり北野會所の預りとなり禁廷より屢、聖藻を賜ひ又將軍家より尊はれて實匠とせられき一説に往昔此村耶麻郡小平湯村の地頭石部丹後の家に一婢あり容姿極めて醜く年關るまで嫁を得ず村の天満宮に詣て百日の間通夜して一枝の梅花を投與へ左の袂に入ると夢見て孕めりことあり十三箇月を経て一子を生めり之を兼載と名つく天神の授け賜ふ子なればとて幼名を梅といふ幼にして聰穎人に勝れ性甚た詠歌を好みしかは母悦ひ僧となして後世に名あらしめんとて若松諏訪神社の社僧自在院今博勞町に在りに到らしめ髪を薙きて僧となす又其頃諏訪の社内に連歌の會あり兼載屢、其席に列せり秀句多かりしかは會衆其伶俐を嫉み兼載の來るを拒まんとて一間の戸を閉ちて兼載を戸間に措しことあり其戸後には兼載措戸とて永く自在院に傳へきといふ後郷を辭して下野國足利學校に入り文籍を涉獵し遂に京師に赴き宗祇の門に入り連歌の奥秘を傳はりて宗匠となり花の本と稱す初め兼載宗祇に見ゆる時年三十宗祇か曰く凡そこの道のこと能く明らめんとならば二十年の功を積むにあらざれば難し今吾老いたり十年の齡を過くへからすと難しければ兼載重ねて夜を以て日に繼かは十年にして

至りなんと強ひて請ひしかは宗祇其志に感し子弟の契を結ひ十年にして皆傳を受く其後常に禁廷に召され源氏物語を侍講せしに法橋を授けらるへしとて其氏を問はる兼載其所生の賤きを愧ちて假に華名氏たる由を勅答し後猪苗代の主筆某に請ひて其家苗を稱しきといふ又嘗て自在院に在りしとき常にあたり近き住吉の社今若松村木町に在りに詣て和歌の蘊奥を得んことを祈り「兼てを裁し住吉の松」といふ古歌詞をどり自ら名を兼載といへりといふ兼載白筆の文書其地に載に作るもの多し是れ當時兼載と稱し後兼載に改めしものか 此説世の談する所と大に異同ありれども専ら土俗の傳ふる所なれば此に註す

當時古今集の奥義は和歌所堯孝より堯惠に傳へ堯惠より兼載に傳へ又宗祇丈筑波集を撰ひ勅撰に准すへき詔ありし時も兼載か句を數多選ひ入れき後奥州白河の關の邊に住居を占めて耕閑齋又は相園坊と稱す其後古河公方の招きに應し彼地に在りて病に罹り江春庵といふ醫師の許にて身まかれり時に永正七年庚子六月六日五十九歳野波村萬福寺の禪刹に葬り一株の櫻を植ゑて墓表とす今に在りといふ著す所園塵集あり平常の連歌の稿なり子あり兼如といふ家學を傳へて世に名あり

渡部直昌 渡部直昌は初め河沼郡砂越村に住し後耶麻郡小荒井村に移り醫術を業とせり先祖は嵯峨源氏にして北條氏滅亡の後鎌倉を退き會津に下り蘆名氏に仕ふ蘆名氏滅亡の後民間に下り醫術を業とせり直昌は通稱を傳左衛門醫名を玄説といふ寛文七年正月十八日に生る七八歳の頃より百人一首三十六歌選等の歌書を弄ひ九歳の時下荒井村の蓮華寺に學ひ十三歳の時若松の醫師岩田適慶同知足の門弟となり醫術を修め十五歳より郭内の歌人小泉康定の門に入りて和歌を學ひ又諸國の和歌の宗匠を訪ねて其流を汲み京都にては無曲軒長伯・水田長憐を師と頼み詠める歌を御歌所内大臣中院通躬公、

武者小路大納言實陰卿の覽に供し感賞に預りしことあり或時は和歌道を較へんとて諸國を行脚し津々浦々まで尋ね行き或時は歌道修行の爲深山幽谷を涉り數年を過せりといふされは和歌に冥加ありて伊勢・鹿島・下加茂等の神社へ奉納歌合の選に當り其外住吉・須磨・明石・鹽釜・江の島等の名所舊跡に和歌を殘せるもの多し又信佛の念深く壯年の時は百萬遍然譽上人より老ては吉野比蘇寺・朴道禪師より血脈を賜はりしといふ彫刻又世に勝れ若年の頃靱の殼に虚空藏、榎の殼に七福神を彫り入れ柳津虚空藏へ奉納し時の太守保科正容公の御威に預れり齡八十餘歳に至るも耳目正しく心も衰へず隣國の和歌添削に日を送りしか寶曆二年正月八十六歳の高齡を以て歿す著書新宮雜葉記等若干あり墓は安勝寺に在りて法名を洗雲了夢居士といふ

北川恕三

北川恕三は耶麻郡漆村の人なり靈祖北川平左衛門は蒲生氏郷に仕へしか氏郷の子秀行

封を宇都宮に移され采地減少の時蒲生備中蒲生將監と共に去て石田三成に屬し各隊長となる關ヶ原の戦に死を免れ秀行再ひ會津六十萬石を賜はるに及び歸參して家老となれり其子七郎右衛門會津郡尾俣郷堀ノ内村に住し氏を坂内と改む四代伊兵衛に至り耶麻郡稻田村に移住す恕三は即ち八代の孫にして通稱を助十郎名を親懿といふ元文三年十二月二十六日稻田村に生る幼名を幸助といふ初め稻田村の長となり明和八年三月小沼組郷頭を命せられて漆村に移住せり性聰明にして博く和漢の書に通し和歌を詠し詩を賦せり井上國直を師として藤樹の陽明學を修め良知の微妙を識得し中野義都・矢部湖峯・東條次慎等と友とし善し寛政十三年家を子親陽に譲りて隱居し醫業を營み名を恕三と改む是れ孔子の語、有三恕之道に基くといふ門葉多く著書若干卷あり文化三年八月二十五日卒す年八十一漆村本宮

山に葬る功龍神靈と謚す

中野理八郎

中野理八郎諱は義都後に治左衛門と改む其先は佐原義連の嫡孫猪苗代城主三浦盛國

の長子盛胤の一男作左衛門盛親より出つ盛親岩城の牧鳥居左京亮忠政に仕へ中野村を領す故に中野を以て氏とす保科正之の山形に封せらるゝや之に奉仕す盛親の曾孫を瀬左衛門盛信といふ之を義都の父とす義都天資正直潔白にして敏才あり文武に達し能く弱を感み剛を制す佐瀬内藏權頭に本朝宗源唯一神道を學ひ屢、江府に往來して古川の門人となり又王氏學を修め聖德太子流の軍法與義を究め道流を繼く劍術は中村氏射法は圓城寺の流を受く或時兄唯八故ありて南山に隱る義都惟らく兄は我が爲に奔るなり余家督を繼かんは義にあらずと一首の和歌を詠して北郊に通る

伊不茂宇志伊波奴毛津羅之物部之加不止幾留美濃加美農美多禮於

即ち耶麻郡上高領村に草庵を營み萩薄堂と號し神儒の道を學ひ旦暮に武射擊劍を事とし心を天理に潜め傍ら醫を業とし民の病苦を救ひ暇ある時は國風を詠し文を作り書を編み閑靜を樂むこと二十四年なり天明三年豊秀流藝術の再興を命せられて若松に歸る後新番組に召出され中一日を隔て、御近習一の寄合組となる是れ前代未聞の轉役なり寛政三年見禰山の社司となり神廟の祭式及其餘大小の事共に考正して規則を定むる等其功頗る大なり終に外隊騎士となる老に及て致仕し寛政十年五月六日春秋七十一歳を以て歿す小田村大窪山に葬り隱孝靈社と謚せらる北郷の門人等碑を建て其德行を表はす其著書九十餘部ありといふ

土屋壺關

土屋壺關は耶麻郡壺下村に生る通稱を七郎といひ又屋郎と號す古賀侗菴門下中俊秀の

文學者たり藩主松平容敬に仕へ五人扶持を賜はる後復江戸に遊ひ頼山陽等と友とし好く特に山陽の日
本外史著作の業に力を藉し當時名聲高かりしか文政年中四十二歳にして歿す

齋藤卓雄 齋藤卓雄幼名を濱吉と云ひ通稱を岡右衛門老いて又直右衛門といふ別號を物見居又徐
風庵といふ耶麻郡鹽川の人にして安永八年を以て生る人と爲り勤儉躬行又甚た多能にして學博く識高
く而も意經世の道に用る自他其利に潤ひし事蹟尠からず且つ書畫を初め音曲等の細藝に至るまで造
詣せざるなし就中俳諧を以て名あり一般より敬望せられしか元治三年九月十九日八十六歳の高齡を
以て逝く

豐島松圃 豐島松圃幼名を葛吉と爲右衛門又哉一郎といふ對月庵と號す耶麻郡鹽川の人なり文政
七年三月を以て生る幼より俳諧を好み齋藤卓雄につきて其道を學ひ明治十三年中京都の宗匠花の本洋
水園の門人となる明治二十五年六月五日遊歷中高岡にて病死す六十九歳なりき

關本巨石 關本巨石は名を直爲通稱を與治兵衛といへり性聰明にして和漢の學に通し文を嗜み書
を能くす亦風雅を愛して芭蕉の門風に遊ぶこと年あり自ら六種庵巨石と號し其名頗る高し小田村村の
産にして與右衛門の二男なり別居して商業を營む常に神佛を崇め上を敬ひ父母に孝養を盡し謙遜質朴
にして假にも驕慢の心なく家門の和睦は言ふも更なり一門に親み貧しきを惠み婢僕にも情をかけて子
の如く憐み衆人への交りも懇切なれば其篤行誠實の化行はれ一郷の龜鑑とそ仰かれける文化二年六月
歿す年七十其子如髮亦俳句を以て名あり

菱田其骨 菱田其骨は通稱直之助といひ父を直左衛門といふ文政四年上林^{木幡}に生れ幼にして學

を修め長して俳諧を好み造詣漸く深し郷童を教授し郷黨皆其徳を稱せり明治戊辰の役後斗南に移り名
を其骨と改め居ること四年にして郷に歸り居を嘯庵と呼ひ雅號を本名とし悠悠風月を友とし文墨の間
に隠れて世を終ふ明治十三年六月六十歳にて逝去せり

いはふ聲空にみすたり御代の春 其骨

伊藤采年 伊藤采年は通稱を傳内といひ諱を曉應號を螢光庵といへり小荒井村の人にして俳諧を
能くし弘化四年同人四雲里水の兩氏と謀り蕉翁の高徳を慕ひ村南に碑を建て蕉翁の「草の葉を落つる
より飛ふ螢哉」なる遺吟を刻し世を連れて其傍に草庵を結び朝夕自ら採果汲水して報恩に盡せり世に
翁塚を營む人多しと雖も自ら塚を守らんとし信者は聞かざるなり明治十二年二月八十九歳を以て病
歿す

草庵に住して 采年

世のさまを見ねは氣安し百合の花

飯野香古 飯野香古は通稱を五右衛門といふ能力村佐藤平助の兄にして五分一村飯野家を繼ぎ村
長たり幼より歌道を嗜み野矢常方を自宅に請して和歌を學ひ其奥を極め家老職の西郷頼母氏と歌事を
以て親交殊に厚かりき明治十二年二月七十七歳にて歿す

坂直高 坂直高は總右衛門の子にして通稱を熊四郎といふ先祖稻垣大學、佐野宗綱に仕ふ其子直
光坂某の養子となり其後を承け因て其氏を冒す會津藩主保科正之に仕へ子孫世々猪苗代に住す直高夙
に弓馬刀鎗柔術及び長沼氏の軍法を學ひ皆其堂に升る又神道漢學及び書を修め猪苗代校の書師兼漢學

助教となつた。誠意懇到以て子弟を率ゐたり故に門弟二百餘人皆其徳を慕ふ。教務の傍ら力を榮園に用ゐる親ら鋤を把り播種す人或は之を嗤ふと雖も毫も顧みず慶應二年十一月二十五日病みて歿す。長男綱後を承く。

宮城三平

宮城三平名は欽諱は盛至字は敬止高陽山人と稱し又此花園主人といふ。文政三年三月九日耶麻郡奥川村字吉田新田に生る家代々吉田組の郷頭たり性温厚寡欲少壯より學を好み和漢の學を修め傍ら擊劍居合等を學ひ二十一歳の時笈を負ひて江戸に上り昌平齋に入り碩學古賀侗菴の門に入り漢學を修め畫を高久齋崖に學ふこと年あり歸國後は父祖の職を襲き郷頭となり代官路郡の主簿役を兼ねたり後職を養子三九郎に譲りしか維新後又大肝煎を拜し後第四大區郡の學區取締となれり神學を垂加派の相馬素哉に學ふこと多年性好古の癖あり且つ山水を愛し諸國の名所舊蹟を尋ね往事を追懐し眼に映するの奇目に感するの異は常に之を記録に留む三平夙に勤王の志深く且つ先考は武藏國より西に杖を曳かす先妣は國界を踰えすして世を去りしを深く痛嘆し明治十一年一月兩親の靈牌を首に掛けて發程し先づ東都に至り皇居を拜し舊領主の邸址を訪ひ東海道を閑歩して尾張の熱田神宮より伊勢の宗廟を拜し夫より大和の畝傍山を始めとして大和國の三十三陵河内國の十二陵山城國の七十三陵丹波國の三陵和泉國の三陵を巡拜し傍ら到る處の神社佛閣を拜し名所古蹟を尋ね其都度兩親の靈牌を出して生きたる人に言ふ如く其由來を詳細に物語して其靈を慰め百三十餘日を費して歸郷せり其至孝想ふへし又人の勸めにより山陵記を著述し小松宮殿下の台覽に供し奉り「金石貫誠」の四字を書して賜はる。其後明治十八年七月六十六歳の老を忘れ獨行復各地の山陵を拜し進んで九州に渡り神代の山陵を拜し

て同年九月歸郷せり其後居宅に近き山麓に草庵を結び不求庵と名つけて之に住み諸種の著述をなし又風月を伴となし餘生を樂みたりしか明治二十三年教育勅語の下賜あるや大に感泣し皇祖皇宗を崇敬するの禮なくして止まんやと秘藏する所の書畫幅類を寫して旅費となし七十二歳の老をも厭はず翌二十四年三月發程先づ伊勢の崇廟を拜し夫より各地の未拜の山陵を巡拜し五月故郷に歸る此時各山陵より一箇つゝ靈石を戴き來りて之を祭り毎朝禮拜を怠らず明治二十九年七月二十二日を以て病歿す年七十七生前大廟を參拜すること四回山陵を巡拜すること三度足跡四十八箇國に及びきといふ著す所の書亦多し。

添川完平

添川完平名は栗字は仲穎廉齋又有所不爲齋と號す享和三年十二月十五日耶麻郡小荒井村に生る父を清右衛門といふ農にして染工を兼ね故を以て完平幼時染業を習はんか爲に同業大野權右衛門三上の徒弟となる然るに完平性讀書を好み業務に精勵せず一年許にして家に還さる完平反りて大に喜び讀書に餘念なし父之を見て遂に其望に任せ且つ勵まして曰宜しく儒を以て家を興すへし父母の名を辱しむる勿れと完平奮激し若松に赴きて軍事奉行廣川庄助の從僕となり恪勤職に服し餘暇には專心誦讀す同輩嘲笑すれども顧みず庄助之を異とし他日其成するを知る幾くならざるに藩命を以て江戸に赴く乃ち完平を従へて行き古賀穀堂の門に入らしむ時に年十八後京都に至り頼山陽に従ひて學ひ後備後に至り菅茶山の塾に入る茶山其學識を愛し常に己に代り左傳等を講説せしむ塾生皆敬聽す既にして學業大に進み再び大阪に至る完平質實にして又卓犖敢爲の氣象あり最も詩文に長す頼山陽の薰陶を受け竊に國家を以て己か任と爲し大に爲すところあらんとす初め完平の大阪に至るや安中藩主板倉

勝明大阪に成す篠崎小竹聘せられて儒職となる完平小竹の友たり是に至り完平其薦を以て侯の賓師と爲り遂に大に信用せらる乃ち文武を奨励し士氣を振作し爲に庶政咸く舉り奮風一變す山陽會て有所不爲齋の五字を書して完平に與ふ因て別號となす其後江戸の神田に居る常に之を相間に掲げ以て自ら箴む徳川齊昭の幽屏せらるゝや完平大に之を憂ひ百方周旋する所あり其恩赦を得るに至れるは完平の力與りて大なりといふ安政五年六月二十六日癰を病みて安中侯の中屋敷にて歿す年五十六江戸下谷正覺寺に葬る三男一女あり長を銅といふ早く夭す次を鉦といふ家を嗣ぐ

頼山陽の完平に贈れる蠟燭の說に

添川仲穎會津産也質厚好學善文而不銜於人吾知其爲燭不爲華蠟燭也於其歸言此以勉之
と亦以て其實實の人たりしを知るへし

佐藤玄孝 佐藤玄孝は耶麻郡木幡村字上林の人にして世々醫術を以て業とす少き時儒學を志して東都に上り昌平賢に入り古賀洞庵に師事し傍ら醫術を淺田宗伯に學ぶ中途病に罹りて國に歸り家業を嗣ぎ餘暇私塾を開く博學篤行門に遊ぶ者三百餘人郷黨其徳を仰ぐ晩年推されて村治の公職に就き自治制の發達及地方の改良等に貢獻せる所多し明治三十五年病みて歿す

高橋忠次郎 高橋忠次郎は舊會津藩士にして足輕小頭たり維新後上三宮村に移り住す學高く書を能くし又武藝に達し最も銃射を善くす空飛ぶ鳥は一つ丸の腰試し銃にて百發百中せりといふ公務の餘暇子弟を集めて教導す近郷の子弟門に遊ぶ者甚だ多し又和歌にも堪能にして雅號を喜文と號せり明治十七年七月歿す

小荒井輪鼎 小荒井輪鼎は耶麻郡小荒井の人にして通稱を力之助といふ性文事を好み少壯の時畫を遠藤香村に學び四條派の眞髓を現はす又俳諧を善くし宗匠たり門人頗る多し襟度濶大にして溫雅能く人を容る明治三十一年一月病て歿す年七十九

小荒井豐山 小荒井豐山は輪鼎の子にして通稱を武二といふ俳句に長し宗匠たり父の流を亞き幼より畫を學び明治十一年上京して瀧和亭の門に入り在塾六年進境著大遂に同門の高弟となり其名噴々たり業成りて故山に歸る其畫最も花鳥に長せり人と爲り溫良寡慾遠近其徳を稱す明治四十一年三月病て歿す年五十一

小檜山永澤 小檜山永澤は喜多方町の内元小田村に生る父を彦次右衛門といふ永澤通稱は竹右衛門幼より繪畫を好み畫家佐藤峯夕の門に入り峯夕の歿後狩野永徳法眼の弟子となり永徳と改む常に尺八を好みて其奥を極む年々仙臺地方に遊び其名高し天保五年十一月病みて歿す年七十五

浦上舍人 浦上舍人は初め紀三郎と稱し諱は巽字は仲謙秋琴と號す其先は浦上美作守則宗より出つと云ふ則宗文明年間京都所司代たり後亂世に遇ひて衰へ子孫世々備前の支封内匠頭池田侯に仕ふ父を玉堂琴士といひ仕を辭して二子を携へ四方に漫遊す會津藩主松平容頌其舞樂を善くするを聞き廟樂を修めしめんとて寛政の末に秋琴を招聘し俸十口を賜ひて士班に列す時に年甫めて十二履、京に抵り伶人に從ひ箏横笛及舞を學び又公卿の門に出入し益々其技を研き皆其秘奥を極む從一位日野資枝公其奏舞を觀て劇賞し國雅を賜ふ後雅樂頭取となり供番に班し近習番に轉し猶頭取を帶ふ袴及び衣各、一襲を賜はる年七十にして致仕す而して頭取故の如し三子あり述、宗尙、宗保といふ宗尙は舊君池田侯に

事へ宗保後を繼ぐ秋琴人と爲り温雅幼にして音律を解し詩畫國雅の類綜へさるなし齡八十を過くるも強健衰へす蓋し其性情を養ふもの音律に得るや深し門人業を受くる者數十人明治四年九月二十八日歿す兄は春琴といひ晝を好くし父と共に京都に住せりといふ

浦上宗保 浦上宗保は秋琴の第三子なり天性慈仁容貌温雅、學を好み詩歌を善くし又武技を嗜む父の後を承けて會津侯に仕へ新番組となり猪苗代士に遷る慶應中力を國事に盡し歩卒中隊頭となる戊辰の役後猪苗代に閑居し教授を以て業とし門弟數百人に及ぶ

第四節 勸業家

大鹽平左衛門 大鹽平左衛門は出羽國秋田の住人五十嵐淡路守頼常の後なり頼常源頼義の安倍貞任征討の軍に従ひて戦功ありき淡路守より十二代安房守清常始めて會津に來り河沼郡田澤村十貫文の地を領し十九代の孫兼常に至り耶麻郡大鹽村七百石を支配す風土記に十八代の孫和泉吉常大鹽村百貫文の地を領すとあり 天正十七年六月磨上原の役後伊達政宗に謁し大盃を賜はる蒲生忠郷の時永樂錢十貫文を上り大鹽城代となり次代吉次基五郎といふ新井田村伊達の二次に至り加藤左馬介より大鹽の姓と百石の知行とを賜はり三千石の代官を命せられ檜原の關守を兼ね其後保科正之入部の後五十石を給し八千石の代官を命せらる明曆三年雄國の山腰に新田を開かんことを請ひ同年九月より平左衛門吉實といふ吉次の子なり之か開墾に着手し先づ私費を投して岩山を掘抜き雄國谷地の出水を引きて養水とし馬寄蘆平・本林・森代・獅子澤七本木の六箇處に分疏して開田の用に充つ萬治三年に至りて漸く其功を竣へ村落を構ふるに至る名つけて雄國新田といふ初め平左衛門の

工事に着手するや出費百金に半箇年の日子を要せんには事成就へしと豫期せしか工事困難にして年來の貯金は勿論家屋敷まで賣却し且へ子女奉公人も質とし借財をなして之に充て漸く竣工したり平左衛門はそれか爲め非常の困窮に陥りしのみならず或事情の爲め代官職及知行を召上げられて並百姓となり生活上一層の困難を來し遂に新田にも住み兼ねて延寶元年大鹽村に歸る後貞享三年三月十七日を以て歿す

矢部埋左衛門

矢部埋左衛門は耶麻郡眞ヶ澤今の奥川村

矢部彦左衛門の嫡男にして元和元年三月を以

て生る幼時嬉戲するに農工の事を成すを喜へり壯年に及んで頻りに公益の事業を興さんことを企望せしも當時戦亂の後とて農民困窮に迫り多くは逃亡離散し田畑の荒蕪に屬するもの寡からず時に保科正之入部して専ら仁政を施し荒村廢田を再興すへき旨を懇達するや埋左衛門多年の宿望を達するは此時に在りて同郡の内吉田と云へる沼川の地を新田に見立て之を開墾せんことを請ひ正保三年同地に移住し爾來櫛風沐雨躬未耜を執りて開墾鑿渠等に從事し殆ど十有三年の星霜を閲して一村を開拓し終に年收穫高百三十石餘の新田を開墾せり故に領主此地を吉田新田村と稱せしめ其功により郷頭を命し兼て新田開發鑿渠及失踪民の處理を掌らしむ寛文元年に至り吉田村外二十六箇村の年收高二百二十石餘の新田と渠數十九線を開鑿し又越後及米澤等へ往來し百二十四人の逃亡者を復歸せしむ同六年五月までに埋左衛門の開墾に係る新田年收高二千二百三十三石用水堀四十一に達す又困窮の者には應分に田畑を分與する等逸事善行尠からず寛文六年郷頭職を辭し家を嗣子三右衛門に讓與し更に三ッ山新田を開墾し永代地の貢物を増さんことを願ひ許可を得て退隱し自力を以て同地を開拓す然るに其竣功に

垂んとして病に罹り寛文七年八月享年五十三にして歿す明治の世に至り吉田及三ツ山に碑を建て其功績を勒せり

神戸三右衛門

神戸三右衛門盛大は其先平内府重盛の次男資盛より出て世々伊勢國神戸の城主たり依て氏とす後保科氏に仕へ世臣となる盛大は即ち其裔なり天明中藩政改革の際盛大運はれて始て耶麻郡奉行となり河沼郡濱崎郡役所へ出張すること十四年其間心を民事に勞し質素儉約身を以て下を率ゐる民を勵まし産業を興さしめ溝洫を開き又時勢民力を量り租税の收納中正を得るにより耶麻郡北方の村々勢を得たりといふ在職中功業の著しきものは駒形渠を鑿ち竹屋常世等七邑の民をして長く旱災を免れしめしに在り其土功を竣ふるに當りてや渠水に浴し獨言して曰く此渠の成否は吾か生死なり今已に功を竣ふ上に對し下に對し喜に堪へすと後村民碑を建て其功を記して其徳を頌す其他箕川新村を拓き又地質を視て西連村に孟宗竹を植ゑしむ會津地方此竹あるは之を嚆矢とす又坊平ノ沼に鯉を放ち後年管内に繁殖するに至らしめしは盛大の功なりといふ盛大平居誠心實事を以て上に奉し功を街ひ賞を貪ることを惡み廉潔を貴ひ身那奉行の榮職に在りて家極めて貧しく冬夏共に木綿の單羽織を着し蚊帳破るれば紙にて補綴して用ゐしといふ晩年勘定奉行となり男藤右衛門續て郡奉行となる世人之を榮とす

大澤金齋

大澤金齋は白河藩主阿部氏の家臣にして都々古別神社社司大澤因幡の子なり京都千種家に仕へ内膳と稱す和歌を能くす天保年中會津に來り金齋と改名し小田村に住し代官所より命せられて茶樹栽培及製茶に従事すること多年北方地方に於ける製茶業に對し功勞頗る大なり又時々村落に請

せられ道話等をなし社會教育に貢獻すること尠からず明治二十二年歿す

小荒井小四郎

小荒井小四郎は小右衛門の九代の孫にして弘化三年五月を以て耶麻郡小荒井村に生る資性剛直夙に心を公益に傾け力を殖産に致す元治元年十數萬の遺産を讓受け商業を營みしか我地方の自然に蠶業に好適なるを見るや明治初年他に率先して桑苗を植付け且つ桑苗を貸付す又製絲の改良に志して製絲場を設立し私費を以て工女を富岡其他の製絲場に派遣して實地の練習をなさしめ其歸郷を待ち小荒井仲町に九十六人取の製絲工場を建設せり是れ明治六年六月にして器械製絲の會津地方に起れるの嚆矢たり斯くて着々製絲の改良進歩に力を盡し横濱市場に直取引の途を開き或は各地に改良製絲の輸出をなす等刻苦經營怠ることなかりしに數回の失敗は遂に其家産を傾くるに至る然るに尙之に屈せず斯業の發達に盡瘁し耶麻郡製絲の名譽を擧げ多額の器械製絲を産するに至りしは其力與りて大なりとし明治三十三年五月山田本縣知事より其功を賞せられ銀盃を賜はる其他又阿賀川の運輸上の不便を憂へ三十二艘の造船をなし之を貸渡す等公益慈善の行多く又博覽會共進會等に於て出品物に對し褒狀賞牌を受けしこと十數回に及へり後病に罹り明治四十四年七月六十四歳にて歿す

第五節 政治家

唐橋左源次

唐橋左源次は萬延元年三月耶麻郡早稻谷村に生る本姓は五十嵐といひ世々邑の長たり幼にして朝倉村唐橋茂久の義子となる人と爲り寛厚有識其志を立つるや百折撓まず從容周旋遂に其志を達す故を以て初は疑はれ終は愛せらる郷黨咸推重す少にして村長となり恪勤十餘年深く心を森林

に用ひ或は植林を奨め或は國有森林原野下戻事件に力を盡し又岩越鐵道を設くるに當て四方に奔走斡旋能く努むる等地方の爲に心を竭せしこと尠少にあらず明治三十年十一月郡會議員となり議長を兼ね同二十七年縣會議員となりしより選を重ねること三回にして參事會員を兼ね更に同三十七年三月衆議院議員となり政友會に屬す日露の戦局收まるや勳四等に叙せられ旭日小綬章を授けらる明治三十八年一月病て歿す享年四十五

三浦信六 三浦信六は耶麻郡加納村字上野に生れ嶺八の子なり其先三浦義連より出づ義連十七世の孫盛隆の庶子末盛故ありて針生村に居り後上野に移る實に其祖なり幼にして慧悟群童に異り人皆三浦氏子ありと稱す明治維新後東京に遊學し歸郷の後選はれて縣會議員及常置委員となる其後選を重ねること數回即ち明治十五年十二月より同二十三年七月に至る明治二十三年始めて國會の開設せらるゝや選はれて衆議院議員となり翌年議院の解散により家居して優遊自ら樂む然れども地方の利害に關するものあれば則ち起て之か解決に力を盡せり郷閭頼て以て重きをなせり嘉永三年七月を以て生れ明治三十年八月病みて歿す享年四十九

井深彦三郎 井深彦三郎は舊會津藩士にして喜多方町に籍す明治十五年築地大學に學ひ長して四方の志を抱き同十九年義兄荒尾義行に隨ひて渡清し大陸經營の急先鋒となり爾來支那に在ること二十有六年南船北馬縦横の研究を遂げ本部より以て滿蒙に及び其國情を精査して遺す所なし更に公務としては明治二十七八年日清戦役に際しては參謀次長川上操六の招に應じ第一軍司令部の專屬通譯官となり後民政事務に參す明治三十七八年日露戦役の際にも亦選はれて奉天の軍政に従事し戦役畢るや清國

の聘に應じ東三省の政務顧問として六代の總督を輔佐し以て陰に陽に滿洲開發に貢獻せる功は決して泯没すへからざるものあり更に奉天居留民會長としては絶えず日清及我官民の間に立ちて斡旋する所多し明治四十五年五月選はれて衆議院議員となり大正三年十二月議院解散に至る迄其職に在り大正五年歿す

第六節 慈善家

瓜生岩女 岩女は文政十二年二月耶麻郡小田付^{今の喜多方町}に生る父を渡邊利右衛門といふ母は瓜生氏なり幼より溫良聰慧九歳の時父を失ひ母に従ひて熱鹽村の瓜生家に歸る十四歳の春伯父山内春龍の家にて裁縫及禮儀作法を學ひ十七歳の時佐瀬茂助を迎へて一男三女を生む安政三年夫病に罹り文久二年遂に死しければ岩女の嘆き一方ならず後三年を経て慈母をも失ひければ其愁傷やる方なく遂に世をはかなみ尼とならんかごまで思ひ立ちしか又心を取り直して力の限り世の爲に盡さんこそよからめど之より貞操益々堅く四人の遺孤を育て勤勉質素を主としよく家政を理め鰥寡孤獨のものを恤みしかは藩主に聞え御紋附の木盃を賞賜せらる後戊辰の役定まるや近村の割附の婦女子共へ夜具建具等を貸與し且藩主の子弟を教育せんと赤谷村岡の二氏と謀り學校を設け師を聘して教授し又女子には裁縫を教へ其他戦死者の供養等をなせり後又東京深川に在る救養會社を視察し且貧困兒童の教育に従ふこと半歳歸りて會津にも教育所を設けんとして有志に謀りしも果さず終に獨力にて下岩崎の長福寺を借り貧兒を集めて教育に従ひ又墮胎の惡風を矯むることに力を盡せり又岩女は兼ねて佛教を信じければ僧侶

を集め説教せしめ衆人をして之を聽かしめ且戰死者其他亡魂の供養法會を營みしこと屢なり

教育所のことは其後歴代の知事に謀りしも其望を果さず僻地に在りては何事も便りよからずとて明治十九年の秋福島に移り明治二十一年同地方大洪水の爲め細民の困窮を見百方手を盡して救恤の道を講し水飴の製法を改良し且つ飴の搾り糟を用ゐる一種の菓子及焼餅を製することを考へ救民の料となし同年七月の磐梯山噴火の際は多く淨財を集めて大供養を營み且生存者を恤み明治二十三年八月中山二位の局福島を過ぎさせ給ひしとき其善行を賞せられ菓子金員を賜ふ同二十四年三月東京養育院の幼童世話掛長となり六月飴精製の菓子を皇后陛下に奉りて有難き御旨及御物を賜はる同八月同院を辭し若松に歸り若松喜多方坂下に育兒會を設け若松には濟生病院を建て其會長となりて盡力す其後益、育兒業の擴張を圖り二十五年十一月福島に瓜生會を設け貧民救恤に努め又福島鳳鳴會に育兒部を置きて細民子弟の教育をなし翌年飴精利用法を各地に傳習し後之を全國に擴めんとして二十七年八月再び出京し根岸に居を定め水飴改良法を傳習し製出の水飴は慈善の道に寄附し飴糟は貧民救助に用ふ後又屑甘藷を以て飴を製し糟は糶となして貧民に施與し製飴器具を貧民に與へて自治の途を得しめたるもの多し日清の役の起るや郷人の間を奔走し多くの雪鞋を集めて之を恤兵部に獻し二十八年に至り東京に瓜生會を設け日清の戦役に斃れたる軍人の寡婦三千餘人に銀盃及紀念織を贈れり岩女の積年の行は古今稀なることとして明治二十九年六月勅定の藍綬褒章を下賜せられ其善行を表彰せらる其後岩女は益、事業を擴張せんと大に計畫する所ありしか三十年一月福島にて心臓病に罹り四月十九日遂に六十九歳を以て歿す岩女が矯風慈善育兒等の事業に盡瘁せる功績は永く龜鑑とすへしとて土方伯爵夫人を

始め三島原河野後藤等の諸夫人發起して明治三十四年四月其銅像を東京淺草公園に樹立せり

上田左十郎 上田左十郎は耶麻郡新郷村字井谷の人にして性朴直慈善心に富み慈善施與を以て樂とす天保四年より明治二十六年に至る間に施與したる高は米百一俵二斗六升粗二百六十三俵金百二十五兩一分二朱の多きに達す又門前に於て接待草鞋と稱して施與したるもの實に一萬二千五百足の多きに及へりといふ斯る奇特の行爲ありければ代官又は郡奉行より賞せられしこと前後十二回明治二十年七月篤行の賞として福島縣より木杯一箇下賜せらる明治三十年九十二歳の高齡を以て歿せり郷人の敬慕甚た深かりき

第七節 善行者の一 褒賞條例による受賞者

瓜生いは(岩女) 第六節慈善家の部に詳なり褒賞文を左に記す

喜多方町 瓜生祐三養母

瓜 生 い は

資性溫良貞淑勤儉ヲ行ヒ施與ヲ務ム明治戊辰ノ役後會津地方ノ民究シ俗壞ル、ヲ見テ之ヲ賑濟教育シ爲メニ幼學校ヲ建テ尋テ自ラ東京ニ來リ救貧ノ方法ヲ講究シ歸リテ貧兒養育所ヲ私宅ニ設ケ又救育所ヲ福島町ニ設ケ既ニシテ近郡有志ノ囑託ニヨリ育兒會ヲ創メ又自ラ福島瓜生會ヲ開キテ究乏ニ賑ハス等爲メニ凍餓ヲ免カレタルモノ前後甚タ多シ或ハ飴糟ヲ以テ煎餅麵包ヲ創製シテ救貧ノ一助トシ其ノ他育兒慈善ノ事業ニ盡瘁スルコト三十餘年爲メニ費ス所尠ナカラス洵ニ公衆ノ利益ヲ興シ

成績著明ナリトス仍テ明治十四年十二月七日勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス
 明治二十九年五月十一日

奉 勅

賞勳局總裁正三位勳一等 子爵 大 給 恒

土屋重郎

土屋重郎は月輪村字壺下の産にして父を悌二といひ天保十四年十一月を以て生る幼名

を悌藏といふ資性温厚夙に村政に預り町村長たること十數年又郡會及縣會議員に擧げられしこと數次
 克く地方の發達に留意し部落基本林の造成道路改修産馬の獎勵等に盡力せしこと尠からず爲に明治四
 十一年十一月勅定の藍綬褒章を賜ひて表彰せらる大正五年二月歿す

月輪村長 勳七等 土 屋 重 郎

資性温厚夙ニ村政ニ從ヒ聲望アリ町村制實施ノ際喜多方町長ニ擧ケラレ尋テ本村長ニ選マレ任滿ツ
 ル毎ニ膺選シ克ク地方自治ノ發達ヲ圖リ學校ヲ築造シテ子弟ノ就學ヲ督勵シ養蠶ヲ誘掖シテ生絲ノ
 産額ヲ増加セシメ産馬ヲ獎勵シテ馬格ヲ改良シ杉苗ヲ栽植シテ林業思想ヲ涵養シ水路ヲ疏通シテ衛
 生及防火ニ便益ヲ與ヘ道路ヲ開修シ橋梁ヲ架設シテ交通ニ利シ其他力ヲ堤防ノ修築ニ溜池ノ復舊工
 事ニ盡ス等執掌多年公同ノ事務ニ勤勉シ勞效顯著ナリトス依テ明治十四年十二月七日勅定ノ藍綬褒
 章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰セラレ

明治四十一年十一月二十七日

賞勳局總裁從二位勳三等 伯爵 正 親 町 實 正

第八節 善行者の二

藩縣より
 の受賞者

門太郎

月輪村字上戸の人なり五歳の時父に後れ十二三の頃より世になき父を深く慕ひ其面影よ

り病中の様まで委く問ひ尋ね父は大工の道を學び世を營みしと聞き其業を繼んとて十四の年より大工
 の業を習ひしか成人の後百姓の務は稼穡のことに如かすと思ひ大工をやめ農事のみを勤めたり外に出
 れは菓子類を買求め家に歸れば一は父の靈前に供へ一は母にすゝむ母病に臥しけるに百日餘附添う
 て飲食療養の事まで人手にかけす近里には醫師なければ猪苗代町より藥を求む中にも三十日許は病殊
 に重ければ毎夜醫師の許に行き其病體を委く語り聞せ藥を求めしと云ふ天明三年同六年共に甚しき饑
 饉なりしか朔望の日は家に祭れる太神宮と先祖の靈前には米の入りたる飯を供へ其下りたるを母に進
 めしとそ天明七年官米を與へて賞せり

清十郎

月輪村字小平瀉の人なり家貧くして若松の家士遠山伊右衛門か方に奉公を約せし時我に

老母あり一日も見されは心更に安からず願くは夜々母か許に行くことを許されよと主人も志を感じ其
 望に任せければ夜深るまで勤むるとも六里餘隔る母か許に毎夜必ず來り省み母も夜ここに待受て歸る
 時は名残を惜みけり村より朝とく立歸れば主人の門もいまた開かず獨り夜明るまで門前を掃ひしとそ
 清十郎己か勤怠らさるのみならず傍輩の勢に代り其交はり睦しければ日暮るれば必ずとく母か方へ行
 くへし跡の勤に代らんと云ひしとなん明曆二年官米を多く與へて賞し猶給人に抱へんことを云はしむ
 れど母に事る障にやなりなんとて固辭しぬされは一生母子に扶持をとらせ孝養を盡さしめき

吉右衛門 吾妻村の内木地小屋の人なり兄弟四人あり共に父母に事へて孝なり母は隔症を患へ早く失せぬ父も亦多病なりしを家貧しけれと兄弟交る交る枕元に在りて寒暑朝暮の孝至らざる所なし或年二月の頃父イハナと云ふ魚を好む其頃世になき物なるを至孝の冥感にや達澤といふ處にて網にてすくひ得たり其後父の病愈し重り今はの時に臨みて「クカ澤」の清水を汲んで来れといふ正月餘寒も強く雪も猶深かりしに吉右衛門いでやとて兄弟打連れ深雪を侵し氷を碎きやかて汲んで来れり父かきりなく悦ひこれこそ思ふ所の清水なり思ひ置くことなしとて其後遂に空しくなりぬ元文三年官米を與へて賞しき

長作 吾妻村字大原新田の人なり幼なくして孤なれば伯父に育てられ成長せり田村長左衛門といふ者の婿となり養父に事へて至孝なり家極めて貧しければ長作村長の許に身を賣りまめやかに勤め怠らす纔の暇あるときは吾家に来り父母を省み節句休日には主人の用を勤めぬを幸とし畠を耕しつひに若干の畑を開けり主人の用果て、後月夜には山に登り薪を樵り兩親の許に送り望むものあれば兎角して買求め進めしとそ父病あれば晝は奉公の身なれば暇なく通肩來て看病せりかゝる行官に聞えければ元祿二年米を與へて賞しぬ

勘太郎 姥堂村字下利根川の農民なり十六歳の時年貢の未進を補ふべき爲に若松七日町に奉公せり父も弟も病身なれば其身遠方に在りては時々助も成りかたしとて下川前に奉公し其外所々に奉公せしうち大鹽村に仕へし時は親里まで二里餘の道なるに主人の用を勤め終り毎夜歸りて二親の爲に床を延へみつかから臥し試みて親を臥せしめ又親と弟とを養ふべき料に奉公の暇に自ら耕作せし所の田畑

を見廻り夜あけぬさきに歸り主人の用事を闕くことなくよく仕へて主人の心に叶ひ暫くの手邊にも手業をなして年貢の不足をも盡く補ひけり父勘左衛門先祖追福の爲に石佛を建立したく願へとも力及はさりしを兎角してこれをも造立せり能く一村の者に睦しく親族にも親しかりければ享保十三年官米を與へて賞美せり

トメ 姥堂村字下利根川與右衛門の娘なりトメは足立たされは人に嫁すべき様もなく家に在りてよく父母を養ひ力を盡す父は六年前に病死し母は久しく中風をやみ片手を動かすこと能はず老耄てありければ幼き子を養ふ如くにすれども次第に病重りて手足ともに心の儘ならねは晝夜の寢起にも手をそへ己も足た、ねは母の臥床まで膝にて行き手足など洗はせ日々に臥所の敷物をとりかへ何事も母の心に違はず其身の力に能はされは隣家の子をたのみ其望に任せけり又親兄弟の年忌には己か食を減して心許りの布施をひき外に助くへき親類もなければ不具の身にて木綿の絲ひきて賃をとり兎角して母を養へりされは貧民の扶持米を賜はらんことを願ひ出よなと村の者共云ひけるに上の恵にて母を養はんこと本意ならず只願はくは己か手業にて養ひ終りたきよしを云ひて孝心愈厚かりければ延享二年官米を與へて賞せり

八藏 磐梯村字下西連の農民にして家極めて貧しければ父母を養ふべき爲に同村の百姓莊右衛門といふ者に質券の奉公せり常に孝養怠らす夜は暇を乞ひ家に歸り酒食をすゝめ父母を臥さしめ朝ごとに食を調へ置きて主人の家に行き奉公のさま疎かならず又持傳へたる田地をは遊ひ日など云ふ僅の手透に耕作して父母を養ふ料となす市町などに行ける時酒飲まん料にとて主人より錢を與ふれば己か用

とせず珍しきものを買求め父母に侑めて歡はしむされは父母も三人の子あれども八歳か如き孝心なるはなしと云ふ一村のもの異言なかりければ元祿十三年官褒賞して米を與へたり

藤六郎 大鹽村字下川前小森山新田の農民藤左衛門の養子なり家貧くして本村^{下川}の萬右衛門に奉公す養父病に罹り酒食の好多し藤六郎遊ひ日には日傭に出て或は夜中川狩し兎角して酒食を侑む凡て此邊は早朝に山野に行き一駄の草を刈ることなり藤六郎は人よりも早く起出て主人の方に刈納めて後薪を探り置きて吾家に贈る又正月二月の比は馬沓十足つゝを作りて主人に納むることなり藤六郎は沓を夜中に作り置きて主人に納め晝は薪をこり炭をやき孝養の一助とす吾家にも二石餘の田畝ありかく暇なき身なれば或は遊ひ日或は月夜に耕作す又父の病の癒えざるを患へて佛神に祈請し己か好める酒を斷ち母にも心を附け療養に怠ららしむ寛永五年官米を與へて賞せり

遠藤莊七郎 北山村字漆の人初は岩月村字岩崎の肝煎なり生れつき謙遜にしてよく諫をいれ人の爲にはかりて實義深く村民を教導して農業に怠らしめず暇ある日は村翁野童を集めて條目など讀聞せ其意をいひ教へければ風俗改りて爭論自ら少れなり又よく父母に事ふ父母年老い屋の東數歩に退休の所を營みて住みけり常に彼の父朝とく起きて莊七郎か許に來り萬の事とも指揮しける因て雪の晨には父の未だ起さる前に未明より起出て自ら雪ふみわけて老父の通路をやすからしむ此事奴僕にも知らしめず斯かる行とも多かりければ元祿二年移して小沼組の郷頭となしぬ

ミツ 關柴村字布流の金右衛門の伯母なり家貧しく公納滞ることありて家には姑一人を遣し夫婦並男子一人皆身を賣て奉公す其後夫病に罹りて身まかりければ再嫁を勧めし者もありしに姑の養疎く

ならんとて従はず夫の借金病中の費用まで己か身に引請て償へり男子は下高額の善八か許に奉公せしか多病なりければ善八醫療を加へ癒えし後身代償へとて家に歸せしに程なく身まかりしかはミツ身代返金の爲め善八か家に仕ふること六年後に下利根川の肝煎久次か方に奉公しよく主家の心に協ひ農事をはけみ田圃の妨あることは我人の隔なく除去りしかは人皆其行を見習ひけりかく暇なき中にも姑に孝養あつく夏冬の衣をも乏くせず暇ある時は薪をとり置きて贈りつかはし病あるを聞けば代りの者を出して暫く暇を乞ひいたはり養ひけり凡そ節義を守り數家に奉公すること三十年に餘りしかは天明三年官米を與へて褒賞せり

ハナ 喜多方町の中元小荒井又市の妻なり家貧しければ舅姑に事へて孝なり姑七年前より言語手足自由ならず舅は四年このかた病に染む又市妻に向ひ父母病あれば世を渡るべき様なし我は人に仕ふふへけれども汝一人にてかゝる病者を養ふこと難かるへしと云ふハナ聞きて七歳の女を親里へ預け二歳の女を留置きていかにも兩親の病を扶くへし人に仕へては家に在る親を見んこと安かるまし唯假に雇はれ日々の價を得て省み給はよかるへしと云ふ又市力を得て日々に市に通ひ價を取りハナは一入にて舅姑を勞はりしか舅は終に世を去りぬ世に在る時人其病を問へは唯ハナか孝養のみ稱しけり姑にも手洗はせ髪取あけ湯をも引すれば病牀にあれと見苦しからす又市か妹塚原に嫁しけるか姑之を尋ねんと云へはハナは背に負ひ行き我は歸て營をなし其還る頃は食を調へて迎へに行き伴ひけり又ハナか父吉田村に在れば行路隔り一夜宿すれば姑はハナか里元の方に向ひ合掌して歎くこと屢なりハナ歸りて後其悦思ひやるへし寶曆七年官褒賞して米を與へけり

倉太郎 堂島村字第六天の農民なり父を文八郎といふ家貧しければ年久しく沖の忠右衛門か家に仕ふ倉太郎幼にして母に別れ父は年頃病にそみ窮苦に迫るを毎夜通ひて彼是勞はり己か身代金をもて公納をかゝす市たち神祭などの休日には主人の暇を得て家に歸り夜ふくるまで農事を勤むされど公納の不足年々につもり身代金を借り副へて今は贖ふへき便りなきを父には聊も知らせす其心を慰め孝養力を盡せども父終に死しければ倉太郎泣くく主人に向ひ父一人の頼なるに在世の内農家の數にも入らて別れぬるこそ遺恨なれされど主人の情にて夜毎に省しかは心にかゝることなし今よりしてひたすらに主人を頼まんと云ひければ主人も彼か志を感じ身代金を捨て元の百姓に取立けり斯くて農具夫食もなかりしを漸々に調へて遂に持高十三石餘の百姓となる天明元年褒賞して米を與へ猶社會に積み置ける粗若干を與へき忠右衛門も情あるものなれば褒賞しぬ

權藏 加納村字鷺田の人なり清治袋の善七郎か許に身を賣りしか主家の田畠に力を盡し主の命を待たす己か物のことくせしかは收穫の利乏しからす初め父死して母いまた壯なれば義兵衛と云ふものを後夫に迎へしに近頃中風を煩ひ母も亦多病なり權藏少しの隙にも履をつくり父母の好めるもの或は驗ある藥などを買求め常に遊ひ日にも他に行かす家に歸て山野の働きをなし諸事の備をなし近隣にも懇にたのみ歸れり義兵衛か病重り行きては一里半に餘れる行程を夜ことに歸りて看病せりされば主人も渠か孝心に感し身の代金の半を許し家に歸せしとそ天明三年官賞して米を與へ又社倉を開き粗若干を與へけり

總次郎

慶徳村字宮在家の農民にして妻をリンと云ふ母は二十年餘病に染みて今は手足も叶ひか

たき家亦極めて貧しければ夫婦相謀り農暇には他人の手傳して賃錢を取り或は衣服家財を鬻ぎ兎角して母を養ひ冬の夜の寒さにも炭薪乏しければ夫婦かはるく肌をもて母を温めけり是より前總次郎人の許に奉公せしか忠勤類なかりければ主人も憐を加へ物など與ふるに常に儲へ置きて母の許に贈りしとそされは人々も深く其志にめて、米金を與へ孝養を助けしと云ふ安永七年官夫婦を褒美して米を與へしと

次郎八

山郷村字小土山の農民にして平生慎深く親の心に違ふことなし耕作に出つる時は父の農具をも己持行き骨折業あれば之に代はる父もし隣里村中などに夜行すれば迎ひに往かざることをなしされど父の興を妨げんことを恐れ親しき方にやすらひ居て其歸りを窺ひ伴ひ歸る父も次郎八か勞を痛はりけるにや其後には出ること稀なりければ次郎八父に向て此後は迎ひに行くまじき由言ひこしらへ路にて行き逢ひたる様にもてなし伴ひ歸りしとそ元祿五年官米を與へて賞せり

六兵衛

豊川村字堂畑の人にして母には早く別れ父は次右衛門とて八十四歳の老たる親あり家貧しかりけるか六兵衛若き頃より兩親に孝行を盡し奉養の爲め十八歳の暮に布流の與右衛門方へ金五兩に身を鬻ぎ十五年怠りなくよく仕へ暇あきて出ければ主人も愛しみて親しく出入さすれば折々古主の與右衛門を家へ招き心許りの馳走をなせしと又三十三歳の時は常世に身を委ね主人に惜まれ春秋四とせ仕へけり三十八歳の暮には或士の家へ一季を宜しく勤めて暇を取り舊里に歸り箆籬を拵へ營みとし且散田をとりて耕作にも精を出し渡世を送りける六兵衛か性質公を重んじ村吏より呼はるれば取る物も取敢へす速に行き御觸を承知し貢物小割錢聊か滞りなく之を納む父は酒を嗜みぬるにより小荒井

小田付の市毎に人を雇ひ酒を調へてすゝめ自ら行く時は一樽をみやけとなし慰めぬ平生妻や弟にも親の心に叶ひぬるやうにと懇に教戒し家内の交り睦しきことを官へ訴出ければ享保二年夏米を賜はりて賞し給ふ此時六兵衛は六十二歳父は八十四歳なりき

仁右衛門

新郷村字平明の農民にて父は午之助といひしか九年前に死し妻は三十八歳子の仁右衛門は十三歳なるか高八石餘りの田地を持ち母子の働きのみにては耕作もなるまし似合の後夫を入れよと勸むれば他人を引入れ一子を苦勞さするも不便なれば仁右衛門を相手に耕耘をなし力の及はざる時は親類又は費用の人を頼みて家を取つゝけ夫の跡を立てたき願より外他事なしと婦にありて家事を怠らす一子を養ひて憂き年月を送りけり然るに仁右衛門成長し母には孝行を盡し農業の稼きもかしこく租税をも一村に抽て皆納し又其繩俵共勝れて念を入れ人足など當りぬれば人先きに出てよく勤め少しのこともも長者に談合し大切に思へば公私の用について上たる役人の勞にならず金錢の差引に至るまで不埒せしことなく生得律義に粗食魚服にて萬の驕りを嫌ひ母に孝順なることは過し頃母の重き病に罹りければ數々醫を頼み日夜心の及ふかきり看病し殊に常人の及ひ難きことは十月中旬より十一月の終まで丑の時垢離をとり神佛に至誠を盡し祈りしと且つ平日母か近所へ出るにも歸りの程を伺ひて刻限も移りぬれば疾く迎へに行き母を伴ふ道すから四方山の物語をなして慰めぬ母子の善行上聞に達し享保二年夏官彼等の孝心貞節を賞せられ米を多く賜はりけり

ワキ

吾妻村字木地小屋太郎作の妻なり十七歳にして男子を産み小左衛門と名づく此子九歳の時夫に別れ寡と成て舅の裏家に住居し一人の子を育て乍しきいとなみをして野に出つれば裾を稻葉にひ

たし家に歸れば燈の下に麻の絲をうみ歸らぬ昔をのみ慕ひけり其貌もあしからの故さそふ水あれど中々いなんとも思はず富める家より媒をもていひよるものも多かりけれど更にうけひかす唯如何にもして此子を人となし夫の跡をたてんと思ふより外の事なし若き女の獨り住なるを親も舅も憐みて再ひゆかんことを強ひければ仰をそむくにて候へども人として義を失ひ候はゞ鳥獸にも劣りぬへし又東西をも辨へぬ子をおきて何方へか行き侍らんと聲を立て泣ければせん方なくて打過きぬ又同じ里に六兵衛といふものゝ妻を失ひ鰥なりければ親類所の長などすゝめけるは一人の子に離るゝを忍びすして外の人に見えしといへる事むへなり是は同じ家に等しく殊更おとなしきものなれば小右衛門かためにも宜しかるへしとひたすら強ひ侍りけれといらへもせされはかさねて言ひ出す者もなく心のまゝに節を守りて子を養ひ育てぬ彼婦二十九歳の頃福島領土湯村の商人此里に折々來り或時品々の物を持來り暮迫る比來りて茶を給はらんといふて其様怪しく思ひ親しき者共にかくと知せて贈物を返し彼の姪夫を追出しけり誠に夫に貞子に慈ある婦なりとて元祿二年の秋官米を與へて賞せらる

セキ

吾妻村字木地小屋總次郎の妻なり十五年以前より夫癩疾に罹り見苦しきさまになりしかは妻に向ひ女子を具して親里に歸り再嫁せよと屢いひけれどもいかてさることあるへき如何なる苦ありとも娘に婿をとりて世を渡んどて其言に従はず其上女一人の身にて力を盡し年貢役錢滞なく一家三人このセキか力にて年月を送るまた常に娘を戒めてかく大病の親なればよく孝養をつくすへしと云ひ教へ其外寒暑の起臥晝夜の扶助まで至らざるところなし其後總次郎死し近里のもの再嫁せよといへど聞も入れず娘に婿をとり貞操を保てり延享二年官米を與へて賞しつ

ハツ 熊倉村字獅子澤の農民伊三郎の妻なり伊三郎年久しく悪疾を患ひて農事の勤もなし難く朝夕の烟も絶えなんとせしにハツ聊厭はしけなる心もなく夫を養ひ娘を育てけり人に雇はれ行けは娘を夫の側にあらしめ夜は歸りて食物を調へ少しにてもよき所は夫にすゝめ己と娘とはおろそかなる所をのみ食せり或時伊三郎妻に向ひ吾疾日にそひて重り行き快癒の期なし汝親里に歸り何方にもよるへを求むへしといひしに妻固く其意に従はず誠の操あらはれしかは夫も其志を感じけり近隣よりもハツに向ひ夫も許す上は親里に歸るべき由すゝむる者あれ共かゝる病ある夫を見離すへき道なしとて聞入れず夫身まかりし後も娘と共に寡居しけり明和四年官褒賞して米を與へけり

セム 上三宮村字五分ノ一半左衛門の妻なりよく貞節を守れり一ノ戸村某といへる者此女に懸想し折々言寄けるか一度のいらへもせず或日彼の男白刃を拔持ち此女を脅すされと敷箇所の手疵負ひながら終に其心に従はず享保十年官其貞節を褒賞して米を與へけり

ヨシ 月輪村字山潟上戸の農民平七の妻なり家極めて貧しく夫平七十六年前より悪疾に罹りしを深く歎き心を盡し療養を加へ遙なる山路を越え醫藥を求め進めけれども年を逐うて其さま見苦しくなり行きけり平七妻に暇を與へしに大に驚き重病の夫を棄て何くへ行くへきとて泣くはかりに聞えければ其事とゝまりぬ常に晝夜の看病に心を盡すのみならず田畠のことまで骨折りにて貢物滞ることなれば一村の者深く之を憐み高役など云ふものを免しけり後平七遂に失せしか貧しき中にも葬送の事よく整へたりたくひ稀なる行なれば安永三年官米を與へて賞せり

ウノ 吾妻村字内野の修験覺藏院の娘にて農民勘兵衛か養女となる養父は早く失せぬ夫儀助と共に

に養母に事へて孝なり養母年老て中風を患へ歩行叶はず夫婦共に貧しき中に力を盡して療養怠らずウノ常に機器を取納め屢、敷物をかへ至らぬくまなく養ひけるか十三年許にて終れり其後夫儀助悪疾にそみければ色々醫藥を用ひ神佛に祈り心を盡して看病せりされと年を逐うて困窮になりしかは同村の者共其身は日備に出てすきはひの助ともし男子の勘次をは子守奉公に出し夫には貧人扶持を願ひ出よと聞えしに先祖よりの田地にわかれん事心苦し又夫を貧人の列に加んこと口惜とて聲をあけて泣きければ聞くもの涙をおとして止みの安永八年官米を與へて賞せり

野矢イソ 長瀬村大字川桁の人にて明治二年野矢孫四郎に嫁し、以來能く父母に仕へ同七年中は父森三中風に罹り起居自由ならされは厚く之を介抱し奉養心を盡し又母ノブは數年眼疾を患ひ後には盲目同様になりければイソは手を引き其歩行を扶くる等萬事親切至らざるなく且つ夫孫四郎は村吏奉職の爲め農業は勿論家事の世話すらなし難ければ僅かの傭夫を相手に一町歩餘の田畑を耕し頻に勉勵すも屢、不幸を累ねしより生計甚だ困難に迫ると雖も少しも屈撓せず父母に孝順夫に貞節なる上近隣に親み且疫疾又は極貧者へは物品等を施し勉めて交際を厚うしたる爲め明治十三年十月福島縣より金一圓を賜ひて賞せらるイソ大正七年六月病死し遺子四人あり

彦右衛門 猪苗代町新町の農民作兵衛か子にて兄弟四人あり喜兵衛彦右衛門六藏孫四郎と云ふ共によく父母に事ふ妻を迎へよと勸むる者あれども妻もし親に背かは不幸なるへしとてきかす親死して後喜兵衛に妻をもたせて弟は共に兄と嫂とを父母の如く仰き尊ひ總てその下知に任せしとて常に公法を重し人に先ち貢物を納め民間には稀なる行なり元祿十一年官彦右衛門孫四郎兩人に米を與へて

孝悌を賞せり是より先き喜兵衛六藏は失せぬ

次郎助 猪苗代町本町の農民なり質直にして上を敬し己を慎みよく父母に事ふ繼母に一人の女ありしを父の心に叶はて離別せしか繼母先夫の子の方にかゝりて纔に命を繋ぐよしを聞きて竊に米などを贈り一生を養ひ又異母弟の他國に往きてわひしく暮すと聞きて妹か爲には同腹なれば見棄かたして米金等を贈り實の兄は人の家を嗣ぎ妹も縁付しかども皆生産に難めるを見て財を分ち乏しきを繼ぎ公納をかゝることなし常にいふ聊の貯ありて親戚の急を救ふは幸なりと寶永五年官米を與へて賞せり

新三郎

岩月村字下臺の農民なり兄新右衛門家貧しければ人の許に奉公す一年田畠あれて刈納るものなく家内五人皆身をうりしか九歳になれる姪を具し主人の許に往き兎角して養育せり新右衛門彼か志に感し身の代を償ひ家をも譲らんと云へども肯はず祝日などにも朝に主人の用を勤め其後家に歸りて兄を助く人のもとに食すれば其中を分ちて兄に送れり又主人に仕るさま殊にまめやかなれば毎年給分の外に米を與へしを貯へ置き養育せし兄の娘か婚嫁の用に供へ家に歸りし後は新右衛門か中風の病を助け神佛に祈り醫師を迎へ二便のことまで皆己か任とし嫂と甥には農事を勤め公納を怠るへからすと誠めけり新三郎外に在ること三十餘年能く主人に仕へ家に歸りて兄を養ひ忠悌の行著しく一家皆其行にならひければ延享四年官褒賞して米を與へり

文右衛門

關柴村字大楚々木の農民なり性質實義なる者にて公納怠らす能く貧民を憐れ多年心かけ椽木を多く栽ゑ其實るに従て家も稍潤ひしほどに年七十に及ふ頃三屋を造り二人の子と一人の娘

に婿をとり田畑の高及家財に至るまで高下なく分ち與へ其身は隱居免と稱して僅の田地を残しける其時文右衛門家を分つともよろつ一家の如くすへき由さまの教訓をなしければ共に其意をうけ各持高の分際はあれども農事には皆隱居免を先とし兄か田弟か畑と次て耕し其實るときは多少を分たすして貯へ糧たらされは餘れる家より贈り朝夕の食は奴婢に至るまで三家いつれともなく行きて調ふ一家客を招けは集て饗應し共に相和して子は兩親の心に背かず弟病あれば兄より勞るかゝる深山にあれども風俗他に異りしかは家に仕るものも彼等か慈愛めて一季に定るも年を重て仕へけり斯くて五六年も過ければ文右衛門兄弟を集めて大に感賞し末々子孫の多きに從ひ永く守りかたかるへし今年より諸事を分ち農業を勵むへしといへは兄弟其言に従ひながら猶心を一にして生産をいとなみしと寶永三年官米を與へて賞しぬ

小左衛門兄弟

木幡村字上林に小左衛門清右衛門といふ兄弟あり兄小左衛門は七十一婦も七十一にて二人の子に各妻ありて孫四人あり弟清右衛門は年五十九婦も同じく五十九にして一人の男子之も妻を持ちて孫三人あり彼是十七人一家に同居す皆睦しく何れを祖何れを親と隔つる心なし孫どものむつかるものなどある時は其母を呼ふに及はす居合ひたる者負抱へすかしたはれば子は何れをも親と思ひてなつき親は何れをも子と思ひて育て更に心の隔てなくて年月をかさねぬ或時兄弟相謀りけるは我等なからふるうちは一家にてもすき行なん我々なくなりて後は數多の心移りかはり家を別つ望みの有るましきにもあらずさあらん時の爲にと十二間の家を作り中に垣して兄弟隣て住みけるに何れも隔りたるを悲しみ又元の如く一つに住みけり弟は孫子率ゐて田野へ行けは日々の耕耘勞れもやせん

今日は代りて我こそ出めと兄かいへは弟さにあらず老の身は家に在りて其用をつかさとり給へ我日毎に行きて農事怠らしといふ兄其言に従ひ弟か田より歸らん比は足洗ふへき湯を設け寒き時は火をたきて待つこと常なり遠近に限らず人の饗を催す時は弟にしはしも休めしめんと譲りて行ましきといへは弟諫めて行かしむ己は作場の勤めを怠らす兄も人のもてなせる肴の類を必ず懐にして弟孫子に與ふ耕作の餘暇には紙漉く事を業として市に出て鬻ぐかやうの勞ある方へは弟行きて珍しき物あれば求めて家土産とし兄に與ふ家内睦しきのみならず他の村人に向ひても終に物言ひことせす故に村中隣りに於て或は水を論し或は境などに事あらんとする時は彼等出て、取扱ふときは兎にも角にも計ひに任せて止む是れ常に彼等か徳を信するにあらずは如何にして斯くあらんやかく耕作に力を用ひければ其のなりはひも他にすぐれたり遠くの人も之を知りて此わたりを通るときに秀てたる稻を見て彼兄弟か田地なるへしといふに果して然り故に毎年の年貢收納日の限りよりも早く納め終りぬすへて公朝を重んじ律義なる事此の如し誠に兄弟道に叶ひぬとも妻子無道ならは一つに住み難かるへきに常々夫の善行に倣ひ兄か妻は弟嫁を愛し弟か妻は兄の婦を敬ふ此故に幼なき者に至るまで争ひいさかふ事なし此趣君聽に達し元祿二年の初秋兄弟共に褒賞ありて米若干を賜はる

彌平次兄弟

木幡村字上林に彌平次八十郎といふ兄弟あり親ありし時竈を分ち兄は本宅に住し弟は臺所の方に在りて兄弟睦く共に子四五人あれど何れを父とも思ひ分かす妻も何れを子ども隔てす又親の遺言に任せて齊しく田畠を分ち耕し貢物足らされは互に補ひ金錢の所用にも共に隔てなく有合ひたる方より出し償を求めず農作の事より山野の働までも弟は兄の勞に代り兄には安きことをなさし

め共に愛敬深く民間に稀なる行なれば寶永三年官兄弟共に米を與へて賞せり

八兵衛

月輪村字壺下の人なり若松三ノ町紺屋與左衛門か許に事ふること十一年主人の家次第に貧しく成行きしかは其後八年か程は給金もなく仕へけり與左衛門家屋敷を賣拂ひ借財を償ひ五ノ町に小さき家を假りて移りしか猶聊の殘金あれば纒なれどもいかやうにも身を立てよとて與へければ今まで事へしは十一年か程の恩を報せん爲なり今更主人の難儀を見てかけ離れんこと本意ならずとて其意に従はず其後與左衛門病に罹り其子未だ幼弱なれば彌、困窮に及へるを八兵衛獨り奔走して生産を助け其暇には主人の病を勞はり晝夜を分たす介抱し三年の後主人も失せぬ其後も彌、心を盡し後の主人を後見せしかは享保六年官米を與へて賞せり

三藏

猪苗代町字北窪の人なり土津社の神職新妻帶刀の許に事ふること九年他に勝れて質直なり帶刀家極めて貧しければ夜は月の有無を問はず畑を耕し薪春の事までも勞を厭はず主人の爲に心を盡せり帶刀か家にあらぬ時は三藏主人の子を負ひながら畑を耕せしと云ふ主人貧しさの儘に人並に給金も取せねは其難儀を憐れみ暇やりて他の營みにかへしめんと云ひければ吾もし暇賜はらば老母幼子のみにて公の勤疎ならんこと安からずとて其言に従はず享保十二年官褒賞して米を與へぬ

清助

大谷村字下西連の農民なり若松道場小路の醫者服部友謙か下男なり人と爲り忠實にて友謙に仕ふること十三年常に主人の爲に心を盡し親族に睦しく郷里のものにも親めり友謙只一人の下男なれば藥箱を負ひ主に従ひ或は夜半に歸りても休息せず兼てよく親に孝なるを見て主人も感し暇を與へんといへども某をはなち給は、所用も辨し難く又多く病家の用か、んも本意にあらずとて其意に従は

す親の病重くなりければ毎夜主人の用果て、後親の許に行き其病を看て養ひたすく道を妻子に語り聞せしに妻子も其意を承けて療養心を盡せとも終に治せずして身まかりければ厚く追福を營みけり寶曆十三年官米を與へて賞しき

太郎作

大鹽村字下川前肝煎孫六郎譜代の下男なりよく主人に仕へ寒暑を厭はず産業を營み暇ある日には薪を伐出し儲置し金子もて主人の公納を補ひしかは主人も其志を感じ家に歸さんといへど太郎作主人の家貧しく外に従僕なきを見て其意に従はず其後金子を出して見繼きしこと屢なりければ孫六郎か持高の内三四石の田地を分ち與へて一家の百姓とせんといひしにも猶従はず享保二年官賞して米を與へり

忠左衛門

駒形村字常世の農民なり家士丸山甚八に事へ極めて忠なり領内巡見の節甚八も供の内にて忠左衛門も主に従ひ行き甚八圖らすも病を得て危篤なりしに忠左衛門日夜心を盡しいたはりしかは旅中故なく家に歸りて身まかりぬ甚八か父村右衛門其志の切なるを感じ直に召使ひ置けり忠左衛門益々精力を盡し士家の爲め宜かるべきを計り主を敬ひ傍輩に交はりて懇なり村右衛門身まかりて後其子鐵藏に事へ先後二十八年の間忠節篤かりければ明和四年官褒賞して掃除の者とす

半助

上三宮村字讓屋の農民なり家士町野繁八か許に奉公すること凡十七年繁八か父義左衛門年老い病多かりけるか半助ことに力をつくし垢離などとりて神佛に祈り醫藥の事別て心を配りけり家内の者を敬ひ童子の言といへど聊も疎にせず人其誠に感し他に使ひするに米金の類證據の書ものなしといへども付與せざる者なし寛延三年の冬の頃より病に臥しけるか主人も年七十に滿つるまでかくまめ

やかに事へし者なれば心靜に醫療をも加へよとて家に歸しけるに傍輩の下部等も皆々涙を落して暇乞ひしけり繁八か親戚又は兼て用事うけたまはりし商人に至るまで物など贈れる者寡からず斯かる篤實の者なれば寶曆元年官賞して米を與へり

森助

慶徳村字真木の人にして若松一ノ町菓子屋源之助か許に十六年奉公せしか源之助か祖父源左衛門終りに臨み森助に向ひ子の徳右衛門年若し後の事を汝に委ぬ力を合せて扶助すへしと云ひて身まかりぬ後徳右衛門も妻と幼き子三人を遺して失せしかは森助兎角して産業に力を盡し冬の日の雪ふる日には夜更るまで屋上の雪を拂ひ晝の暇を費さず家産に心を盡しければ日を追うて豊なりしと後妻子の方より今は古郷に歸るへしと云ひ送りけるか主の源左衛門か終りの一言忘るへからすとて晝夜を分たす經營し又徳右衛門父子の疲れを扶け頼もしき行ありければ明和六年官賞して米を與へき

市助

山郷村字利田の人にて若松道場小路安右衛門か許に仕ふ安右衛門は塗物を家産とせしか先に火災に逢ひし後祖父母と父と伯父の不幸打重り何れも長病なりしに晝夜附添ひて心を盡し残る方なく介抱せしこと人皆感しあへりされは斯かる不幸續て家産も稍傾きしか給金をも取らて家職を勵み常に暇あれば山に入りて薪をこり夜は履をつくり主人の子供にはかせ多くの家内を扶助し離散にも至らしめすと云ふ明和四年官褒賞して米を與へり

三藏

奥川村字樟山の農民なり弟を傳吉といふ兄弟共に同村の彌平次か譜代の下男なり主人は二人の者を憐み二人は能く主人に事ふ中にも三藏は志特に勝れ主人の母齡八十に餘りしを心を盡して介抱し主人の子をいと惜むこと己か子の如く凡て諸人に親み厚く萬自他の隔なければ感歎せざるものな

己もとより飽食し主人の子とも傍輩にも儉約を教へ主家の事を疎略にせず弟も之を見習ひ忠やかに主人に事ふされは主人も兄弟の行に感し彼等か親の忌日には靈供茶湯して己か親に等くす末々は譜代をゆるして取立つへき心なれば少しく田地を興へ置きしに兄弟暇ある時耕作し其價を貯置きしか不熟打續きて主人の貢納不足あれば是を出して補ひけりかゝる事共多かりければ寶永四年官兄弟及主人彌平次か行をも賞して共に米を興へき

忠左衛門

駒形村字田中の産にして家士三宅治兵衛の下男なり性質人に勝れて實直なる者なりければ二十七年召仕へ能く勤めぬ主人も彼か志を感じて慈愛深かりき忠左衛門は都て人に睦しく晝夜奉公を大切に勤めて主人の言付けしより外に心をつくして早朝より傍輩を呼起し夫々によりしく教訓を加へ屋敷の内外掃除まめやかに或は家の破損繕など見ゆる時は大工をも雇はず己か手業にして寒暑の厭もなく常に主家の爲よろしき事のみを思ふ外に願なし多年の忠實主人より訴へ出ければ上へ達し寛保元年五月官米若干賜りて其行を賞し給ふ

門兵衛

千里村字下堂觀の人にて家士神田右源治の下男なり右源治の祖父七兵衛の代にまめやかに勤め年季明きて暇を取らせけるか又立歸り勤めて年を重ねける性質實直なるものにて七兵衛老衰しけるに朝な夕なの食事自分調へ進め奉養し病主の心を慰め七兵衛死後に又其子圖書の代となり類火に逢ひける際にも衆人に稀なる働きして勤め殊に圖書の伯父多仲といへる亂心して檻へ入れ置きけるにも愛敬を盡し朝夕の食事に心をつけて持ち運び懸に介抱せり且主人は軍事方兼役せしかは或は出入の人々或は門弟の面々常に多かりけれども門兵衛一人にて間を合せ其粉骨の働きを見るもの感せずとい

ふことなし圖書進退も不調なれば給金も夫々に取らせぬる事もなり難く氣の毒に思ひぬるも終に不足なる事をいひたるをきかす寒暑を防ぐ衣類丈にて足れりとし數年身命を抛ちたる忠勤を當主人右源治まで三代三十七年の實行精誠を訴へ出けり依りて寛保二年米若干を賜はり賞し給ふ

安左衛門

月輪村字松橋の産にて家士遠山傳八の召仕なり生得律義なる故に一箇年と約しぬれと十箇年の春秋を重ね勤めぬ主人多く一事の用を言付て未だ其事なし果さる中に又々用事を言付ぬれと色やはらかに請諾して勞を厭ひぬる氣色更になく朝は早く起出て傍輩に先たち屋敷の内外を掃除し夫より菜園を培ひ草切り主家の破損せる所見えぬれば主人の指圖なけれども自ら普請繕ひし晝の業に手餘りぬれば夜更るまで精力の疲るゝ限り力を盡し働き又折節は病に罹りぬれども押し働めぬ主人も深くいたはりて休息して養生せよといへども首肯なから勤ること常なり傍輩をば骨折少き方に廻はし勞する方へは己のみ赴けり又春秋は洗濯の暇をとらせぬれ共宿下りせは親類など對面の爲めとて一夜二夜泊りて暇を貰ひ主家の勤めをのみ心として外に心なし寛保二年八月官米若干を賜はり其忠實を賞し給ふ

穴澤六右衛門

大鹽村の檢斷なり初は上川前の肝煎にて六左衛門か養子なりよく養父六左衛門か所行を見習ひ儉約を教へ村民を撫て貧者には米金を貸與へて餘ある時は贖はせ至窮の者あれば二三年を限りて身を賣らせ一村の者と相計つて身請させ一村其意をうけ用ゐて收納怠らす聊も公法を犯せる者なし寶永三年官褒賞して米を興へぬ其後享保の初め移して本村の檢斷とすよく村民を治めて他村にすくれ年老いて猶農業に心を用ひしかは享保十九年官また褒賞して米を興へり

六左衛門 大鹽村字上川前の肝煮なり篤實にして孝心深くよく村民を教諭して耕作に怠らざらしむ總て農業に心を盡すこと他人の及ふべきにあらず或は田畝の中に大石あり或は水損ある所あれば自他の隔なく人夫を出して造作を加ふること枚擧しかたし又寺及地藏堂など修補するときは己一人にて費用を出し且永代修補の料にとて一家に金一分宛分け與ふ總て國土の遺利あることを憂とし己か損益を計ることなし又常に一切の家具農器まで儲置き村民の乏き者に貸與ふ若し農具の類己か手つから造るべきものなど借求る者あれば總ての器用も費用多きものは貧ければ辨し難しかる者の乏しきは其人の怠れるなりとて終に貸さず六左衛門か村民を教導せしさま大率此類なり村中其意を承用ひて本業に怠る者稀なり延寶五年官米を與へて賞しぬ

與藏 姥堂村字中ノ目與藏新田の農民なり祖父をも與藏といひ高二百石の地を新に開發して百姓十二人にて耕作せしかは此地を與藏新田と稱ふ其孫も又與藏とて實直にして公法を重し農業を勸む此地は水利乏しく旱損打續き十二人の者追々身を賣り残るもの僅に三人なりしかは田地多く散田となりしを與藏熟田を以て人に譲り悪き地をは己れ耕作し老いたる者幼き者或は女許りある家々にも少しつ配當して作らせ公納の不足をは己れ之を補ひ其餘一村の内年貢役錢など滞る者あれば儲なき時も兎角して補ひ公納を缺くことなし享保十五年褒賞して米を與へり

近左衛門 上高額の肝煮を務むること三十年許よく村民を教導し終に訴訟の事なし又よく人を恵みて貧しき者に米を與へ或は人參の類價貴く民間の力に及はざる品を貯へ置きて病者を濟ひ猪苗代邊より良材を求めて境内の橋を架け己か費用を顧みず性學文を好みて經史記録など集め置て暇ある日は

常に披見し近き譬を擧げて人にもきかせけり或人善にはこらすとは如何なる事ぞ問へはそれは顔子の受用なれば吾儕の辨ふべき所にあらされど其一端をいは、或日我下部二人山に入りて材木を探りしに一人は力逞しくて大きな木二本負來り一人は織に一本を負來りしか力強きは聲高に詈りほこらしけに見え今一人は木をそこくに取り收め掃除なせし様愛ありて見え凡て己か善しと思へることは人にも憎まれ自ら非なりと思へることは還りて人の心にかなひ神明も加護あるへしと云しとそ元祿九年に身まかりしかは後に其子清助を熊倉組の郷頭とす

市左衛門 熱鹽村字栗生澤の農民にして志人にすぐれ公納は更なり其餘の諸役まで聊滞ることなく一村の者に交り厚し一年不作にて村民夫食に艱みしに市左衛門儲置きし粃麥などを出し徧く貸し渡しければ盡く難を免れぬ又此村は宇津野村に隣り中に日中川ありて洪水あれば往來の通路絶え公私の用事通し難く二村の患大方ならず天井澤より此村に通する山道あれども危険甚しく通行絶えてなかりしに市左衛門隣村と計り己一人にて三百七十人の人夫を出しければ隣村よりも百十餘人の夫を出しやかて二十町許の道を新に作出して牛馬の往來滞ることなく永く二村の利となれり天明二年官社倉を開きて粃若干を與へり

喜右衛門 熊倉村字七本木の農民なりよく親に事へ家内和順し農業に心を盡し收納滞ることなし其餘尋常の行も他人の及はざることのみ多し父市左衛門年老い病に染みて毎々筋なきことのみいひければとも聊戻ることなく何事も其好に隨ふ或時圖らすも妻を出すことあり親しき者共如何なることの有るにやと責めければ喜右衛門今朝大根の羹を父に薦めしによく熱せすして食かたしと云ふに妻折々は

熟せぬことも有なんといらへたり老いたる人にかゝる對ひするものなれば行末のことも覺束なく暇どらせたりと云ふ一類近隣の者までも様々に詫ひけれどもうけかはす父も人々のかく扱はるゝに其志をめて免すへしと云ひければやう／＼に免しけり其後は家こそりて和順し萬父の旨に背かさりしとぞ寛政元年褒賞して米を與へり

勝四郎 熊倉村字小沼の人なり性質正直にて幼きより聊もあしき振舞なし十四歳にて父を失ひ繼父に養はれ家貧しければ身を賣りて人に仕へ數年の後村に歸りしか家の破壊せしを再ひ作るへき志ありて妻に身を賣らせ己も人に雇はれなとして有けり一歳公役にて廻米の人夫に召されしことありしか道にて木綿に包みたる物を拾ひ得たり其金なることを知りて急き鹽川村に行き米を倉に納め其村にて鹽川村より檜原村の方に行きし人あるを聞き檜原村は五里許も隔りしをやかて其跡を慕行き鹽川村のあなた十町許か程にて二人の旅人に行逢ひ其事を問ひしに果して其主なれば金を返し與ふ旅人斜ならず喜ひ其名と郷里とを書付けて酒などもてなして別れけり同村の者勝四郎か行を感じ諸共に力を合せて聊の家を營みて住ましめしとぞ明和四年褒賞して米を與へたり

與四右衛門 上三宮村の人なり家貧くして宿債多かりければ若松大和町伊兵衛か家に身を賣り又人と爲り實直にてよく主に事へければ主も頼母しき者に思ひけり或日主の爲に鹽を背負ひ行きけるに路上にて紙包一つ拾ひ得たり家に歸て其儘主人の前に持ち出し路にてかゝる物を拾ひしか金ならんと思ひしかは封をも解かてもて参れりといふ主人やかて開き見れば果して金十兩あり是に於て徧く其主を尋ねしに下野國今市の商人勘右衛門と云ふ者なりければ金をは勘右衛門に返し與へ與四右衛門には

青銅若干を與へき元祿二年の事なり

半左衛門 關柴村字上高額の農民なり家貧しく十六歳より身を賣りて數家に奉公すること凡三十年餘性質正直なりしかはよく主人の心に協ひ年季の後も給金を増し留め置かんと云へとも過あらんことを恐れ固く辭して一家に留ることなし常に孝養の心怠らす偶々家に歸る時も道すから枯木など拾ひ集め持行き薪となさしめ家に歸りて後は猶更一村の者と親み厚く薪こる者道にて落せるをは拾ひ歸りて返し與へ或は大雪降りつもり屋上より雪おろす人なければ親疎を擇はず之を助け主をして知らしめす或は他人の田の中に稻穂の倒れたるあれば必ず起して行過ぎけり一年公納の糶失せたることあり村中互に疑ひしに人皆半左衛門には非すとて疑はさりけり其人に信せらるゝことかくの如し寶永二年褒賞して米を與へたり

武右衛門 關柴村字上高額の村長なり其先三河國の人にして東條某より出つといひ傳ふ武右衛門幼より學を好み藤樹子の風を慕ひ又皇朝の教を尊て中野義都に師とし事ふ義都極めて貧しく萬たらざる事のみ多かりければ武右衛門資財をわかつて救濟すること大方ならず其師に尊み事ふるさま至誠より出て他人の及はざる事のみ多かりけり文學を好むと雖も耕作の勤懈らす常に村民を誘掖せしかは村民從ひ懐かざるものなし家極めて貧しく衣食足らざる事ありといへ共志を動かさす同志の友と共其道義を講究するを樂とす義都一とせ浮腫の病を受けいと輕からさりしかは武右衛門朝夕側を離れず懇にいたはり養ひしかとも日にそひてたのみ少くなり行しかは武右衛門義都の才幹ありて必ず登庸せられん事を思ひ入れたるにやひそかに一紙の祝文を作りて自らの命をもて師にかはらんことを神祇に望請

ふ斯くて義都さはかりの病日を経て平癒しければ人々も義都も萬死を出て一生を得し事を怪み悦へりかくて三歳餘を経て武右衛門健かなる質なりしか心地例ならずとて打臥しけるか幾程もなく行年四十七歳にて身まかりぬ義都同志の友と共に葬祭懇に執行ひけり武右衛門か平生詠置し歌と神書の類は其散逸せん事を恐れて盡く義都の家託し置きぬ義都或日彼の反古とも取出て見しに一の文あり即ち自らの命をもて師の命に代らんと請し祝文なり義都之を見るよりも哭泣拜禮して初て其事を知り感激すること大方ならず武右衛門か妻も亦よく貞節を守り艱難具さに嘗めて幼子を扶助しければ義都も彼婦に力を添へて懇に勞はりぬかくて天明四年の秋二子權右衛門再ひ父か職を繼ぎて村長たり又彼母か貞節を褒賞して米若干を與へぬ

明和八丁卯十一月平義都疾病急也義都信本朝神道一慕

土津大明神視吾靈社之教無貴無賤教論之亦信藤樹夫子之道用心於其教友同志其功不淺々任道重有義都嗚呼哀乎義都病急朋友親戚面弟子進湯藥看病未レ有驗也冀縮我定數之命一代斯人疾病急愈令與道義於天下恐惶敬白

東條 次 慎 再 拜

四郎兵衛

關柴村字上高額の産なり賢き稟性にて農業に委しく田を打ち畑を耕すにも其時を怠らす従者を夫々に指圖して己も一つに交り働きければ諸の作も人先き營み餘れる手間あれば山林に薪を樵らせ事に緩みなければ四郎兵衛の作業は近村までも見習ひて鑑とせり或は炎天の頃田面の水涸れて一村争ひ騒く折からは物言ふことを氣つかひて夜更け人静まり餘所の障りとならざるやうに水上遠く

堰を上げ己か精力にて水をまかすれば公事沙汰なとせしことなし同村に長右衛門といへる甥ありけるか生得病身なるに家も貧しく貢物怠りぬる時は五六兩の金をも立替へ長右衛門か田地を預り置き此作徳にて三四兩も消えぬへきと思ふ頃は彼に返し作らせて助けしこと度々なりされども長右衛門益々家困難に陥り子の喜三郎を五兩の金を借り奉公に出しければ四郎兵衛見るに忍び難く其金を合力し身受けさせ百姓を立てさせけり四郎兵衛はよく我分限を守りて驕りかましきこと聊かなく奴婢も四五人置きけるか彼等をも恵みて風雨の烈しき晨やいたうこうしたる夕には濁酒或は鹽肴よりの物を與へ或は客ありて自ら味ある物を相伴する折は召仕ふ者共食を養しぬることを痛める有様色々にしみる程の慈み深ければ僮僕もよく懐きて身をも惜ます働きけりかく身持質朴に親類他人へも睦しく一方ならぬ善行多ければ此事上に達し享保二年米若干を賜はりて賞し給ふ

市郎兵衛

長瀬村字白津の農民にして農功衆にすぐれ己か費を厭はず新田を興し廢田あれば己か田に非ざるをも地主に金子を取らせ我上田と取りかへ又農器を始め川除等に用ふへき普請の用具までも貯へ置き用ある方へかして私の利名に拘はらず國土の補益あらん事をのみ心とせしかは米を與へて賞しぬ

彌左衛門

磐瀬村字見福十郎左衛門といふ者の子なり十郎左衛門か異名を四明年と云しとそ彼れ農業に心を盡し毎年田畑よく熟し年貢をも早く納めて家貧しからず蒲生家の時饑饉の年十郎左衛門家内と親類とに云ひしは各皆よく稼くへし斯かる凶年續くとも當年來年三來年四明年までは饑には及ばしめし常に儉約をして雜穀多く貯へしは此か爲めなりと云ひしより此名を呼はれしとそされは子孫を

誠めて我か農業をよく見習ひ永く四明年の名に疵を附くへからすと云ひ含めしとぞ彌左衛門は父死して後遺誠を守り農業をつとめ地方を盡せしかは瘠土忽に腴地となり之か家居の邊の畑は小石たにもなく土肥えて一しほ勝れて見えしと云ふ元祿二年米を與て賞しぬ

勘四郎 松山村字坂井の肝煎なり所行正しく一村和睦して風俗他に超えたり父は善右衛門とて肝煎を勤め家甚だ貧し總て此坂井は土地悪しく貧民多し勘四郎此頃は壯年なれども父の勤を扶くるか我家のみならず斯く一村の貧きは元來田地の悪き故なりとて二十年來村民と謀り秋刈より田に水を張り或は枯草を入れ土地を肥す一村渠か勤めにより貧しきを忘れて働きしほどに漸々に好田となり家豊になれるもの少からず春は村中を集め其年の氣候を考へて土地に叶へる品を計りければ水旱の患なく收納する穀物他に勝れたり本村小荒井は酒造の産業多ければ米商ふもの遠近より轉り來るに近頃は坂井の米宜しとて多く此所の米を買求めける善右衛門老いて家を勘四郎に譲り家富み家内睦しく自他の隔をせず我は難きを行ひ人に易きを授る事を専とし徒に暇を費すことを厭へるよし聞えければ享保五年賞して郷頭並とし米若干を與へたり

權四郎 木幡村字上林の農民なり少きより耕耘の業に心を盡し晝夜他事なく勤めて生産乏しからす此村の三本松といふ處に二丈餘の深澤あり用水此澤に流れ落ちて不用のものとなりしを惜み新田を開かんとて五年前より二人の子と力を合せて土を運ひ下流に土留を作り近山に數條の水道を通し大雨の時父子共に出て山より土を流し四年の中に此澤盡く埋り一段七畝の田を拓く初め此村にて堤を築き水利を興さんと謀りしを一村の力に及び難しとて空しく年を送る權四郎此事を思立ちし時は近村まで

も成功の難からんことを憚りしか此父子か事により村中互に起て二年の中に善徳谷地と云ふ所の堤堰成りしといふ延享元年米を與て賞せり

藤右衛門 月輪村字都澤の農民なり父藤右衛門より耕作者にて親の教へに従ひ四時怠りなく勤め上を恐れ且親類朋友にも睦しく律義の聞え有けり此所の地方は段々地下りにて田毎に上の方冷水湧き出て稻實らざる故年々不作ひけといふありて米の色も他よりも悪かりけり藤右衛門水拔堀を穿り岡土を入れぬる故地しまり稻よく實りぬ一とせ郡奉行巡見の節如何なれば此里の稻の色のみ隣邑よりよく見ゆるそと尋ねけるに郷頭岡村儀兵衛いひけるは當村の藤右衛門と申すもの色々心力をつくし田地のよくなる方を覺えて之を庄屋並に一村の百姓共に度々語り教へければ残らず彼か稼きに習ひける程に米の實りもよく年毎に不作引あらずと其所以を達しければ其褒美として都澤の免相を下け給はりしより彌精を出し年の内より一郷岡土を引入る之を川西川東の農民共亦傳へきと我もくと深田に土を引き岡土なき所は小石交りの土砂或は畠の土を買求めても引入れば田地しまり土底の冷水悉く押流れて稻實り米の色よく成りぬ肥土を入れる故外のやしなひも多く用ゆるに及はず既より出る肥しを畠作へ用ゆるにそ之もよく熟すされは猪苗代中は都澤を學び都澤は藤右衛門を手本にせし故なり殊更彼は馬を飼ふこと委しくして年毎に良馬を飼ひたてぬれば邦君へも召されぬ此等の品郡吏より申出てければ元祿十一年の仲春若干の米を下され其功を賞し給ふ

第九節 善行者の三郡長より の受賞者

小平潟濱 月輪村に在り猪苗代湖の東北畔なる數十町の沙汀白沙極めて清く滿原威く青松密立し中に天満宮の社あり湖波湛然として遠近の峰巒之に浮動し蒼翠社頭に掩映して清風常に絶えず松籟琴聲を放ち水色澄徹遊魚數ふへし附近一帶松露靈芝生す

猪 苗 代 兼 載

みとせへてをりく見ける布引をけふたちそめていつかきて見ん
小平潟八景なるものあり左に録す

小平潟神燈 川崎千鳥 上戸夕照 古河暮雪

小平潟漁舟 赤沼秋月 若宮飛鳩 小金橋夜雨

山潟濱 月輪村に在り猪苗代湖東隅の一灣なり湖上を望めは艦聲舷影を恣にし帆影遠く淡靄の中に出没し近くは漁舟徐風に棹す對岸の福良・舟津の諸村は白沙青松の間に現はれ短橋淺水の汀白鷗安く眠り漣波岸を囀むの光景眞に歡賞に値せり西北の沖に三把菅とて湖中第一の深き所あり昔三把の菅を結び下せとも水底を知らずとて此名ありとぞ

長濱 翁島村に在りて猪苗代湖の北岸なり此地風景清秀にして且つ漁場なり夏季鮎漁の多きときは舟を繋し網を曳き湖上の逸遊を試むるに宜し沙汀楊柳風に搖き納涼避暑に適す二三の茶亭あり樹下一碑あり芭蕉の句を刻む

ほととす聲よこたふや水の上

は せ を
吉 川 惟 足

長 濱 に て

さゝなみやうちての濱に出てしときあいつの海にうつしてを見る

同 野 矢 常 方

あひきするあまのしわさを春の日の長濱傳ひみるもめつらし

同 片 桐 嘉 則

みめくみの波にかゝれり釣原の長濱あさるあまの小舟に

高松宮御別邸 長濱に在り故有栖川威仁親王殿下猪苗代湖の風光を愛てさせられ建築し給ひし所のものにして明治四十一年八月を以て竣工せり此建築は御本館と御料地事務所との二棟ありて共に西洋館なり米國ボーツマスのオイスターベに則り且其短を捨て長を取れるものなりといふ地は猪苗代湖に枕み磐岳巍峨として北天に聳え那須布引の諸山南方指顧の中に在り下瞰すれば大湖激澗以て扁舟に棹すへく翁島目睫の間に横りて一段の雅致を添へ豁然たる風光心目自ら爽かなり御本館を天鏡閣といふ其階上は 今上天皇陛下の未だ東宮に在しけるとき鶴駕を此所に駐めて風光を賞せさせ給ひ御座を「天鏡閣」と宣ひて御筆を染めさせられ又宮には「天鏡餘光」と題し三島中洲翁に命じて天鏡閣の記を草せさせ給へり宮の薨去遊はされし後は高松宮の御別邸となる

天 鏡 閣 記

明治四十年八月有栖川宮威仁親王東北遊次、抵福島縣、縣知事平岡定太郎請觀猪苗代湖、乃枉駕、深愛景勝、定太郎曰、土民欲獻地爲殿下設別業、幸得聽許、皇化益遍東北、親王允可、既還、遣家臣、與定太郎謀、給價收地於湖南北、凡二百町、卜翁島村圓山、爲置殿閣處、待翌春冰雪解起工、

至八月竣、親王來臨、會知事西澤正太郎及郡村長以下從事者二百餘人落之、吏民歡呼、或感激泣下、時定太郎已轉樺太廳長官、亦獻方物賀之、會 皇太子東北巡遊之次過訪、大賞勝概、命名曰天鏡閣、且手書扁額以贈、又遊對岸、據其實景、名青松濱、實其九月也

今茲四十二年七月親王來避暑、乃招毅作閣記、毅以八月至、則親王延登閣、閣四層、翼立湖北小丘上、爽氣襲肌、不知暑、而四方勝景聚一目、巋然凌雲摩天、屹峙坎位、形似富嶽而小者、曰磐梯山、其東稍卑而遠、隱然雄大、兩峰竝聳者、曰東西吾妻山、秀拔離位、隔湖與磐梯對抗、亘數里、如引布帛者、曰布引山、而青松濱在其下、樹影依稀如薺菘、其餘小巒低峰、凝紫滴翠、起伏連綴、以環抱大湖、湖涉會津耶麻安積三郡、周圍十六里、南北三里、東西四里、翁島點在閣南數町、竹樹蒼鬱、如泛一巨艦、蒼波浩洋其外、漁艇浮、禽鳥翔、雲烟過、晨氣暮色、映寫透徹、如開一大天鏡 皇太子命名不負其真、蓋取之李句明湖落天鏡云、然以毅付之、則有深意自存焉、夫天祖授八咫天鏡於皇孫、以光臨八大洲、列聖相承、廣覃皇化、而東北叛服無常、迨今上東征、始一定、而僻隈遐陬或不能無漏於光照、是以皇族臨東北、益發天鏡之光者、實爲方今要務、是知事之所以懇請、而 皇太子之所以冀望也歟、姑記以仰英裁

東宮侍講正四位勳二等文學博士 三 島 毅 謹撰

入有栖川別業、謁親王、王延登天鏡閣指點說、近傍景勝、退而賦五絕句以獻

翠巒青嶂四邊連

中關大湖波似烟

萬象森羅倒涵影

玲瓏明鏡落於天

明治四十二年八月李王世子根殿下御成の時公爵伊藤博文湖畔の明月に坐して左の一詩を賦せり

烟波浩蕩大湖濱

水瀾山明迨好賓

天鏡閣中龍種會

追陪吾又祝佳辰

拜觀御別邸有作

仙 西 山 八

宮樓輪奐彩雲圍

磐岳猪湖接綉幃

一自高蹤駐斯地

山川亦見發光輝

乾坤清絕脫風塵

山水秀靈無比倫

宮殿高摩碧空聲

翁洲咫尺是長濱

白堊見えて御園の木立茂りけり

吉 川 笹 舟

炎天や湖山高閣まはゆるさよ

貴人の御避暑の里や桐の花

名倉山

戸ノ口の南湖濱に在りて湖面に突峙す高さ約五十丈眺望濶然山水粲錯して全湖の勝概一眸に聚る山脈北に逶迤し雜木灌叢のみ大樹を見す

戸ノ口十六橋

翁島村に在り戸ノ口川に架す昔は十六斷あり幅廣く橋梁を架すへき便なければ中流に塚の如く石を累ねて築き其間 丸木を竝へて橋とす是れ空海の作と云ひ傳ふ爾來屢、腐朽し時々水湛へて湖岸の水害多かりしを以て天明六年時の領主河底を浚ひ篠山より石材を出し更に長さ四十八間二十三斷の石橋を架し以て民憂を除きしか明治十六年官湖の水を安積に疏するや巖を穿ち崖を截り水底より石を疊み十六の圓洞を附けたる石造の眼鏡橋となし、か猪苗代水力電氣會社の設置と共に之を鐵橋に改造し長さ二百六十尺幅三間橋梁は十六尺のもの十八徑間鐵の彎曲板にて張詰め路面はコンクリートにて塗りて綠色塗の欄干あり橋臺より去ること下流九間餘にストリー式の水門を設く水門水を分ちて二となす南は戸ノ口堰北は布藤堰と稱す大正二年九月竣工す此所は日橋川の發源地にして

碧瀾石に激し奔波響く所光景清絶なり士人呼ぶ銚子ノ口といふ一町許り下流に一の瀨あり一より七まで漸々數へて一ノ卷二ノ卷といふ深潭あり大雨の際洪流氾濫甚し橋側に故有栖川宮熾仁王殿下の御手植松あり

十六橋

福田爲之進

寒月中天四望遙 南洲北渚夜蕭々 人間快意豈無極 棹下猪湖十六橋

水石

山影繞湖碧 水色映天嬌 晴好雨音外 月宜十六橋

星曉村

さゝなみやせたの夕日のさとの名をおもひわたせる瀉の長橋

十六橋

橋ことに霜やおくらんけふの月

杜若はるく遠し十六橋

萍や其橋ことのみきひたり

鶺鴒も及はぬ智慧や十六橋

遠島 月輪村字金曲の南部の湖濱に在り長さ凡六七町幅五六間兼葭生し樹木なく人上るを得ず此島時に消ゆ是れ眞に消ゆるにあらず風の爲に漂はされ岸に附着するものにして湖上波起るに逢へは又元の位置に復す是れ浮島なるか故なり鴻雁常に群集し風景最も佳なり

遠島落雁

樋口蒼龍

似眉遠岐漂如萍

一帶兼葭作地形

忽見渺茫冥色裏

數行鴻影映彼音

片桐嘉則

あき風のふけはたよふしまそともしらせてやかりのおりんとすらん

岩楯島岩

月輪村字關脇の西南に在り斷崖十數丈巉岩削るか如し崖上古松多く數百年の色を表は

春の躑躅夏の藤山吹秋の紅葉何れも人目を悦はす西は湖に面し小波岸を洗ひ夕陽波に碎けて輝く此

絶壁に爲の形を現はす頗る奇なり之を爲岩といふ夕陽岩に映するときには紫色燦として一段の奇を添ふ

岩楯秋月

功垂

打よする浪にてらひて岩楯のいはほにあらふ秋の夜の月

七ツ巖

同村字山瀉の西南湖岸餉澤川の出崎七ツ岩に在り巖岩突兀の間に聳列し景狀福神に似

たるを以て里俗七福神と唱ふ長さ三四尺より六七尺に至る就中福祿壽と稱するもの最も長し

夫婦石

月輪村字山瀉の南加賀濱の中に在り又離石ともいふ二石わかれ立てり其間六七間一は水

上高一丈許上に躑躅松樹多く生す一は岸上に在り高二三尺なり

白絲瀧

吾妻村中ノ澤より沼尻の温泉に至る道の左に在り熱湯の下流と澗水と合して川となり二

十餘丈の懸崖より落下す其狀恰も白絲を垂るゝか如し

小瀧

吾妻村字酸川野なる倉川の上流に在り巖上より飛下すること五十餘丈瀧壺なければ水勢大

に激揚し珠璣をなして四方に散す

湯沼

吾妻村字沼尻に在り明治三十三年噴火の跡にして周りは削立せる崖岩を周らし廻り五六町

遠く之を望めは其形狀恰も蓮葉の如し右岸に瀦らざる洲ありて所々より蒸氣を吐き凄まじき音を發して熱湯奔騰し黒色の泥土を噴き揚ぐるること八九丈實に言ひ難き奇觀あり

人取石 翁島村字土田の村中に在り高七尺餘周り九間毒石にして往來の者此毒に中り死せしことありといふ何人の詠にか左の一首あり

會津山麓の野邊の傍に人取石のあるところきけ

駒石 翁島村字長濱の東北二三町舊道の傍字休場に在り口碑に曰く昔源義家東征の時此所に憩ひ湖上の風光を賞し出發せんとするとき傍の石に馬を乗り上げ馬蹄を石面に印せりと今猶蹄痕に似たるあり周り約三間高さ五尺許にして三角形をなす

舟石 駒石の南湖中に在り其形船の如し昔長濱に住める文治郎といへる漁夫の使用せし船の化せしものなりと口碑に存せり

疊石 磐梯村字赤枝の東十八町山中に在り高さ二丈餘廣五間許相傳へて空海の積みし壇なりといふ初め空海此壇を築きしとき半に至り惡鬼來りて同しく其側に石を積みしに成らすして皆崩れ空海の積みし所は益々高くなれりとぞ

鹽井 大鹽村大鹽川の北大橋の側に在り相傳ふ弘仁年中空海此地に來り老嫗の家に止宿し鹽の乏しきを患ふるを見て爲に護摩を修すること一七日鹽水岩中より涌出すと昔は此水を汲み鹽を焼て業とするものもありき西行の詠なりとて二首の歌を傳ふ

海士もなく浦ならずして陸奥の山かつのくむ大鹽の里

浦遠き此山里にいつよりかたえす今まで鹽やみちのく

不動瀧 岩月村字入田付の中沼尻の東に在り高三丈餘傍の岩上に不動堂あり樹木鬱茂して石泉常に牀下に灑き幽閑賞するに餘あり

鸚鵡石 熱鹽村水澤の東方麓山神社の邊に在り高二丈餘幅一丈許下窄く上廣し人此石に向つて呼へは必らず應ず因て名くといふ

長峯 大鹽村の東一里半に在り檜原湖の西南岸なり檜原川上等に通ずる渡船場あり前面湖中大小三十有餘の島嶼點々基布し激瀧汀を洗ふ對岸には吾妻の峻嶺白雲朝暮に變き磐梯火山の噴煙は矗立天に沖す其景筆紙のよく盡すへきにあらす夏季炎熱を避くるに好適地なり

蛇王洞 熱鹽村字野邊澤の西北一町餘の山麓熊野神社の南に岩窟あり岩石打重り入口狹く之を入ること十餘間にして十疊敷程の低地あり昔大蛇の棲みし所なりとて里俗之を蛇王洞といふ

古四王山 慶徳村字宮在家の西二町古四王神社のある山をいふ巨松大杉蒼鬱として其狀鶴の翼を張れるに似たり故に鶴森といふ東を望めは會津沃野萬頃の黃田綠圃經緯織りたるか如く銀蛇の蜿蜒たるか如き諸川鱗比せる喜多方家屋各所に散點する諸村は皆一眸の裡に集まり吾妻磐梯の諸山は遙に翠烟の間に聳立し其風景絶佳なり故に春花秋葉の候杖を曳くもの多し中腹に祀れる古四王神社は往古戎夷追伏の爲め勸請せる本朝三古四王の一なり

村松の櫻 松山村字村松村社湯殿神社の境内に在り名ある各種櫻樹數十株あり花時節を曳くもの多し

御祓する湯殿に潔し森の花

平安梅 蘇原實愛室

はることに花のしらゆふかけそへてさかゆゆどののまりの神かき

千種有功

村松の湯殿のまりのときはかけたのむかけとて花もさくらむ

幹の論

月輪村字小平瀉の南元天神社跡園圃の中に在り枝幹蟠屈し幹より花を開く故に此名あり

昔菅原天神一枝の梅花を授け給ふと夢みて兼載の母の植ゑたるものなりといふ但し往古の名木は安政年間朽枯し爾後植ゑきたるものなり

實になるか見ておけ瘤に咲た梅

京梅 正室

ちはやふる雪にも匂ふ幹の梅葉を知らさりし天津神垣

正室

根揚松

小平瀉天神の社前南方に在り周り約五尺餘幹枝二岐に分れ地上に挺出す昔時は人其間を

偃僕して通行せしか逐年風蕃雨殖今は其間僅に一尺餘のみ直立して枝葉扶疎したり

二色松

同社前北方に在り周約四尺餘枝葉繁茂し年に一回或は二回數枝の内順次葉色變して淡黄色となる故に名つくといふ

千貫松

月輪村字金曲より山瀉に通ずる湖邊に在り古の松は枯死せしも其跡に數十の松樹ありて

風景實に美なり昔正之公の封に就くや封内巡視の際湖中より厓上の松を見て嗟嘆せられ之を城内の庭園に移植するを得は千貫を投するも惜むに足らずと云はれしより此名ありと

大鹿櫻

磐瀬村字見福磐椅神社の前に在り一名翁櫻ともいふ高三丈五尺餘枝幹蟠屈して四丈五尺

餘を蔽ふ幹基二株に分れ花期少しく遅れ五月上旬に花を開き八重にして葢の間より嫩葉を生し中に小

花を開く而して濃香馥郁とて他樹に異なり花色は初は白色にて漸次樺色を帯ひ鹿の毛彩に似たる故

に此名ありといふ社記に云ふ村上天皇の天曆中勅使を以て社殿の由来を御尋ねられ奉幣の際に此櫻樹

を納めしめられ夫より凡三十年毎に幹基より幼葉を生し故木幹に代はるを以て更に古木の觀あり維新

前には楨の丸材を以て周圍の柵を領主に於て造營せりと

鳥居杉

磐椅神社の境内に在り二株並立して一株は周り二丈二尺高さ九十尺一株は周り一丈七尺

高さ六十尺あり樹齡何れも千二百餘年を経たるものにして和銅年中神社勸請の際の植栽なりといふ社

前十歩の正面に並立し恰も鳥居の如くなるを以て此名あり其矮き一株は二回落雷に逢ひ樹梢割裂せり

天子の櫻

猪苗代町字本町小社天子神社の境内に在り廻り三丈五尺高さ五十尺千年を経たる老樹

なりといふ之と雌雄なりと云はれし松橋月輪村熊野社の櫻を百年前に伐採せしに幹基鳴動し且つ其切口

より出血し疫病流行し死者多かりきと言ひ傳ふされは里民此櫻の枯枝等に手を觸るゝ者なしといふ

金上松

磐梯村字大寺金上壇に在り廻り一丈高さ五十尺に達し樹齡三百二十年を経たり天正十七

年磨上原の戦に忠死せる金上盛備の墓後に在り伊達政宗盛備の忠烈にして且つ其諸太夫に任せられし

の故を以て特に侍臣近藤一ト齋に命じて禮を厚うして葬らしめ萬木に勝れし松樹を移し植ゑたるによ

りて金上壇と名つけしなりといふ

引弓のやたけ心をよにぞめて其名はくちぬ古つかの松

木挿櫻 磐梯村郷社磐梯神社の境内に在り廻り一丈五尺高さ五十尺樹齡七百年餘を経たる老樹にして昔惠日寺の僧乘丹坊の木挿せしものなりといふ春季播種の候開花す故に此地方にては此櫻花を見て稻種を播く風ありて俗に種蒔櫻と稱せり花色甚た美にして花時杖を曳くもの多し

新宮の銀杏 慶徳村字新宮郷社熊野神社の境内に在り廻り二丈五尺高さ八十尺に達し樹齡八百餘年を経たる老樹にして本社勸請の際植栽せしものなりといふ里人は此樹の落葉を見て降雪の近きを知り冬季の準備をなすといふ

六本杉 豊川村字荒分なる薬師堂の境内に在り幹基は一にして四五尺の所より六株に分る故に名づく先年東京帝國大學農科大學林學科の調査によれば廻り五十五尺高さ百尺に達し樹齡凡八百年を経たる老樹にして全國大樹中の第八位に當れり昔此部落には薬師堂七箇所ありしか之を纏めて一堂とし他の古堂は此六本杉を以て擬したるものなりといふ

稻荷の大杉 慶徳村稻荷社前に在り廻り三丈六尺高さ九十尺樹齡千年を経たりといふ傳へいふ稻荷社は元此木の下に在りしか寛治年中今の地に移せしなりと境内に源義家手植の杉と稱するもの四株あり廻り一丈五尺より二丈に達す

神木 熱鹽村社温泉神社の祠畔に在り周り二十五尺高さ六十尺の老杉にして古昔より神木なりといひ傳ふ翠蔭滴らんと欲して稀有の大樹なり

藤からまり 熱鹽村字日中なる磐梯神社の境内に在り丘上に鬱葱たる老杉あり抱大の藤株之に纏

綿して境内を覆ふ花時の壯觀多く其類を見ず故に里人其社名をも藤からまりと呼ぶに至れり

雲取櫻 岩月村字入田付の内根小屋に在り東方八町許にして字入水上に在り古來櫻樹を以て名高く遠くより之を眺むれば霞の如く近つき見れば雲の如くにして坐なからに雲を取るの意にて雲取と名つけしか櫻の古木散點し深紅あり淡紅あり白あり變種あり加ふるに前には清き溪流あり爲に道程の遠きを厭はず花時杖を曳く文人墨客少からず

小山公園 山都村字木曾の東北一ノ戸・宮古二川の合する右岸に峙立せる小山にして規模小なりと雖も園内清楚にして一ノ戸川鐵橋を眼下に見 磐梯山を遠望し眺望頗る佳なり園中に忠魂碑・消防殉職碑等あり

第二節 舊蹟

一 城址

猪苗代城址 猪苗代町の西弦峯の續きに在り若松の枝城にして龜ヶ城といふ本丸は山をかたどりに要害を構ふ元和の末迄は半阪の西北より新町・本町の東南まで外廓ありて壕を廻らし土手ありて五門を開きしか加藤氏の時毀ちたり此城は佐原大炊助經連及其子孫の居住せし所にして後蒲生氏郷の封を會津に受けてより以來明治戊辰の年まで城代を置きて守らしめしか戊辰の役兵燹に罹り殿閣樓櫓悉く烏有に歸し今唯殘壘廢隍の往時を語るに過ぎす近時全部町有に歸し櫻楓松柏等を植えて公園とせり

會津風土記云

本丸 城の中央にて一段高き所の腰を掘り切りて本丸とす周り百三十間餘代々の城主の屋形この内にあり

二ノ廓 本丸の北にありて一段卑き所なり

帶 廓 本丸の南の方より西北にめぐり東の方二の廓に登る坂道まで押廻せり周り三百五十九間

二ノ丸 本丸の東にあり周り三百四十間餘水墮めぐれり土屋敷あり城代屋敷は西北の隅にあり

稻荷神社 城代屋敷の中西北の隅にあり佐原經連此地に居りしとき鎮護神に祭りきといへり

三ノ丸 東の方二ノ丸の前より本丸の北に折り廻せり周り五百四十間餘水墮をめぐらせり

内に土屋敷あり 的場南の土居際にあり

鐘撞堂 裏門の外にあり

音高城址 吾妻村字小田の西北山の頂に在り周り十三町許後龜山天皇天授年間佐原治郎左衛門政

泰といふ者居れりといふ

柏木城址 大鹽村の南五町の山上に在り昔天正十二年蘆名義廣之を築き三瓶大藏を城番として此

邊の武士百五十騎を添へ米澤の押へとし檜原の繁とせし所なり東西百二十五間南北三十五間馬場跡

本丸二ノ丸三ノ丸等の形存せり

網取城址 北山村字漆の東十五町の山上に在り大鹽川其麓を流れ巖横斜奇狀を極め松楓懸り葛

蘿纏ふ麓より登ること五十餘間城址に東西五十間南北三十間今は一面に雜木繁茂す昔永正の頃蘆名氏

の臣松本勘解由左衛門の居りし所なり

青山城址 上三宮村字上三宮に在りもと東西二城ありしも東城は民居となり其形存せず西城は西

加納に通する街道の東阜上に在り佐原氏加納殿の子孫相續て此に住み加納莊を領せりといふ中央の高

地に山王神社を祭る又外廓の跡なりといふ所に佐原氏の祖三浦介盛時を祭りし五郎神社あり

新宮城址 慶徳村字新宮の北三町餘に在り新宮氏代々の居所にして又大城ともいひきとそ今は田

圃となり本丸跡は一段高く稍其傍を存せり

新宮氏は遠江守盛連の六男六郎左衛門時連の後なり時連は康元年中兄弟三人時頼と共に出家して法

名を觀蓮と號し子孫相續て茲に住し耶麻郡半部を領す應永中宗家蘆名氏と争ひ敗れ取りて越後に奔り

永享五年恢復を計りしも功なくて討死し新宮氏遂に亡ふ

鑑城址 姥堂村字源太屋敷に在り至徳年中蘆名直盛の老臣平田大隅守明範之を築き其長臣源太安

廣をして之を守らしめ北方の鎮となす天正年間まで平田氏世々に住めり本丸跡土手堀等の幾部今

尙存す其他村の南西及西北に館址四あり平田氏の臣佐藤須藤・武藤一國の四氏の住せし所なりと云ふ

今は共に菜圃となれり

新井田館址 姥堂村字新井田に在り東西三十二間南北四十二間今に堀土居の形存す建仁三年田邊

右衛門義秀築けりといふ義秀は熊野別當湛増の支族に壽永年中源平の軍に源義經の麾下に屬し八島

の合戦に功あり建仁元年會津に來り猪苗代に住し同三年此地に來り住す今に其子孫引續き居住せり

檜原城址 檜原村の東北山上に在り天文の始め松本宮内といふ者地取して成らす後天正十三年伊

達政宗其跡に在陣して築く是より政宗館といふ本丸は東西二十七間南北六十六間二ノ丸は東西十五間南北四十五間あり政宗去るに及び其臣後藤孫兵衛を留めて之を守らしむ

柏木城址 鹽川町の古町の地なり蘆名直盛の臣濱崎主馬築く長祿の頃七宮解勘由左衛門盛種住せりと云ふ天正の頃七宮下總憲勝其子栗村彈正左衛門憲俊住せり憲俊摺上原の戦に討死し城廢す

太郎丸館址 豊川村字太郎丸に在り二箇所ありて一は小荒井村の西一町半に在り三浦の一族太郎丸河内守盛次掃部と稱す築きしと云ふ今は田圃となれり一は村中に在り太郎丸掃部居りしと云ふ今は數多の民家其跡に在り太郎丸掃部は政宗に降り摺上原の戦に蘆名の先鋒富田將監に討たれしものなり

慶徳館址 慶徳村の南に在り今畠となれり天正中慶徳善五郎の居りし所なり

大寺館址 磐梯村字大寺に在り三箇所ありて一は大寺の東北三町許の田の中に在り蘆名の臣佐瀬河内の居りし所一は北方三町許佐瀬平八郎常雄の居りし所一は東西二町許に在り松山和泉の居りし所と云ふ

塚原館址 喜多方町字菅原町に在り今民屋となる富田將監の居りし所と云ふ本丸跡は東西三十間南北三十六間二ノ丸跡は東西三十間南北四十間三ノ丸跡は東西百十四間南北四十二間四方土居隍の形存す傍に馬場跡あり

三橋館址 駒形村字三橋の西南に在り本丸跡は東西四十三間南北四十二間二ノ丸跡は東西五十間南北一町五十間許加納盛時の孫三橋太郎義通築く義通は小荒井組貝沼村及此村を領せしか十四代の孫越中盛茂摺上原の役義廣に従ひて黒川に退きしかは伊達政宗駒形山を下りて此城に據りしと云ふ今は

畠となりしか城隍の形存せり

中目館址 姥堂村字中目の東南四町餘に在り東西三十一間南北二町餘南館と云ふ天正の頃中目式部大輔住せりと云ふ今畠となり土居の形纔に存す

戸山城址 檜原村の西北三町戸山に在り東西三十五間南北一町六間土居空壕の跡残り南を追手とす文明の頃穴澤俊家の築く所子孫數代此處に住し米澤の伊達氏の押へとなれり

岩山館址 檜原村の南八町岩山に在り東西四十五間南北二十五間土居空壕の形崩れて定かならず永祿十二年穴澤加賀信徳之を築き退隠せし所なり

小田付館址 喜多方町の内元の小田付に在り佐瀬大和種常居りしと云ふ天正十年種常中田付村の市場便り悪きとて九十三箇村の人夫を發し臺南條古屋敷小田付といふ四區の民居を此に集めて町割し小田付村と名つけ上町下町の字ありて村中に官より令せらるゝ掟條目の制札を懸く

關柴館址 關柴村字入柴の西山際に在り大永二年蘆名氏の臣松本長門後入道して關柴といふ築けり天正十三年長門の子備中といふ者伊達政宗に内應し伊達勢を引入れ黒川勢と合戦ありし時備中は沼澤出雲に討たれ父の長門は生捕られて嚴刑に行はれき

以上記する所の外城壘館柵の郡内に散在するもの頗る多く會津古壘記によれば本郡には城七箇所壘一箇所館二十八箇所柵四十八箇所合計八十四箇所ありしと云ふ今其内の主なるものを擧げたるなり

二 古戰場

唐上原 翁島村字唐上の附近一二里の間をいひ昔は放鷹の地にて鶉雲雀の獲物多かりきといふ文